

令和元年度

# 自己点検・評価報告書



ACCREDITED  
2019

学校法人 永原学園

西九州大学短期大学部

## 発刊にあたって

西九州大学短期大学部は、一般財団法人短期大学基準協会による令和元年度認証評価の結果、適格と認定されました。

本報告書は、本学の自己点検・評価運営委員会が作成した基礎資料「自己点検・評価報告書」に同協会による「機関別評価結果」を加えて刊行したものです。

本学は平成24年度に同協会の第三者評価を受け「適格」の評価をいただいてから、今回で3回目となります。この間には、短期高等教育を取り巻く環境が大きく変化するなかで、認証評価の評価基準やシステムなどの大きな見直しが行われました。

自己点検・評価報告書を作成するにあたっては、ALOを中心に全学的に評価の方針等への理解、自己点検を進めることで、文部科学省が令和元年12月に示した教学マネジメント指針に沿った改善を図ることができました。

この度の認証評価においては、「総評」並びに「特に優れた試みと評価できる事項」において、高い評価をいただきました。一方では、「向上・充実のための課題」が1件、この他に基準別の各取組みの充実に向けた改善課題、さらには訪問調査時において貴重なご意見、ご示唆を数多くいただきました。

今後も、改善・改革は終わりのないものと承知し、これら明確となった課題に真摯に取り組む、地域社会の要請に応える短期大学として、地域人材の育成の改善充実に努めて参ります。ご関係者様、地域の皆様には本報告書をご一読いただき、忌憚のないご意見と、一層のご支援・ご協力を賜りますことをお願い申し上げます。

令和2年3月

西九州大学短期大学部  
学長 福元 裕二



# 目 次

発刊にあたって

自己点検・評価報告書	1
1. 自己点検・評価の基礎資料	2
2. 自己点検・評価の組織と活動	18
<b>【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】</b>	21
[テーマ 基準Ⅰ－A 建学の精神]	21
[テーマ 基準Ⅰ－B 教育の効果]	25
[テーマ 基準Ⅰ－C 内部質保証]	32
<b>【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】</b>	37
[テーマ 基準Ⅱ－A 教育課程]	37
[テーマ 基準Ⅱ－B 学生支援]	53
<b>【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】</b>	67
[テーマ 基準Ⅲ－A 人的資源]	67
[テーマ 基準Ⅲ－B 物的資源]	79
[テーマ 基準Ⅲ－C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	82
[テーマ 基準Ⅲ－D 財的資源]	85
<b>【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】</b>	96
[テーマ 基準Ⅳ－A 理事長のリーダーシップ]	96
[テーマ 基準Ⅳ－B 学長のリーダーシップ]	100
[テーマ 基準Ⅳ－C ガバナンス]	105
<b>【資料】</b>	
提出資料一覧	108
備付資料一覧	111
一般財団法人 短期大学基準協会 令和元年度認証評価機関別評価結果	
おわりに	



# 自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人短期大学基準協会の認証評価を受けるために、西九州大学短期大学部の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和元年 6 月 25 日

理事長

福元 裕二

学長

福元 裕二

ALO

平田 孝治

## 1. 自己点検・評価の基礎資料

### (1) 学校法人及び短期大学の沿革

#### <学校法人の沿革>

昭和 21 年 9 月	佐賀栄養専門学院設立
昭和 28 年 4 月	佐賀栄養専門学校創立 栄養士養成施設として厚生大臣指定
昭和 29 年 2 月	準学校法人永原学園設立認可(私立学校法第 64 条第 4 項の法人、 所轄庁佐賀県知事) (注)準学校法人:私立学校法施行規則第 6 条第 1 項第 6 号
昭和 33 年 4 月	佐賀保育専門学校開設
昭和 34 年 4 月	佐賀調理専修学校開設
昭和 38 年 1 月	学校法人永原学園認可(私立学校法第 3 条の学校法人、所轄庁文 部大臣)
昭和 38 年 4 月	佐賀短期大学開設食物栄養科設置(入学定員 80 名)
昭和 39 年 4 月	佐賀短期大学被服科増設(入学定員 50 名)
昭和 40 年 4 月	佐賀短期大学保育科増設(入学定員 100 名) 保母養成施設として厚生大臣指定
昭和 42 年 4 月	佐賀短期大学専攻科被服専攻増設(入学定員 20 名)
昭和 42 年 4 月	佐賀短期大学附属三光幼稚園開園
昭和 42 年 4 月	佐賀製菓専修学校開設
昭和 43 年 4 月	佐賀家政大学開設家政学部家政学科設置(入学定員 100 名)
昭和 44 年 4 月	佐賀家政大学家政学部家政学科に家政学専攻と管理栄養士専攻 を設置 管理栄養士養成施設として厚生大臣指定
昭和 49 年 4 月	佐賀家政大学家政学部社会福祉学科増設(入学定員 30 名)
昭和 49 年 6 月	佐賀家政大学を「西九州大学」に名称変更
昭和 52 年 4 月	西九州大学家政学科を「食物栄養学科」に、家政学専攻を「食物 栄養学専攻」に名称変更
昭和 53 年 4 月	佐賀調理専修学校調理専門課程及び調理高等課程認可
昭和 53 年 4 月	佐賀調理専修学校を「佐賀調理専門学校」に、佐賀製菓専修学校 を「佐賀製菓学校」に名称変更
昭和 56 年 4 月	佐賀短期大学被服科を「家政科」に、保育科を「幼児教育科」に 名称変更
昭和 63 年 4 月	佐賀短期大学食物栄養科を「食物栄養学科」に、家政科を「生活 福祉学科」に、幼児教育科を「幼児教育学科」に名称変更
昭和 63 年 4 月	佐賀短期大学生活福祉学科介護福祉士養成施設として厚生大臣 指定

西九州大学短期大学部

平成元年 4月	佐賀短期大学専攻科福祉専攻増設(入学定員 30 名) 介護福祉士養成施設として厚生大臣指定
平成 5 年 4月	佐賀短期大学生生活福祉学科定員変更 (入学定員 80 名)
平成 6 年 3月	佐賀短期大学健康福祉・生涯学習センター設置
平成 6 年 9月	西九州大学健康福祉実践センター設置
平成 7 年 2月	佐賀短期大学専攻科食物栄養専攻学位授与機構認定
平成 7 年 4月	佐賀短期大学専攻科食物栄養専攻増設(入学定員 30 名) 栄養士養成施設として厚生大臣指定
平成 7 年 4月	佐賀短期大学専攻科被服専攻廃止
平成 10 年 4月	西九州大学社会福祉学科編入学定員設定(3 年次編入学定員 20 名)
平成 10 年 12月	西九州大学大学院健康福祉学研究科設置認可(入学定員 8 名)
平成 11 年 4月	西九州大学大学院健康福祉学研究科設置 (入学定員 8 名)
平成 11 年 4月	佐賀調理製菓専門学校開設 ( 調理師科入学定員 昼間・夜間部 80・40 名 ) ( 製菓衛生師科入学定員 昼間・夜間部 40・40 名 )
平成 11 年 4月	西九州大学福祉医療専門学校開設(福祉医療科入学定員 40 名)
平成 11 年 12月	佐賀調理専門学校廃止 佐賀製菓学校廃止
平成 12 年 4月	西九州大学家政学部「食物栄養学科食物栄養学専攻と管理栄養士専攻」廃止、「食物栄養学科」とする(管理栄養士養成)(入学定員 90 名)
平成 12 年 4月	西九州大学家政学部社会福祉学科入学定員の増員、臨時的定員を恒常化(入学定員 140 名)
平成 13 年 4月	西九州大学家政学部「健康栄養学科」設置(入学定員 130 名)、食物栄養学科募集停止
平成 13 年 4月	西九州大学家政学部を「健康福祉学部」に名称変更
平成 14 年 4月	佐賀短期大学附属三光幼稚園定員変更(収容定員 400 名)
平成 14 年 4月	西九州大学健康福祉学部社会福祉学科介護福祉コース設置 介護福祉士養成施設として文部科学大臣、厚生労働大臣指定
平成 16 年 4月	佐賀短期大学「くらし環境学科」設置(入学定員 50 名)
平成 16 年 4月	佐賀短期大学生生活福祉学科定員変更(入学定員 70 名)
平成 17 年 10月	佐賀調理製菓専門学校調理師科夜間部定員変更(入学定員 80 名)
平成 18 年 4月	佐賀短期大学幼児教育学科を「幼児保育学科」に名称変更及び定員変更(入学定員 110 名)
平成 18 年 4月	佐賀短期大学くらし環境学科定員変更(入学定員 30 名)
平成 18 年 4月	西九州大学福祉医療専門学校福祉医療科募集停止
平成 19 年 4月	西九州大学リハビリテーション学部リハビリテーション学科設置 (入学定員 80 名 (理学療法学専攻 40 名・作業療法学専攻 40 名))



西九州大学短期大学部

平成 19 年 4 月	佐賀短期大学附属三光保育園開園
平成 19 年 4 月	佐賀短期大学附属三光幼稚園及び佐賀短期大学附属三光保育園 「認定こども園」認定
平成 21 年 3 月	西九州大学福祉医療専門学校廃止
平成 21 年 4 月	西九州大学「子ども学部子ども学科」設置(入学定員 80 名) (3 年次編入学定員 10 名)
平成 21 年 4 月	佐賀短期大学を「西九州大学短期大学部」に名称変更
平成 21 年 4 月	佐賀短期大学附属三光幼稚園を「西九州大学附属三光幼稚園」に 名称変更
平成 21 年 4 月	佐賀調理製菓専門学校を「西九州大学佐賀調理製菓専門学校」に 名称変更
平成 21 年 4 月	佐賀短期大学附属三光保育園を「西九州大学附属三光保育園」に 名称変更
平成 21 年 4 月	西九州大学佐賀調理製菓専門学校製菓衛生師科を「パティシエ科」 に名称変更
平成 21 年 4 月	西九州大学健康福祉学部社会福祉学科定員変更(入学定員 120 名)
平成 21 年 4 月	西九州大学健康福祉学研究科定員変更(入学定員 12 名)
平成 21 年 4 月	西九州大学短期大学部食物栄養学科定員変更(入学定員 60 名)
平成 21 年 4 月	西九州大学短期大学部生活福祉学科定員変更(入学定員 40 名)
平成 21 年 4 月	西九州大学短期大学部幼児保育学科定員変更(入学定員 90 名)
平成 21 年 4 月	西九州大学短期大学部くらし環境学科募集停止
平成 22 年 3 月	西九州大学短期大学部くらし環境学科廃止
平成 22 年 3 月	西九州大学短期大学部専攻科食物栄養専攻廃止
平成 23 年 4 月	西九州大学短期大学部専攻科福祉専攻を「専攻科保育福祉専攻」 に名称変更
平成 23 年 4 月	西九州大学短期大学部健康福祉・生涯学習センターを「西九州大 学・西九州大学短期大学部健康福祉・生涯学習センター」に名称 変更
平成 25 年 4 月	西九州大学附属三光保育園定員変更(入学定員 70 名)
平成 26 年 4 月	西九州大学グループ地域連携センター設置 同センター内に「健康福祉・生涯学習センター」、「臨床心理相談 センター」、「食育サポートセンター」、「あすなろうセンター」を 配置 西九州大学、西九州大学短期大学部の「健康福祉研究センター」 を「生活支援科学研究センター」に名称変更
平成 26 年 4 月	西九州大学大学院健康福祉学研究科健康栄養学専攻設置(入学定 員 2 名)、臨床心理学専攻設置(入学定員 4 名)、リハビリテーショ ン学専攻設置(入学定員 3 名)

西九州大学短期大学部

平成 26 年 4 月	西九州大学大学院健康福祉学研究科健康福祉学専攻定員変更(入学定員 3 名)
平成 26 年 4 月	西九州大学大学院健康福祉学研究科を西九州大学大学院生活支援科学研究科に名称変更
平成 26 年 4 月	西九州大学「健康栄養学部健康栄養学科」設置(入学定員 120 名)
平成 26 年 4 月	西九州大学「健康福祉学部スポーツ健康福祉学科」設置(入学定員 50 名)
平成 26 年 4 月	西九州大学「子ども学部心理カウンセリング学科」設置(入学定員 40 名)
平成 26 年 4 月	西九州大学健康福祉学部社会福祉学科定員変更(入学定員 80 名)(3 年次編入学定員 10 名)
平成 26 年 4 月	西九州大学健康福祉学部健康栄養学科募集停止
平成 26 年 4 月	西九州大学佐賀調理製菓専門学校製菓一般課程パティシエ科夜間部(入学定員 40 名)廃止
平成 27 年 4 月	西九州大学大学院生活支援科学研究科地域生活支援学専攻(修士課程)設置(入学定員 5 名)
平成 27 年 4 月	西九州大学大学院生活支援科学研究科健康福祉学専攻(修士課程)募集停止
平成 27 年 4 月	西九州大学大学院生活支援科学研究科地域生活支援学専攻(博士課程)設置(研究科の専攻に係る課程の変更) 博士前期課程(入学定員 5 名) 博士後期課程(入学定員 3 名)
平成 27 年 4 月	西九州大学大学院生活支援科学研究科子ども学専攻(修士課程)設置(入学定員 4 名)
平成 27 年 4 月	西九州大学附属三光幼稚園「幼保連携型認定こども園」から「幼稚園型認定こども園」へ類型変更
平成 27 年 4 月	西九州大学附属三光幼稚園に保育機能施設「三光ナースリー」併設
平成 27 年 4 月	西九州大学附属三光保育園「幼保連携型認定こども園」から「保育所型認定こども園」へ類型変更
平成 27 年 4 月	西九州大学附属三光保育園定員変更(入学定員 80 名)
平成 27 年 4 月	西九州大学グループ情報メディアセンター設置
平成 27 年 4 月	西九州大学グループ国際交流センター設置
平成 28 年 4 月	西九州大学グループ地域連携センター内に地域看護研究研修センター設置
平成 29 年 3 月	西九州大学短期大学部専攻科保育福祉専攻廃止
平成 29 年 4 月	西九州大学短期大学部食物栄養学科、生活福祉学科、専攻科保育

西九州大学短期大学部

	福祉専攻募集停止 西九州大学短期大学部地域生活支援学科設置（入学定員 100 名）
平成 29 年 12 月 平成 30 年 1 月	学校法人永原学園事業部開設 レストラン「ラ・サンテ 249」開業
平成 30 年 4 月	西九州大学看護学部看護学科設置（入学定員 90 名）
平成 30 年 4 月	「西九州大学グループ地域連携センター」、「西九州大学グループ情報メディアセンター」、「西九州大学グループ国際交流センター」廃止 西九州大学及び西九州大学短期大学部に「リカレント教育・研究推進本部」、「情報メディアセンター」、「国際交流センター」を設置 リカレント教育・研究推進本部内に「健康支援センター」、「健康福祉・生涯学習センター」、「産学官連携推進室」を設置
平成 30 年 4 月	西九州大学大学院生活支援科学研究科臨床心理学専攻の下に「臨床心理相談センター」を設置
平成 30 年 4 月	西九州大学健康栄養学部健康栄養学科の下に「食育サポートセンター」を設置
平成 30 年 4 月	西九州大学看護学部看護学科の下に「地域看護研究研修センター」を設置
平成 30 年 4 月	西九州大学に「教職センター」を設置
平成 30 年 5 月	西九州大学短期大学部食物栄養学科、生活福祉学科廃止

<短期大学の沿革>

昭和 21 年 9 月	佐賀栄養専門学院創立
昭和 29 年 2 月	準学校法人永原学園設立認可(所轄庁佐賀県知事)
昭和 33 年 4 月	佐賀保育専門学校開設
昭和 34 年 4 月	佐賀調理専修学校開設
昭和 38 年 1 月	学校法人永原学園設立認可(所轄庁文部大臣)
昭和 38 年 4 月	佐賀短期大学開設食物栄養科設置(入学定員 80 名)
昭和 39 年 4 月	佐賀短期大学被服科増設(入学定員 50 名)
昭和 40 年 4 月	佐賀短期大学保育科増設(入学定員 100 名) 保母養成施設として厚生大臣指定
昭和 42 年 4 月	佐賀短期大学専攻科被服専攻増設(入学定員 20 名)
昭和 56 年 4 月	佐賀短期大学被服科を「家政科」に、保育科を「幼児教育科」に名称変更
昭和 63 年 4 月	佐賀短期大学食物栄養科を「食物栄養学科」に、家政科を「生活福祉学科」に、幼児教育科を「幼児教育学科」に名称変更
昭和 63 年 4 月	佐賀短期大学生活福祉学科介護福祉士養成施設として厚生大臣指定

西九州大学短期大学部

平成元年 4 月	佐賀短期大学専攻科福祉専攻設置(入学定員 30 名) 介護福祉士養成施設として厚生大臣指定
平成 5 年 4 月	佐賀短期大学食物栄養学科の入学定員を 200 名から 100 名に減員 生活福祉学科の入学定員を 50 名から 80 名に増員 幼児教育学科の入学定員を 100 名から 90 名に減員
平成 6 年 3 月	佐賀短期大学健康福祉・生涯学習センター設置
平成 7 年 2 月	佐賀短期大学専攻科食物栄養専攻 学位授与機構認定
平成 7 年 4 月	佐賀短期大学専攻科食物栄養専攻増設(入学定員 30 名) 栄養士養成施設として厚生大臣指定
平成 7 年 4 月	佐賀短期大学専攻科被服専攻廃止
平成 16 年 4 月	佐賀短期大学「くらし環境学科」設置(入学定員 50 名)
平成 16 年 4 月	佐賀短期大学生活福祉学科定員変更 (入学定員 70 名)
平成 18 年 4 月	佐賀短期大学幼児教育学科を「幼児保育学科」に名称変更 また、同学科の入学定員を 90 名から 110 名に増員
平成 18 年 4 月	佐賀短期大学くらし環境学科定員変更(入学定員 30 名)
平成 19 年 4 月	佐賀短期大学附属三光保育園開園 佐賀短期大学附属三光幼稚園及び佐賀短期大学附属三光保育園 「認定こども園」認定
平成 21 年 4 月	佐賀短期大学を西九州大学短期大学部に名称変更
平成 21 年 4 月	佐賀短期大学附属三光幼稚園を「西九州大学附属三光幼稚園」に 名称変更
平成 21 年 4 月	佐賀短期大学附属三光保育園を「西九州大学附属三光保育園」に 名称変更
平成 21 年 4 月	西九州大学短期大学部食物栄養学科定員変更(入学定員 60 名)
平成 21 年 4 月	西九州大学短期大学部生活福祉学科定員変更(入学定員 40 名)
平成 21 年 4 月	西九州大学短期大学部幼児保育学科定員変更(入学定員 90 名)
平成 21 年 4 月	西九州大学短期大学部くらし環境学科募集停止
平成 22 年 3 月	西九州大学短期大学部くらし環境学科廃止
平成 22 年 3 月	西九州大学短期大学部専攻科食物栄養専攻廃止
平成 23 年 4 月	西九州大学短期大学部専攻科福祉専攻を「専攻科保育福祉専攻」 に名称変更
平成 29 年 3 月	西九州大学短期大学部専攻科保育福祉専攻廃止
平成 29 年 4 月	西九州大学短期大学部食物栄養学科、生活福祉学科、専攻科保育 福祉専攻募集停止 西九州大学短期大学部地域生活支援学科設置 (入学定員 100 名)
平成 30 年 5 月	西九州大学短期大学部食物栄養学科、生活福祉学科廃止

西九州大学短期大学部

(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置するすべての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和元年5月1日現在

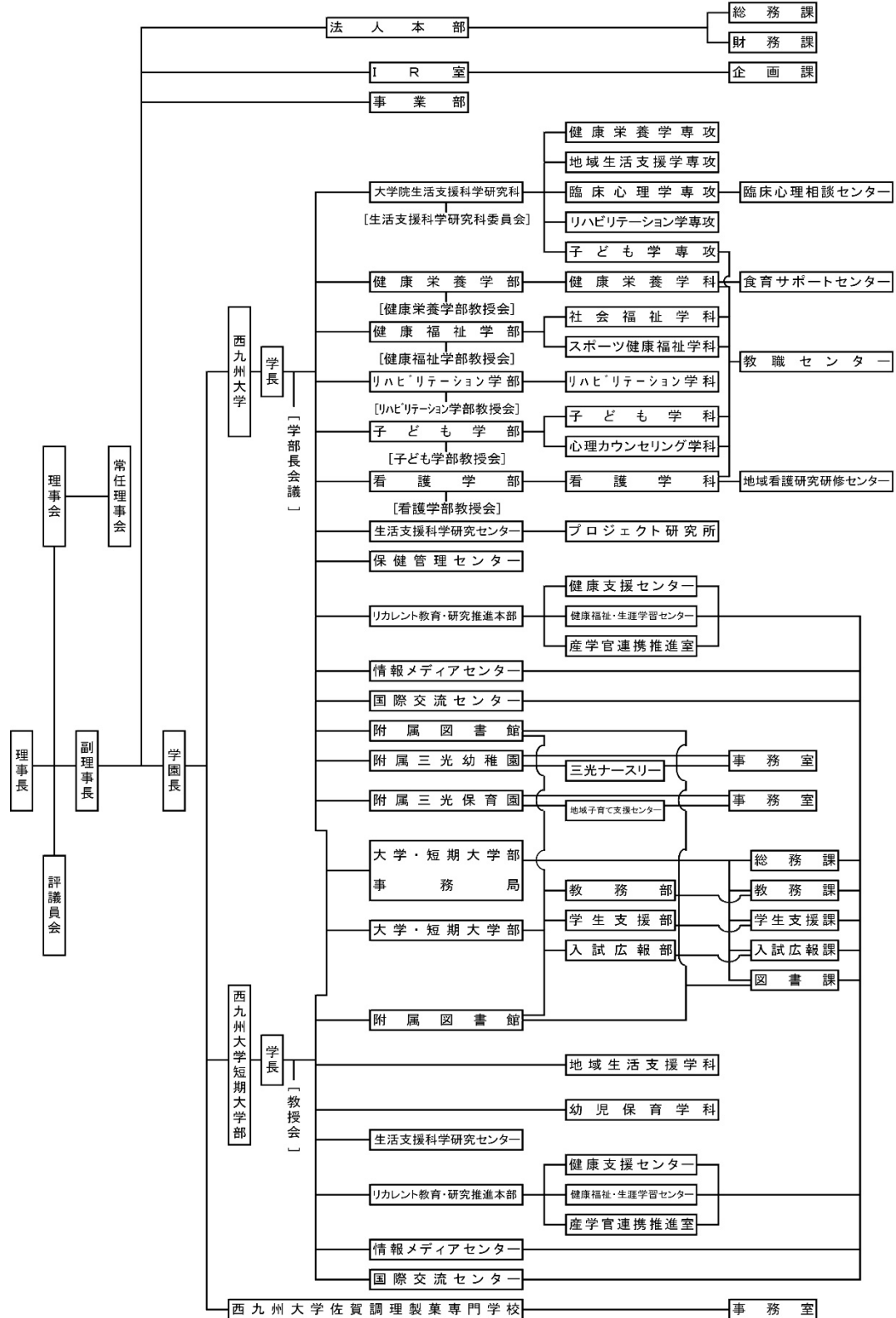
教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
西九州大学大学院		名	名	名
生活支援科学研究科	佐賀県神埼市神埼町尾崎4490番地9	21	45	54
	佐賀県佐賀市神園三丁目18番15号			
西九州大学				
健康栄養学科	佐賀県神埼市神埼町尾崎4490番地9	120	480	443
社会福祉学科	同上	80	340	192
スポーツ健康福祉学科	同上	50	200	183
リハビリテーション学科	同上			
理学療法学専攻		40	160	161
作業療法学専攻		40	160	134
子ども学科	佐賀県佐賀市神園三丁目18番15号	80	340	347
心理カウンセリング学科	同上	40	160	181
看護学科	佐賀県小城市小城町176番地27	90	360	190
西九州大学短期大学部	佐賀県佐賀市神園三丁目18番15号			
地域生活支援学科	同上	100	200	142
幼児保育学科	同上	90	180	181
西九州大学附属三光幼稚園	佐賀県佐賀市若宮1-13-3	120	400	322
西九州大学附属三光保育園	佐賀県佐賀市若宮1-13-17	80	80	85
西九州大学佐賀調理製菓専門学校	佐賀県佐賀市多布施2-7-44	200	280	77

西九州大学短期大学部

(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 令和元年5月1日現在

学校法人永原学園 管理運営組織図



## (4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

## ■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

本学が立地する佐賀県佐賀市は、北を福岡県福岡市、南を有明海に面した佐賀県の県庁所在地である。面積は 431.84k m<sup>2</sup>で、有租地の地目別土地面積比率においては、45.4%が田または畑、35.3%が山林となっている。人口は平成 30 年 4 月現在、233,484 人であり、平成 26 年 4 月時点の 235,641 人から世帯構成人員・人口ともに緩やかな減少傾向にある。しかし、平成 29 年の佐賀県全体の合計特殊出生率を見てみると、1.64 と全国の 1.43 を上回っている。年齢 3 区分別割合としては、平成 30 年 4 月の調査では 65 歳以上の比率が 27.2%と、4 人に 1 人の割合となっている。また、若年世代が転出超過により市外への流出が進行する一方で、30 代前半及び定年退職後の年代においては、若干転入が超過する状況である。

開学時より本学が所在する神園地区は、佐賀地区の水源の一つであり、疎水百選にも選出された多布施川と佐賀藩主鍋島直正公の別邸跡である神野公園を擁す、緑に囲まれた閑静な住宅街である。また、本学は国道 34 号線に隣接し、JR 佐賀駅及び佐賀駅バスセンターまで約 2 km、九州自動車道佐賀大和インターまで約 6 km と、佐賀においては交通の利便性が高く、修学の場として望ましい環境が整っている。

## ■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

短期大学部入学のシェアは地元県内が大半を占めているが、佐賀県の高卒者数は少子化に伴い年々減少傾向にあり、その人数の減少により総数が伸びないと予測した。

地域	26 年度		27 年度		28 年度		29 年度		30 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
佐賀県	115	72.3%	126	83.4%	127	80.9%	136	82.9%	120	71.9%
福岡県	10	6.3%	7	4.6%	3	1.9%	9	5.5%	4	2.4%
長崎県	23	14.5%	12	7.9%	14	8.9%	10	6.1%	12	7.2%
熊本県	2	1.3%	1	0.7%	1	0.6%	1	0.6%	4	2.4%
その他	9	5.7%	5	3.3%	12	7.6%	8	4.9%	27	16.2%
合 計	159	100%	151	100%	157	100%	164	100%	167	100%

[注]

- 短期大学の実態に即して地域を区分してください。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。
- 認証評価を受ける前年度の平成 30 年度を起点に過去 5 年間について記載してください。

## ■ 地域社会のニーズ

本学は、佐賀市の中心に近く、JR 佐賀駅以北部にあって、主要幹線道路(国道 34 号線)側に位置しており、近隣の神埼市や小城市をはじめとする、近隣の県域に渡り通学圏域を有している。学生は佐賀県内からの入学者が主であるが、北部九州を中心とする九州・沖縄の学生も広く受け入れている。佐賀県内には、本学以外に独立行政法人佐賀大学のほか、私立短期大学が 2 校あるが、本学園は、県内で唯一、短期大学・大学・専門学校・幼稚園・保育園を有しており、入学生はもとより、地域にも学習の場を提供している。平成 26 年度～30 年度の佐賀県内高校生の全国短期大学への入学者総数は 495～396 人、このうち佐賀県内への短期大学入学者は 277～268 人、本学への県内入学者は 115～120 人となっており、7 割から 8 割の学生が佐賀県内から入学している。(学校基本調査及び学校法人基礎調査)

近年の入学動向は減少の傾向を示すが、本学への幼稚園教諭・保育士、栄養士、介護福祉士に係る専門職業ニーズは高く、特に超少子高齢化に伴って介護福祉に係る求人は年々増加の傾向にある。佐賀県の有効求人倍率は平成 21 年度以降上昇傾向となっており、平成 30 年 12 月現在 1.61 倍(全国平均 1.63 倍)でありながら、本学の就職率は 100% (平成 29 年度)の実績を得ている。佐賀県域の過疎化する市町村においては、県内の学校、大学・短期大学に対して、地域貢献や地域創生事業への期待が高まっている。本学は、立地条件から地域の緊急避難所に指定されており、緊急時のセンター的役割を果たせるよう施設・設備を整えている。近隣の地方公共団体とは地域連携協定を締結し、以来継続的に地域貢献の活動を行っている。平成 26 年 7 月は、江北町との協定を結び、地域特産物を活かした空き店舗での事業を展開し、また平成 27 年 2 月は、みやき町との協定を結び、農産物商品の開発や地域活性化事業を展開している。各学科において、幼児保育学科では「親子いきいき広場」、地域生活支援学科では、「親子クッキング」や「管理栄養士国家試験受験対策講座」(食生活支援コース)、介護福祉公開講座(福祉生活支援コース)といった地域住民や現職者向け講座、卒後支援講座を設け、継続的な実績を得ている。また本学は、併設大学とともに「リカレント教育・研究推進本部」を設け、高等教育機関の役割を明確にし、従来の地域連携・貢献活動をさらに進展させ、地域における「知の拠点」機能のさらなる向上を目指している。リカレント教育・研究推進本部内の「健康福祉・生涯学習センター」では、エルダーカレッジや生きがづくり教室、公開講座を通じて、年齢を問わず学びと出会いを求める人々の集いの場として活用されている。また佐賀県総合計画 2015 では、「人を大切に、世界に誇れる佐賀づくりプラン」に基づき国際交流を推進しており、アジア圏を中心とする在留外国人数は平成 31 年 1 月 1 日現在 6,327 人(前年同時期 5,666 人)と増加している。本学は地域創生の拠点を目指し、教育のグローバル化(グローバル化)を進めており、海外への短期派遣・受入れ留学プログラムを毎年開催し、地域活性化に少なからず寄与している。

## ■ 地域社会の産業の状況

平成 27 年度の佐賀市の 15 歳以上就業者を産業 3 部門別にみると、第 1 次産業が 6,668 人(5.8%)、第 2 次産業が 21,156 人(18.4%)、第 3 次産業が 81,520 人(70.8%)となっている。この結果を昭和 45 年の結果と比較すると、第 1 次産業及び第 2 次産業でそれぞれ



## 西九州大学短期大学部

れ 18,774 人 (73.8%)、849 人 (3.9%) 従業者が減少したのに対し、第 3 次産業では 27,435 人 (50.7%) 増加している。

産業大分類別 15 歳以上就業者の割合をみると、「卸売業、小売業」が 15.6% (17,930 人) と最も高く、次いで「医療、福祉」が 14.8% (17,088 人)、「製造業」が 11.2% (12,857 人) などとなっている。就業者の割合が大きいものについて男女別にみると、男性が「卸売業、小売業」、「製造業」、「建設業」、女性が「医療、福祉」、「卸売業、小売業」、「製造業」などとなっている。

産業大分類別 15 歳以上就業者の構成についてみると、「電気・ガス・熱供給・水道業」は男性 86.2%、女性 13.8%、「建設業」は男性 84.0%、女性 16.0%、「運輸業、郵便業」は男性 83.3%、女性 16.7%となっており、女性に比べて男性の割合が大きくなっている。一方、「医療、福祉」は男性 25.8%、女性 74.2%、「宿泊業、飲食サービス業」は男性 37.8%、女性 62.2%、「生活関連サービス業、娯楽業」は男性 39.7%、女性 60.3%となっており、男性よりも女性の割合が大きくなっている。(平成 27 年度国勢調査)

### ■ 短期大学所在の市区町村の全体図



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。(基準別評価票における指摘への対応は任意)

(a) 改善を要する事項 (向上・充実のための課題)
1 シラバスの形式に、授業の到達目標が入っており各科目とも明示されているので、各教科の履修カルテなど学習の結果を検証できるような工夫が望まれる。
(b) 対策
平成 25 年度後期より、大学教育の質保証・質的転換を目指し、学習成果の可視化に係る全学的システムを開発するものとなった。
(c) 成果
学習成果の可視化システムの開発を平成 26 年度から着手、試行運用を経て、平成 27 年度入学生から運用を開始した。システムは未完成ながら、学修の結果を検証することが可能となった。

(a) 改善を要する事項 (向上・充実のための課題)
2 授業計画の中の評価基準・方法は、総合的判断と記入されている科目が多いが、評価基準に評価の基準となる項目を具体的に示し、それぞれの項目ごとの評価の割合を明示することが望まれる。
(b) 対策
平成 27 年度より、学修到達目標に対する評価を明確にすることで、学修到達目標の項目ごとの評価を可能とした。
(c) 成果
学修到達目標別に到達度を集計することが可能となり、カリキュラム・マップ (カリキュラム・チェックリスト) の運用による教育課程全体からの改善が可能となった。

(a) 改善を要する事項 (向上・充実のための課題)
3 多様化する学生への特質に合致した指導や、マンツーマンによる教育のさらなる方策の策定が課題となっており、組織的な改善の取り組みに結びつけることが必要である。
(b) 対策
従来から実施する UPI テスト並びに学生実態調査、学生相談室の設置に加え、平成 27 年度より成績と自己評価の分析、中退予防の分析を行い、精神・生活面、そして学習面で学生への個別指導と支援を実施することで修学サポートを図るものとした。
(c) 成果
各種調査データに基づいて当該委員会・学科会議等で協議され、修学及び学修の支援のほか、個別の対応の充実を図ることができている。

西九州大学短期大学部

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
4 外部競争資金の導入が少ないことから、今後は科研費等の獲得に一層注力することが望まれる。
(b) 対策
個人研究活動の推進として科研費申請に対するインセンティブを支給するなどの勧奨がなされている。また、全学的な取り組みとして外部競争資金への事業申請を企画委員会で積極的に取り上げるものとした。
(c) 成果
成果としては、「私立大学研究ブランディング事業」〔平成 29 年～平成 31 年（令和元年）、「私立大学等改革総合支援事業」（プラットフォーム）〔平成 29 年～平成 30 年〕のほか、江北町の受託研究事業の採択に至っている。今後も積極的に個人又は全学的な競争資金の申請を行っていく予定である。

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
5 従来より大学と短期大学の書類の様式が異なっており、SD 研修会を通じて統一化を図っていく必要がある。また、SD 活動に関する規程が未整備なため早期の対応が望まれる。
(b) 対策
SD 委員会規程を平成 26 年 8 月 7 日制定し運用を行っていたが、平成 28 年 3 月 31 日公布の「大学設置基準等の一部を改正する省令」（平成 28 年文部科学省令第 18 号）に伴い、省令に対応するためこれまでの SD 委員会規程を廃止し、平成 29 年 4 月 1 日にて新規の制定を行い運用している。また、大学と短期大学部の書類の見直しを行い整備することとした。
(c) 成果
業務の簡素化につながっている。一方では、短期大学にとって有効な様式は残されるなどの工夫がなされ、学生支援の観点からも充実が図られてきている。

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
6 耐震基準を満たしていない校舎等があり、計画的に補修及び建替えを実施する必要がある。
(b) 対策
平成 26 年度 5 号館新校舎（講義室・研究室・事務管理部門等）、平成 27 年度には食堂ホール建築を行った。それに伴い、旧校舎の取り壊しを行い耐震基準を満たしていない校舎はない。
(c) 成果
食堂ホールは平成 28 年度に稼動しており、行事・イベント等にも活用され、修学環境の改善が図られた。

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
7 中期目標・計画における PDCA サイクルの実績評価が不十分なところがあるので、早期の対応が望まれる。
(b) 対策
各年のアクションプログラムにおいて、より具体性を与えるものとし、達成評価点の実質化を図るものとなった。
(c) 成果
第3次中期目標・中期計画（平成26年度～29年度）が作成され、今後の改革・改善に対する教職員への理解浸透が図られた。

- ② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。  
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
なし
(b) 対策
(c) 成果

- ③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。  
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
なし
(b) 改善後の状況等

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の設置計画履行状況等調査において改善意見等が付された短期大学は、改善意見等及びその履行状況を記述してください。  
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善意見等
なし
(b) 履行状況

## (6) 短期大学の情報の公表について

■ 令和元年5月1日現在

## ① 教育情報の公表について

No.	事 項	公 表 方 法 等
1	大学の教育研究上の目的に関する事	Campus Life Handbook、ウェブサイト等で公表 <a href="https://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/">https://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/</a>
2	卒業認定・学位授与の方針	Campus Life Handbook、ウェブサイト等で公表 <a href="https://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/">https://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/</a>
3	教育課程編成・実施の方針	Campus Life Handbook、ウェブサイト等で公表 <a href="https://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/">https://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/</a>
4	入学者受入れの方針	Campus Life Handbook、ウェブサイト等で公表 <a href="https://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/">https://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/</a>
5	教育研究上の基本組織に関する事	ウェブサイト等で公表 <a href="https://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/">https://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/</a>
6	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する事	ウェブサイト等で公表 <a href="https://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/">https://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/</a>
7	入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事	Campus Life Handbook、あすなる会資料、ウェブサイト等で公表 <a href="https://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/">https://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/</a>
8	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する事	ウェブサイト等で公表 <a href="https://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/">https://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/</a>
9	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する事	Campus Life Handbook、ウェブサイト等で公表 <a href="https://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/">https://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/</a>
10	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する事	Campus Life Handbook、ウェブサイト等で公表 <a href="https://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/">https://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/</a>
11	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関する事	Campus Life Handbook、大学案内、学生募集要項、ウェブサイト等で公表 <a href="https://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/">https://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/</a>
12	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事	Campus Life Handbook、ウェブサイト等で公表 <a href="https://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/">https://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/</a>

② 学校法人の財務情報の公開について

事 項	公 開 方 法 等
財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書	広報永原学園、ウェブサイト等で公表 <a href="https://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/">https://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/</a>

[注]

- 上記①・②ともに、ウェブサイトで公表している場合は URL を記載してください。

(7) 公的資金の適正管理の状況（平成 30 年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

- ・ 学校法人永原学園契約等処理規程
- ・ 学校法人永原学園経理規程
- ・ 学校法人永原学園経理規程施行要領
- ・ 研究費不正防止計画運用ガイドライン
- ・ 西九州大学短期大学部における公的研究費の運営・管理体系図
- ・ 出張申請と非常勤雇用者の手続きから支払までのフロー図
- ・ 西九州大学短期大学部における研究費の使用に関する行動規範
- ・ 西九州大学短期大学部における研究費不正防止計画
- ・ 西九州大学短期大学部における取引業者からの誓約書徴取について
- ・ 西九州大学短期大学部の発注等に関する取引停止規程
- ・ 西九州大学短期大学部科学研究費補助金事務取扱要項
- ・ 西九州大学短期大学部研究費不正に関する調査のガイドライン
- ・ 西九州大学短期大学部研究費不正使用防止における責任体系について
- ・ 西九州大学短期大学部研究費不正防止計画推進委員会要項
- ・ 「検収確認業務窓口」の概要及び運用方法について
- ・ 西九州大学短期大学部における研究費の管理・監査に関する基本方針
- ・ 西九州大学短期大学部研究費不正使用防止規程
- ・ 西九州大学短期大学部競争的資金に係る間接経費の取扱に関する規程

## 2. 自己点検・評価の組織と活動

- 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）  
自己点検・評価は、点検・評価運営委員会規程に基づき、次の担当者及び構成員をもって、第三者評価及び4年毎の自己点検・評価、大学間相互評価を実施している。報告書は、教授会の承認を得て、学内及び学外関係者へ公表している。

### 【点検・評価運営委員会】

- ・委員長:福元裕二(理事長、学長)
- ・委員:平田孝治(ALO、副学長、地域生活支援学科長・教授)
- ・委員:米倉慶子(幼児保育学科学科長・教授)
- ・委員:牛丸和人(教務部副部長、幼児保育学科・教授)
- ・委員:野口美乃里(学生支援部副部長、幼児保育学科・教授)
- ・委員:馬場由美子(入試広報部副部長、地域生活支援学科・准教授)
- ・委員:大石妙子(ALO補佐、事務局次長)

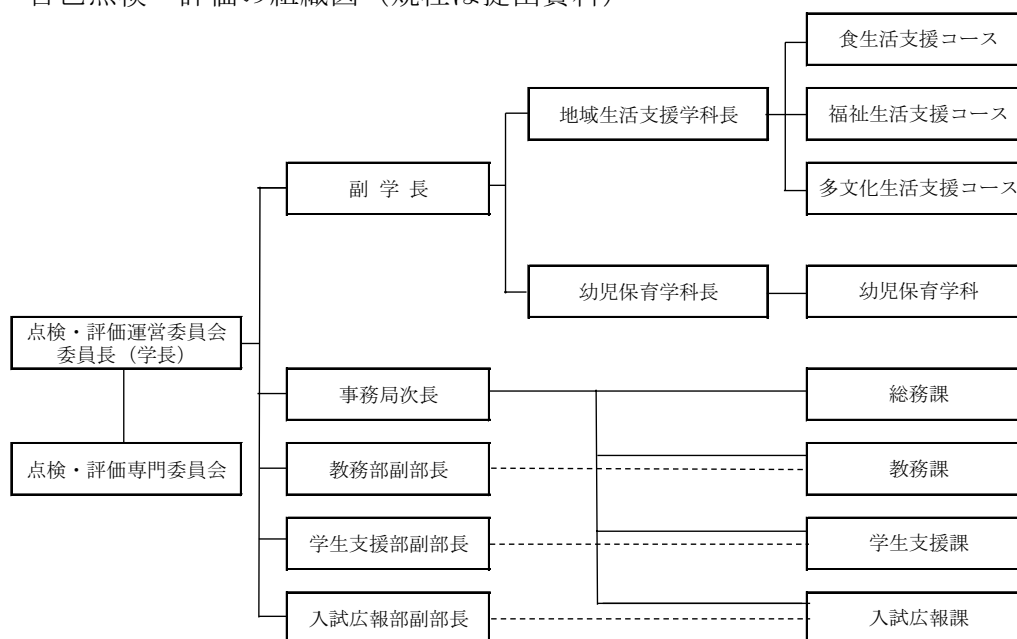
### 【点検・評価専門委員会】

- ・委員:平田孝治(ALO、副学長、地域生活支援学科長・教授)
- ・委員:田中知恵(地域生活支援学科・教授)
- ・委員:西岡征子(地域生活支援学科・教授)
- ・委員:武富和美(学長補佐、地域生活支援学科・准教授)
- ・委員:吉村浩美(地域生活支援学科・准教授)
- ・委員:占部尊士(学長補佐、幼児保育学科・准教授)
- ・委員:大石妙子(ALO補佐、事務局次長)
- ・総務課:上田幸弘(課長補佐)、中牟田詳子、山口貴之

### (自己点検・評価執筆担当者)

- ・福元裕二(理事長、学長)
- ・平田孝治(ALO、副学長、地域生活支援学科長・教授)
- ・米倉慶子(幼児保育学科長・教授)
- ・野口美乃里(学生支援部副部長、幼児保育学科・教授)
- ・馬場由美子(入試広報部副部長、地域生活支援学科・准教授)
- ・田中知恵(地域生活支援学科・教授)
- ・西岡征子(地域生活支援学科・教授)
- ・川邊浩史(幼児保育学科・准教授)
- ・武富和美(学長補佐、地域生活支援学科・准教授)
- ・吉村浩美(地域生活支援学科・准教授)
- ・占部尊士(学長補佐、幼児保育学科・准教授)
- ・立川かおり(地域生活支援学科・講師)
- ・春原淑雄(幼児保育学科・講師)
- ・高元宗一郎(地域生活支援学科・講師)
- ・松田佐智子(地域生活支援学科・助教)
- ・大石妙子(ALO補佐、事務局次長)

■ 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）



■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

自己点検・評価の組織並びに実施体制については、年度始及び年度末に定期的開催される「西九州大学短期大学部点検・評価運営委員会」が「西九州大学短期大学部点検・評価に関する規程」に則り組織され、全学並びに各部署のアクションプログラムの進捗を毎年、点検・評価している。当該委員会は、学長を委員長とし、ALO（副学長）を中心に各学科長、各副部長、事務局次長を委員として選任し、本学の教学並びに管理運営の多岐にわたる内容を点検・評価できる体制をとっている。本委員会は、認証評価機関による自己点検・評価項目に関する全学的な点検・評価を実施するほか様々な企画立案も行う。また、定期的実施されている他大学との相互評価も担当する。総合評価に関しては、平成27年3月に、大阪国際大学短期大学部と「相互評価報告書」をとりまとめている。

「点検・評価専門委員会」は、報告書を作成するため「西九州大学短期大学部点検・評価に関する規程」に則り設置されている。本委員会は各学科の複数の教員並びに事務職員より構成されており、法人本部のサポートも得て、全学教職員が関わって報告書の作成に取り組むことができる体制をとっている。

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った平成30年度を中心に）

【点検・評価運営委員会】

平成30年6月13日 平成31年度自己点検・評価報告書作成に係る評価基準の読み込み及び記述責任者、執筆担当者の分担依頼。認証



西九州大学短期大学部

評価に向けた今後の計画の提示。

平成30年7月25日	平成31年度自己点検・評価報告書作成に係るAL0及び分担者からの進捗状況の報告。
平成30年9月26日	平成31年度認証評価AL0説明会の報告及び平成31年度自己点検・評価報告書作成に係るAL0及び分担者からの進捗状況の報告。
平成30年11月28日	平成31年度認証評価についての説明及び自己点検・評価報告書作成に係るAL0及び分担者からの進捗状況の報告。
平成31年1月16日	平成31年度自己点検・評価報告書作成に係るAL0及び分担者からの進捗状況の報告。
平成31年2月20日	平成31年度自己点検・評価報告書作成に係るAL0及び分担者からの進捗状況の報告。
平成31年2月26日	平成31年度自己点検・評価報告書作成に係るAL0及び分担者からの進捗状況の報告。
平成31年3月27日	平成31年度自己点検・評価報告書作成に係るAL0及び分担者からの進捗状況の報告。

【点検・評価専門委員会】

平成31年3月13日	平成31年度認証評価自己点検・評価報告書作成
平成31年3月27日	平成31年度認証評価自己点検・評価報告書作成

## 【基準 I 建学の精神と教育の効果】

### [テーマ 基準 I-A 建学の精神]

<根拠資料>

提出資料

1. Campus Life Handbook 2018 [平成 30 年度]、2. 大学案内 2018 [平成 30 年度入学者用]、3. 平成 30 年度版学修の手引き、4. ウェブサイト「短期大学部概要 建学の精神」

備付資料

1. 学校法人永原学園 創立 70 周年記念誌、3. 各種協定一覧、4. 受託研究一覧、5. 西九州大学グループ 100 年ビジョン、6. 私立大学研究ブランディング事業、7. 平成 30 年度産業技術学院委託訓練生の受入れ、8. 平成 30 年度あすなろ会資料、9. 新任教職員研修会、10. 入学式 式次第、11. 平成 30 年度教授会資料、12. 第 4 次中期目標・中期計画、13. 平成 30 年度アクションプログラムの総括及び平成 31 年度アクションプログラム、14. 教職員人事評価の調書、15. 平成 30 年度意見聴取一覧、16. 健康福祉・生涯学習センター、17. 出張講義ガイド 2018 年度版、18. 職業理解ガイダンス資料、19. 兼業一覧、20. 社会人向け講座等各種案内、21. 各種イベント案内、22. 西九州大学グループ健康支援センター

[区分 基準 I-A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準 I-A-1 の現状>

本学は、前身となる佐賀栄養専門学院の設立以来、学園創設者によって起草された「高度の知識を授け、人間性の高揚を図り、専門技術と応用技術をもって社会に貢献し、世界文化の向上と人類福祉に寄与する人物を養成する」を建学の精神としている（提出-1 p2）。そして、教職員が日々自己研鑽に励む意の「あすなろう」精神を教育理念に、「真理の探究」と「人間性」の追求と調和に努めることを明確に示している（備付-1）。建学の精神は、1946 年（昭和 21 年）創設当時の、戦後間もない民主的教育改革の潮流において、成人教育と職業教育をもって世界的視野のなかで、文化と福祉に寄与する人材を育成するものと定められて以来、今日に至る。その教育理念は、翌檜（あすなろ）の木に喩えて、「今は小さな幼木でも、あすは檜（ひのき）のような大木になろう」という日々の努力精進を謳ったものである。本学の建学の精神並びに教育理念は、公教育の営みに

において人間・社会に対する普遍的コモンセンスと言える。建学の精神並びに教育の理念は、学校法人永原学園グループ共通の趣旨であり目標とするものである。

本学は、学校法人として、教育基本法及び私立学校法に則り、短期大学設置基準に基づく教育研究上の目的を学則に定め、教育職員免許法に定める幼稚園教諭二種免許状教職課程、児童福祉法に定める保育士養成施設、栄養士法に定める栄養士養成施設、介護福祉法に定める介護福祉士養成学校、その他の資格認定校として、各法令に適合する佐賀の地域における短期高等教育機関として設置認可を受けて、地域に根差した各種専門職業人の養成を行っている。また本学は、創設以来の地域交流活動のほか、産学官との包括連携協定事業（備付-3）、産業技術学院委託訓練生の受入れ（備付-7）、受託研究等の実施（備付-4）をしており、公共性を具えていると言える。

建学の精神は、施設内に常時掲示しており、本学ウェブサイト（提出-4）、「Campus Life Handbook」、大学案内（提出-2 p56）、保護者会資料（備付-8）、その他の内外資料媒体で公表している。学生には、建学の精神及び教育理念を理解認識できるように、三つの方針（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）及び学習成果（学修到達目標）と合わせ、「Campus Life Handbook」や本学ウェブサイトのなかで公表している。

建学の精神並びに教育理念は、理事長でもある学長自らが、学生・教職員に言及する機会を設けている。学長は、毎年の新任の教職員研修会（備付-9）、入学・卒業式（備付-10）、そして建学の精神に基づく独自科目となる「あすなろう」（全学必修科目）で、建学の精神並びに教育理念について直接説明している。また教職員はその授業と指導時間を利用して実際の指導に当たることで、学生の理解促進に努めている。一方で、平成27年度には、学生及び教職員の建学の精神を含めた本学への帰属意識への強化や、学外者の本学に対する理解と認識を深めるために、学内に学校法人永原学園資料展示室（常設展示室）を設置した。

本学は、建学の精神と教育理念を中核に、学園の「基本構想」と「学園方針（6つの柱：マスタープラン）」（備付-11、備付-12）を作成し、社会の変化に伴って移り変わる教育ニーズに応えるべく西九州大学グループの「100年ビジョン」構想（備付-5）の表明や、教育改革、改組転換等が図られてきた。「学園方針」は、「中期目標・中期計画」に具体化され、これに基づいて毎年の事業計画「アクションプログラム」（備付-13）が策定されている。建学の精神、教育理念、学園の基本構想、マスタープラン、三つの方針、学修到達目標の内容は、「教育に関する基本方針」としてまとめられており、教授会において毎年度の見直しの機会を設けている。建学の精神を授業科目まで反映するために、年度別「学修の手引き」（提出-3）を作成し教育・指導に充てている。この活用によって学生及び教職員の理解と認識を促している。一方では、平成30年度から試行する教職員人事評価の調書（「ティーチングポートフォリオ、スタッフポートフォリオ」）（備付-14）において、建学の精神に係る項目を設けることで、個人による確認も実施されるものとなった。またステークホルダーとなる学生、保護者、就職先となる実習先、そして高等学校から、本学の建学の精神に基づく三つの方針及び学習成果（学修到達目標）に関する意見を聴取する場（備付-15）を定期的に設けており、建学の精神についてはこれらの意見を含めて教授会の場で確認している。

[区分 基準 I-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準 I-A-2 の現状>

本学は、創設当初より地域住民との交流の場を設けるなどの、本学教育に対する地域からの理解と利用を図ってきた。今日社会の多様な変化を背景に、平成6年に「健康福祉・生涯学習センター」が設置され、生涯学習の場として「エルダーカレッジ」や、公開講座、高齢者向けの「生きがいつくり教室」を展開することで、公教育としての役割の拡充を図ってきた（備付-16）。当センターは、平成25年西九州大学グループとして「地域大学宣言」を受け、翌年に「西九州大学グループ地域連携センター」として統合され、生涯学習プログラムの充実と、恒常的利用の拡大が図られてきた。西九州大学グループ地域連携センターは、平成30年度よりリカレント教育と産学官民連携事業の機能拡充を図るため「リカレント教育・研究推進本部」に名称を改め、組織体制の整備を進めている。またこの他には、教育研究活動の地域還元として「出張講義ガイド」（備付-17）を案内するなどしており、学校や施設、地方公共団体から毎年利用実績を得ている。地域の高等学校には高校生向けのキャリア教育に係る授業（備付-18）や、教員個別の授業等の提供やボランティア活動、諸団体・機関の役員等を務めており、教員人材・教育資源の地域への還元が図られている（備付-19）。

正課の授業においては、科目等履修生や聴講生、長期履修生制度を設け、社会人学生を広く受入れるほか、エルダーカレッジ生の受講も可能とすることで広く社会に開放している。入学制度においては、社会人学生の受入れや佐賀県産業技術学院の委託訓練生を受入れる委託生制度を設けている。またジョブカードの活用を可能とする履修証明プログラムを設けており、リカレント教育としての利用の拡充を図っている。一方、正課外では教員免許状更新講習や保育士特例講座、介護スキルアップ講座、介護チャレンジ教室、ブランディング事業研究会、西九州大学と共同開催する「子ども研究ネットワーク（NCN）」研究大会などを実施し地域への還元に努めている（備付-20）。

本学は、大学間協定に基づく短期大学コンソーシアム九州（北部九州の7短期大学が加盟）、大学コンソーシアム佐賀（佐賀県所在の2大学・3短期大学が加盟）、COC+「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業」（佐賀県所在の2大学・3短期大学が加盟）、そして平成29年度に発足した九州西部地域大学・短期大学連合プラットフォーム（QSP）（10大学・7短期大学・5行政経済産業界が加盟）の加盟校として、所在地域から九州西部地域に至る連携事業を種々の授業の活動に導入し、教職員・学生がいわゆる「師弟同行」の活動として実施している。

正課の授業科目には、「ボランティア活動」や地域課題解決型学習等を組み込んだ地域志向型科目の「地域生活支援学」や「保育カウンセリング」、卒業研究等の科目のほか、ボランティアサークルその他の正課内外の活動がある。このなかで、地域住民が参加する「親子いきいき広場」や「親子クッキング」、学内外の教育関係者が参加する「子ども研究ネットワーク(NCN)」の事業、一般参加を可能とする音楽・表現の祭典「表現フェスタ」、食の祭典「おせち・デコレーションケーキフェスティバル」や「食育フェスタ」などを継続的に開催することで、本学教育を地域に還元している(備付-21)。包括的連携協定に基づく活動では、地方公共団体(佐賀県、みやき町、江北町)との地域創生に係る活動、市内の高等学校(2校)との高大接続の促進を図るなど、本学独自の展開により、地域・社会への貢献活動を実施している。県内に所在する障がい者施設の職員・利用者・高校生とのレクリエーション活動「遊友広場」、附属三光幼稚園・保育園の夏祭り「お祭り広場」など、就職先となる産業界との連携を図っている。また、平成30年に佐賀市水ヶ江地区に「西九州大学グループ健康支援センター」が設置されて以来、地域に向けた健康・生活支援の活動が展開されている(備付-22)。また平成29年度に採択された私立大学等研究ブランディング事業では、「発達障害者の二次障害予防」をテーマに、自治体と共同開催する研究会のほか、食生活支援、保護者支援、継続的支援体制に関する研究事業を全学的に展開している(備付-6)。

#### <テーマ 基準 I-A 建学の精神の課題>

刻々と変容する社会ニーズに対応する教育を実現するために、建学の精神並びに教育の理念に基づいて作成される学園の「基本構想」と「学園方針(6つの柱:マスタープラン)」は、実際の目標・計画を設定していく上で、大きな羅針盤となっている。今後の改善課題としては、SD委員会活動の充実が挙げられ、研修会を計画するなどして、「基本構想」と「学園方針」の解釈や検討する機会を設け、建学の精神と教育理念への認識を深めていくことが求められる。また、非常勤講師や学外ステークホルダーの理解浸透については、情報公開を通じて理解を促すほか、情報共有の場を随時設けることで、建学の精神への理解・認識を高めていくことが求められる。

#### <テーマ 基準 I-A 建学の精神の特記事項>

本学の建学の精神並びに教育理念は、概して人間性と真理の探究を追求するものであり、価値観が多様化する今日の社会においても普遍的な文言として捉えている。学習成果を具体的に示す学修到達目標は、建学の精神から成績評価に至る連続性を実現するために作成されたものである。本学は、福祉・教育系専門職(栄養、介護福祉、幼児教育・保育)のほか、地域生活に根差したサービス業種(宿泊・飲食業や、その他の生活関連業)の人材育成に努めている。建学の精神は、直接に人や生活に関わるこれらの職業人の育成に対して、明確な意味を与えている。「あすなろう」精神の教育理念は、教職員側の教育の理念であるが、その理念の意味に含まれる「師弟同行」という考えに基づいた、学生にとっての学習理念としても学内の浸透が図られている。

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

<根拠資料>

提出資料

1. Campus Life Handbook 2018 [平成 30 年度]、5. 西九州大学短期大学部学則

備付資料

11. 平成 30 年度教授会資料 15. 平成 30 年度意見聴取一覧 [平成 30 年度]、23. ウェブサイト「地域大学の理念」、24. 教育に関する基本方針、11. 平成 30 年度教授会資料、25. ウェブサイトウェブサイト「教育に関する基本方針」・「平成 30 年度学修成果の評価指標」、26. 紀要集、27. 教務委員会

備付資料-規程集

1-1. 西九州大学短期大学部学則、4-3. 西九州大学短期大学部栄養士養成に関する規程、4-4. 西九州大学短期大学部介護福祉士養成に関する規程

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に役立っているか定期的に点検している。(学習成果の点検については、基準 II-A-6)

<区分 基準 I-B-1 の現状>

教育全般の目的・目標としては、西九州大学グループとして平成 25 年度に策定された「地域大学宣言」の「地域大学の理念・目的」に基づいて、次の 4 つの目標が設定され、各項目が立てられている(提出-1 pp. 2~4)。

「グローバル化の目標」…「あすなろう精神」に裏打ちされた人間力を備え、「つながる社会」を志向し、地域と世界とを横断するグローバル人材を育成する。(グローバル化とは、グローバルとローカルの言葉を合わせた造語であり、世界的な視点から地域を俯瞰し、地域的視点で活動することを意味する。)

「教育の目標」…地域を理解し、諸課題に対して主体的に取り組む姿勢をもつ、地域志向の専門職業人を育成する。

「研究の目標」…生活支援科学の視点から地域社会の未来を切り開き、佐賀、九州そしてアジアの諸地域の課題を解決へ導く独創的かつ実践的研究を推進する。

「地域連携・貢献活動の目標」…地域志向大学像を革新する新しい大学の仕組みを創成し、地域連携・貢献活動を進展させる。

これらの目的・目標は、本学ウェブサイト(備付-23)で公表するほか、「Campus Life Handbook」と「学修の手引き」に明記しており、学生並びに学外者に対して広く認識できるようにしている。また、学生の教育に直接係る目的・目標は、建学の精神に始まる「教育に関する基本方針」のなかでとりまとめることで、整合性を図っている(備付-24)。教育の目的は、学則第 1 条に大学全体について、第 3 条第 3 項に各学科について明記している。また各学科の主要な資格取得については、学則第 32 条に明

記しており、各養成施設（養成学校）・教職課程として免許状・資格の単位修得要件を明記している（提出-5）（備付-規程集 1-1, 4-3, 4-4）。教育の目標は、三つの方針のカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーに表明している。教育目的・目標は、「学則」並びに「教育に関する基本方針」として本学ウェブサイト（備付-25）にて表明するほか、「Campus Life Handbook」にも明記することで学生が認識できるようにしている。また「学修の手引き」と合わせて、本学独自の「あすなろう」科目群における学習プログラム（あすなろう精神と教育目標に基づく、自己の目標設定）や毎月一回実施するクラスミーティング（提出-1 pp. 143～148）の指導などにおいて学生の認識を高めている。

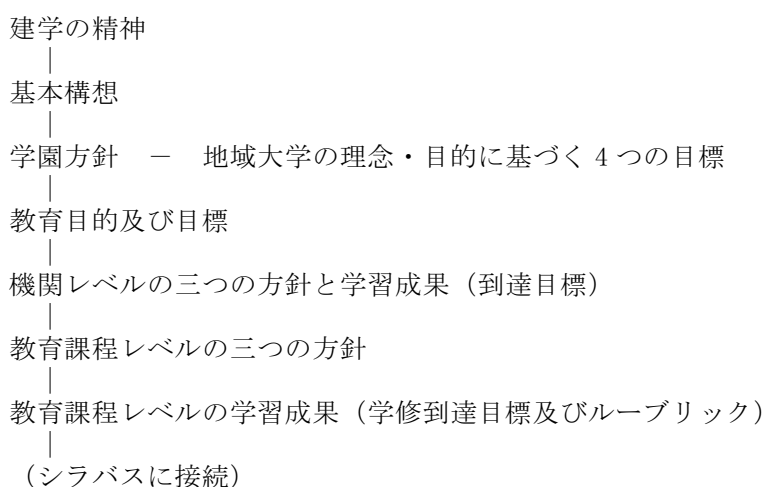


図 I-B-1 教育に関する基本方針の構成（関係図）

これらの教育の目的及び目標は、「教育に関する基本方針」のなかで教務委員会や企画委員会、そして教授会において毎年度の点検がなされている（備付-11）。「教育に関する基本方針」の構成を図 I-B-1 に示す。学科会議の協議においては、主に三つの方針、学修到達目標とその評価指標（ルーブリック）の点検が行われ必要な修正等が提案され、教授会の議を経て承認されている。

[区分 基準 I-B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-2 の現状>

各学科・コースの教育は、各教育課程に定める学修到達目標に沿って実施され、学習成果が測定されている。本学の学習成果は、建学の精神及び教育目標の具体的な到達目標として、機関レベルと各学科・コースの教育課程レベルとを設け、それぞれの学修到

達目標を定めている。機関レベルの学修到達目標は、カリキュラム外の課外学習や自己の任意の学習・経験等を含めた在学期間中の学習成果としている。教育課程レベルの学修到達目標は、全学共通の汎用的能力要素と各学科・コースの専門的能力要素の目標が策定されている（表 I-B-2.1）。各学修到達目標の項目は、共通理解するコンピテンシー概念に基づいて、次の表に示す各能力要素にまとめたもので、中央教育審議会答申の「学士力」をはじめとする諸能力の枠組みに対応するものである。本学が構築するコンピテンシー概念を図 I-B-2.2 に示す。学習成果は、平成 24 年度から本学の研修会並びに委員会で継続協議を重ね、建学の精神、そして授業からの双方向による整合性を図って作成されている。学習成果は、学修到達目標に基づく評価（学修到達度）と、学修到達目標に設定されたルーブリック（学習成果の自己評価）の双方向から定めている。教育課程を構成する全ての教育科目は、学修到達目標に関係付けられており、その文脈のなかで教育（学習と評価）がなされ、総合的に学習成果の査定が行われている。学習成果は、「教育に関する基本方針」にまとめられており、コンピテンシー概念に基づいて、建学の精神から授業までを、概して【態度】・【知識】・【技能】・【行動】の4つの要素にまとめて、整合性を図っている。

表 I-B-2.1 機関並びに教育課程の学修到達目標（大項目のみ抜粋）

<p>《機関レベルの到達目標》</p> <p>I 【主体的・自立的に行動できる確かな人間力】 1)～5) (5 項目)</p> <p>II 【教養ある専門職業人としての基礎力】 1)～3) (3 項目)</p> <p>III 【社会人としての汎用的能力】 1)～5) (5 項目)</p> <p>IV 【地域生活を支援し、創造する力】 1)～3) (3 項目)</p> <p>《教育課程レベルの学修到達目標》</p> <p>《学科共通の学修到達目標（汎用的能力要素）》</p> <p>【主体的・自立的に行動できる確かな人間力】（態度・志向性） 1)～3) (3 項目)</p> <p>【教養ある社会人としての基礎力】（知識・理解） 1)～3) (3 項目)</p> <p>【社会人としての汎用的能力】（技能・表現） 1)～3) (3 項目)</p> <p>【地域生活を支援し、創造する力】（行動・経験・創造的思考力） 1)～3) (3 項目)</p> <p>《学科別の学修到達目標（専門的能力要素）》</p> <p>【主体的・自立的に行動できる確かな人間力】（態度・志向性） 1)～3) (3 項目)</p> <p>【教養ある専門職業人としての基礎力】（知識・理解） 1)～3) (3 項目)</p> <p>【社会人としての汎用的能力】（技能・表現） 1)～3) (3 項目)</p> <p>【地域生活を支援し、創造する力】（行動・経験・創造的思考力） 1)～3) (3 項目)</p>
---



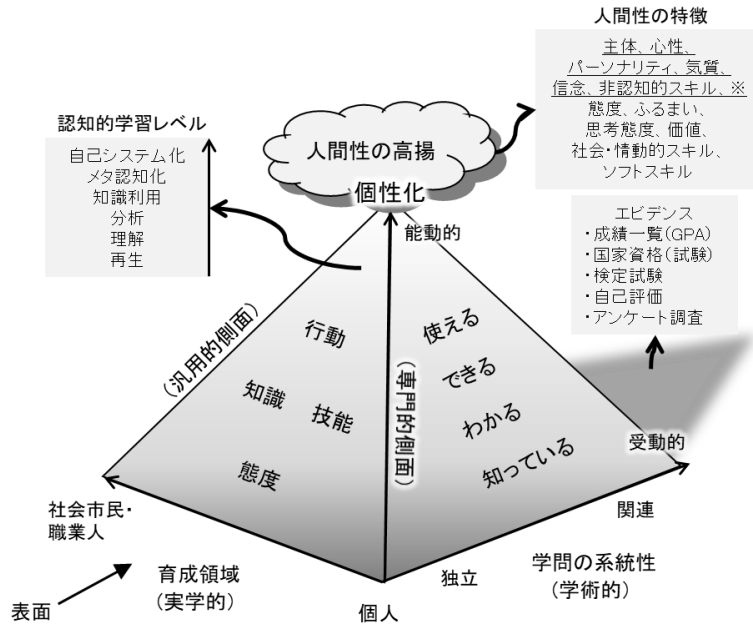


図 I -B-2. 2 本学教育の学習成果（コンピテンシー概念図）

学習成果(学修到達目標)は、本学ウェブサイト公表するほか、「Campus Life Handbook」その他の媒体資料に掲載することで、学内外ステークホルダーからの理解・認識を図っている。

学習成果（学修到達目標）は、学校教育法に則り、大学としての教養教育やその基礎の上にたった理論的背景を持つ専門教育を2年間で提供する(獲得し得る)ものであり、短期大学士の学位授与に値するものとして策定している（備付-26）。毎年度の学修到達目標は、学内外の意見を踏まえ、教務委員会・教授会において、社会的・国際的な通用性、学位を授与する機関としての水準の維持向上、そして本学の個性や特色の明確化に向け、見直しの機会を設けている（備付-27）。

[区分 基準 I -B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

<区分 基準 I -B-3 の現状>

三つの方針（学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針）は、平成28年度より学則等に規定するために教授会・理事会の承認手続きを経て、毎年の見直しの上、「Campus Life Handbook」に明記するほか、本学ウェブサイトやその他の媒体資料に公表している。三つの方針は、建学の精神から学習成果（学修到達目標）に

至る「教育に関する基本方針」のなかで一体的に定め、毎年 の点検を行いながら教育活動を実施している。教育の三つの方針は、機関レベルと各学科・コースレベルのそれぞれにおいて定めている。機関レベルの三つの方針は、次の表 I-B-3 に示すように、教育の理念・目標に則って一体的に策定されている。とりわけ教育課程編成・実施の方針においては、アカデミックアセスメント・ポリシー（成績評価の方針）並びにエバリュエーション・ポリシー（評価改善の方針）を設け、教育の質の保証に対する教学マネジメント体制の充実を図っている。学科・コースの学位授与方針は、科目系統図のなかで、分野別科目群との直接的な関係付けがなされている。各学科・コースの学位授与の方針は、いずれも学習成果（学修到達目標）に対応しており、平成 28 年度より「学修の手引き」のなかで表明している。三つの方針と、これら方針の具体性が示される、学習成果の評価・査定に係る学修到達目標とその評価指標となるルーブリックについては、在学生・高等学校・実習先・地方公共団体・その他の企業の、ステークホルダーからの意見を聴取する場を設け、教務委員会・入試広報委員会・教授会の場で入学年度毎に見直し、必要な改善を図っており、定期的に点検している（備付-15）。

表 I-B-3 西九州大学短期大学部における三つの方針（平成 30 年度）

<p>《学位授与方針》</p> <p><u>ディプロマ・ポリシー</u></p> <p>本学は短期大学士課程において、社会人としての汎用的能力の修得に加え、地域生活支援、幼児保育の 2 学科が提供する「栄養、福祉、保育・教育」に関する専門的知識・技能を有する人材を育成する。また本学は、地域の自然や文化を愛し、人類文化・思想の多様性を受け入れ、豊かなコミュニケーション能力をもつ教養人であるとともに、専門的知識・技能を駆使して、グローバル化、高齢化・人口減少社会等によってもたらされた新しい課題の解決に向けて挑戦する心を持ち、地域で活躍する専門職業人として「地域生活を支援し、創造することができる人材」を育てることを、教育の理念・目標として掲げる。</p> <p>本学は、この理念・目標を踏まえて、以下に示す資質、知識や能力を、共通教育、専門教育及び課外活動を含む学内外での幅広い教育活動を通じて培うこととし、本学の短期大学士課程に共通する到達目標を定め、これを学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）とする。</p> <p>到達目標</p> <p>I 【主体的・自立的に行動できる確かな人間力】</p> <p>①自己の心と体の状態を把握し、健康な生活管理を図ることができる。</p> <p>②自己の良心と社会の規範やルールに則って行動できる。</p> <p>③主体的に、自らを律して行動するとともに、目標実現のために協調・協働して行動できる。</p> <p>④社会の一員としての意識を持ち、義務と権利を適正に行使しつつ、社会の発展のために積極的に関与できる。</p> <p>⑤生涯にわたって自律・自立して学習できる。</p> <p>II 【教養ある専門職業人としての基礎力】</p> <p>①社会生活・職業生活にとって意味ある知識を獲得し、総合的に理解・使用することができる。</p> <p>・多文化・異文化に関する知識の理解</p> <p>・人類文化、社会、自然に関する知識の理解</p> <p>②専攻する特定の学問分野における知識を体系的に獲得することができる。</p>
---

- ③上記知識体系を外部的視点で捉え返すことができるとともに、自己と関連付け洗練していくことができる。

### Ⅲ【社会人としての汎用的能力】

- ①確かな日本語に加え、一つ以上の外国語を用いて、読み、書き、話すことができる。
- ②自然や社会的事象について、図表等のシンボルを用いて分析、理解、表現することができる。
- ③ICTを用いて、多様な情報を収集・分析して適正に判断し、モラルに則って効果的に活用することができる。
- ④情報や知識を複眼的、論理的に分析し、表現できる。
- ⑤問題を発見し、その解決に必要な情報を収集・分析・整理し、その問題に的確に対応できる。

### Ⅳ【地域生活を支援し、創造する力】

- ①上記Ⅰ～Ⅲの態度・志向性・知識・技能の知識を総合的に活用し、個人の職業生活及び社会生活のクオリティ向上を図ることができる。
- ②地域での実践活動をもとに、上記Ⅰ～Ⅲの知識・技能・態度・志向性を総合的に活用し、自発的に地域課題を解決することができる。
- ③上記Ⅰ～Ⅲの知識・技能・態度・志向性の総合的知識を統合し、個人の人間性の高揚を高めていくことができる。

## 《教育課程方針》

### カリキュラム・ポリシー

#### 短期大学士課程における教育課程編成の方針

1. 西九州大学短期大学部は、学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成する。
2. 西九州大学短期大学部は、教育課程の編成に当たっては、学科の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断を培い、確かな人間力を涵養するよう適切に配慮する。

#### 短期大学士課程における教育課程運営の方針

1. 西九州大学短期大学部は「学位（短期大学士）授与の方針」に定めた、卒業時までには修得すべき知識・能力等が、カリキュラム体系のなかでどのように養成されるのかを示すため。シラバス等で「学位（短期大学士）授与の方針」で定められた知識・能力等との対応と、それら諸能力等を修得する方法を理解しやすいように配慮する。
2. 西九州大学短期大学部は、学生個々人の主体的で活発な勉学意欲を促進する立場から、予習・復習等、授業時間外の学修機会に加え、学外での体験的学修を通じ、諸課題に積極的に挑戦させる。
3. 西九州大学短期大学部は、学生が自己の到達度を自ら判断し、必要な科目を自ら選択し、履修計画を作成できるように教育課程を構成する。
4. 西九州大学短期大学部は、成績評価の公正さと透明性を確保するため、成績の評定は、各科目に掲げられた授業の狙い・目標に向けた到達度をめやすとして採点し、評価の客観性を担保するため、複次的・複層的な積み上げによる成績評価を行う。

### アカデミックアセスメント・ポリシー

各教科目において、到達目標に定める学修成果に対して評価の観点を明確にし、学生の成績評価を示す。各教科目では学修に対する測定設計（手段、筆記試験、技能試験、パフォーマンス評価、ルーブリックなどの、真正の評価を含む）を行う。

- ①成績評価は、【態度・志向性】・【知識・理解】・【技能・表現】・【行動・経験・創造的思考力】の領域区分にある到達目標に記される学修成果として評価を行う。
- ②それぞれの教育内容に対応する学修成果について、知識の次元に類別（例えば、非認知的

成果・知識成果・技能成果・認知的成果に類別し、学修成果の到達基準（例えば、記憶・理解・応用・分析・評価・創造の段階的レベル）を設定し、各学修内容の測定法（例えば、筆記試験・技能試験・レポート・質疑応答・パフォーマンス・ルーブリック）を明確にして評価を行う。

- ③各学科の学士課程教育においては、各種専門資格・免許の養成に対して外部指標を設けアセスメントテスト等を実施し評価を行う。

エバリュエーション（評価・改善）・ポリシー

【評価】学修成果の評価結果を本人に適切にフィードバックし、その後の改善や成長につなげていく。

【改善】学修成果の評価結果は、直接的に関係するものとして、カリキュラム、コース内容または教育の改善、そして学修成果を改善する可能性がある変更に役立てる。

《受入れ方針》

アドミッション・ポリシー

西九州大学短期大学部の教育の理念・目標に則り、各学科の特性に応じた適切な方法で多様な入試選抜を実施し、大学教育を受けるにふさわしい能力・適性等を多面的・総合的かつ公正に評価し、選抜する。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

所在地域における保育・介護・栄養の3領域の職業人材の不足が叫ばれるなか、本学教育はこれら地域社会のニーズに適った学科・コースを構成するが、これらの志望者は年々減少している。本学は、教育の質の保証を最大限に実施しているなかで、如何にして本学の魅力を、高校生・社会人に伝えるかが課題と言える

中央教育審議会は、令和2年度に教学マネジメント指針案・省令改正案の提示を予定している。本学の教学マネジメントは、平成27年度システム運用からまもない開始期であり、個々の運用については、途上の段階と言える。機関レベルの三つの方針には、内容に難解な箇所も散見され、今後の省令改正等も踏まえて、見直し改善が必要と考える。また教育の効果については、全学的レベルから授業のレベルに至る、より効果的な運用の改善・充足が必要と考える。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

本学は、建学の精神から学習成果（学修到達目標）に至るまでを「教育に関する基本方針」として一体的に定め、学務運用上の資料として活用することで、教職員並びに学生に対して理解・認識を図っている。教育課程編成・実施の方針においては、学習成果の可視化、学習成果の獲得向上、成績評価の厳格化など、教育の質を保証するものとして、アカデミックアセスメント・ポリシーとエバリュエーション・ポリシーを策定している。

[テーマ 基準 I-C 内部質保証]

<根拠資料>

提出資料

3. 平成 30 年度版学修の手引き、8. 西九州大学短期大学部点検・評価に関する規定

備付資料

6. 私立大学研究ブランディング事業、11. 平成 30 年度教授会資料、12. 第 4 次中期目標・中期計画、13. 平成 30 年度アクションプログラムの総括及び平成 31 年度アクションプログラム、15. 平成 30 年度意見聴取一覧、27. 教務委員会、28. 平成 28 年度アクションプログラムの総括及び平成 29 年度アクションプログラム、29. 平成 29 年度アクションプログラムの総括及び平成 30 年度アクションプログラム、30. 第 3 次中期目標・中期計画、31. 平成 27 年度自己点検・評価報告書、32. 相互評価報告書、33. ウェブサイト「自己点検・評価」、34. 学位証明補足資料、35. 平成 30 年度私立大学等経営強化集中支援事業

備付資料-規程集

1-10 西九州大学短期大学部点検・評価に関する規程

[区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 日常的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I-C-1 の現状>

自己点検・評価を行うための規程は、平成 5 年 12 月に定めた「西九州大学短期大学部自己点検・評価検討委員会規程」を廃止し、平成 23 年 7 月より「西九州大学短期大学部点検・評価に関する規程」(提出-8)(備付-規程集 1-10)を定め施行している。この規程では、「点検・評価運営委員会」並びに「点検・評価専門委員会」を設置し、本学教育・研究の維持・向上、本学の目的及び社会的使命を達成するために、運営状況の点検・評価を実施するにあたっての必要な事項を定めている。「点検・評価運営委員会」では、認証評価機関の自己点検・評価項目に関する全学的点検・評価を総括するほか、必要な企画・立案を行う。「点検・評価専門委員会」では、点検・評価事項に基づいて具体的な点検・評価を行うほか、規程に基づいて専門的事項を処理するために設置される。

日常的な自己点検・評価は、「点検・評価運営委員会」の委員長である学長が中心となって、随時本学事務局及び法人本部と連携を図り、建学の精神に基づく教育活動、研究活動、教職員組織、施設・設備、社会との連携、業務管理・運営、その他の必要な点検を

実施している。

短期大学基準協会の評価基準に基づいて平成24年6月に第2回目となる報告書を作成している。定期的な自己点検・評価は、「西九州大学短期大学部点検・評価に関する規程」に基づいて、平成27年度までの4年間を総括する報告書を作成している(備付-31)。また、川崎医療短期大学との相互評価を平成23年3月に、大阪国際大学短期大学部との相互評価を平成27年3月に、それぞれ行っている(備付-32)。

自己点検・評価報告書は、広く教職員が関わるができるように、各部署による分担のなかで執筆・点検し、編集できるように作成している。さらに教授会で全教職員に配付して情報共有し、本学ウェブサイト上(備付-33)でも公表している。評価においては、理事会・監事から全体的に意見を聴取するほか、在学生、高等学校、実習先、地方公共団体、包括的連携協定を結ぶ大学・短期大学といった学内外ステークホルダーから教育活動を主とする意見聴取を行って、評価・改善に努めている(備付-15)。

また企画委員会では学長を委員長とし、本学が定める第3次中期目標・中期計画(平成26年度～29年度)(備付-30)、第4次中期目標・中期計画(平成30年度～34年度(令和4年度))(備付-12)及び平成30年度私立大学等経営強化集中支援事業の年度計画(平成30年度～32年度(令和2年度))(備付-35)に基づき、各部署・委員会で作成された各年度のアクションプログラム(備付-28, -29, -13)の実施・評価をとりまとめ、各年度末並びに年度初めに実施される点検・評価を総括することで、次年度における事業改善を図っている。また、平成29年度私立大学研究ブランディング事業(平成29年度～31年度(令和元年度))の計画は、全学的な取り組みとして、アクションプログラムの中で点検・評価をより具体化させ実施している(備付-6)。全教職員は、各部署・委員会活動のなかで各年のアクションプログラムの点検・評価活動を行っている。「点検・評価運営委員会」では、中期目標・中期計画並びに各年度事業の成果・検証を踏まえ、自己点検・評価を実施し次年度のアクションプログラムの改善につなげている。

[区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定(アセスメント)の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I-C-2 の現状>

本学は、学習成果の評価支援システムを導入しており、西九州大学グループで統一化された形式で学習成果を把握・評価する手法を有している(提出-3 pp. 56～68)。学習成果は、学修到達目標として「教育に関する基本方針」にまとめられており、機関レベルの到達目標と教育課程レベルの学修到達目標を設けている(備付-11)。機関レベルの到達目標は、カリキュラム以外の課外学習や自己の任意の学習・経験等を含めた在学期間中の学習成果としている。各学修到達目標の項目は表 I-B-2.1 に示すとおり、各能力要

素に分類され、コンピテンシーとしてまとめられており、それぞれについて具体的な学習成果が記載されている。教育課程を構成する全ての教育科目は、各学科の学修到達目標に関係付けられており、その文脈のなかで学習と評価・査定がなされている。

学習成果は、成績に基づく学修到達度（直接評価となる認知的成果）と、ルーブリックに基づく自己評価（間接評価となる情緒的成果）の、2軸の評価をもって定めており、各学期末の評価・査定を実施している。学修到達度と自己評価は、いずれも同一の学修到達目標に基づいている。1年前期から2年前期までの3学期間の学習成果は形成的評価として教育の改善に当たり、2年後期の最終学期末の学習成果は総括的評価として学位証明補足資料（学修成果証明書）に記載するものとしている（備付-34）。平成25年度は専任教員による試験的運用を開始し、平成26年度から学修到達目標に基づく能力要素別の成績評価（学修到達度）を導入し、平成27年度から同能力要素別の自己評価の運用を開始している。学習成果の査定基準は、各学科・コースで毎年度の点検・見直しがなされ、教務委員会と教授会を経て定めている。学位証明補足資料（学修成果証明書）は、平成28年度の入学生から運用を開始した。また成績証明書並びに学位証明補足資料（学修成果証明書）は、グローバル化への対応のため、英語版の発行も行っている。

評価支援システムは、学生側のPDCAと教職員側のPDCAを稼働させることで教育の質を保証するものである。この概念図を図I-C-2に示す。学生は学期毎に従来の成績一覧を確認するほかに、学修到達目標に基づく能力要素別の学修到達度の確認と、学修到達目標のルーブリックをもとにした学習成果の自己評価を「学習のための評価」として実施している。学習成果は、査定基準に基づいてコメントが各学生に返されることで、自己の学習成果を振り返り、次学期の学習成果の獲得向上を目指すものとしている。教職員側は、学生の学修到達度と自己評価査定の学期別データに基づいて、学科・コースそして教職員個人レベルで、カリキュラム、科目系統、科目ナンバリング、シラバス、学習と評価、指導・支援などの改善を図るものとしている。このことによって、不足する能力の充足、あるいは強化するよう、教育の改善・充実を図ることで教育の質を保証している（備付-27）。

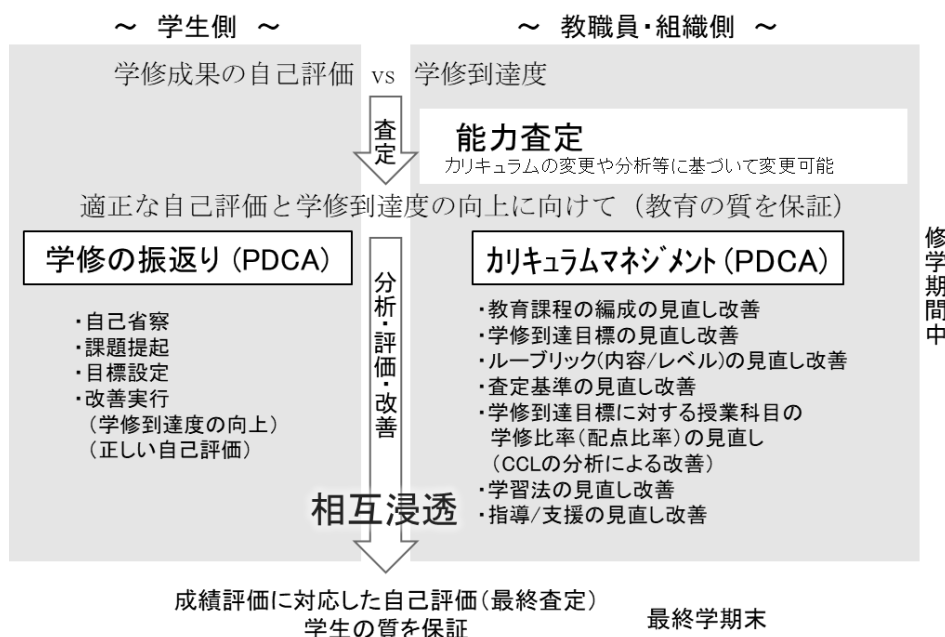


図 I -C-2 査定の基準設定からの改善の取組み

<テーマ 基準 I -C 内部質保証の課題>

平成 27 年度の自己点検において、次の課題が挙げられている。学生並びに教職員の学習成果に対する理解・認識を深める点では、複数回にわたる FD・SD 研修会の実施、教授会・委員会での周知を図り、学生・教職員全体に浸透してきている。教学マネジメントとしての体制は整いつつあり、今後も定期的な研修会等を通して更なる改革の加速が必要と考えている。学生の振り返り学習の時間の確保と指導・支援の充実の点では、学科・コースで実施計画を作成し実施するものとなったが、一丸体制による実施には至っておらず、全教職員で当たるなどの改善が求められる。学習成果（学修到達目標及びルーブリック）の文章には、表現や用語について曖昧な点があり、正確さを欠く箇所の表現を修正するなどの更なる改善が求められる。1 年前期の学習成果の獲得向上に係る指導・支援に関しては、入学前の学習成果のデータがないため、入学試験の評価等から判断しなければならないことから、入学時点の能力評価と学習成果との接続が必要と考える。学習成果の把握・評価は、組織的な運営体制が整えられたばかりであり、途上の段階と言える。今後は学習成果の査定から効果的かつ効率的な PDCA を稼働させるために、学生ポータルサイトの活用や必要な運用上の取り決めを行うなどして改善を図る必要がある。一方、本学の教育の質の保証の取組みについては、ウェブサイトその他の媒体で公表するところであるが、学外ステークホルダーからの理解・認識は十分とは言い難く、対外的な説明を十分に行っていく必要がある。

<テーマ 基準 I -C 内部質保証の特記事項>

本学では、教育課程別に体系化された学修到達目標を基準に、成績評価に基づく学修



到達度（認知的成果としての直接評価）と学生による自己評価（情緒的成果としての間接評価）の、2つの評価軸をもって学習成果を査定している。修学期間中の学習成果は、形成的評価として、査定結果に基づく学生・教職員側双方のPDCAによって相互浸透を図ることで学習成果の獲得向上を目指すものとしている。最終学期の学習成果は、総括的評価として、査定結果を学位証明補足資料（学修成果証明書）として発行している。これらの内部質保証は、各教職員が把握するとともに、組織的な取り組みとして実施運営されており、全学的体制をもって運営を行っている。

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

基準 I-C-1 自己点検・評価のための観点（6）に係る「向上・充実のための課題（領域別評価票における指摘への対応は任意）」として、次の点が指摘されていた。

「中期目標・計画におけるPDCAサイクルの実績評価が不十分なところがあるので、早期の対応が望まれる。」

このことについては、第3次中期目標・中期計画（平成26年度～29年度）及び第4次中期目標・中期計画（平成30年度～34年度（令和4年度））が、各年のアクションプログラムにおいて、より具体的な内容を示すものとして達成評価点の実質化を図るほか、私立大学等経営強化集中支援事業の年度計画（平成30年度～32年度（令和2年度））に具体的な実績目標を掲げて評価するようにしている。

基準 I-C-2 自己点検・評価のための観点（1）に係る「向上・充実のための課題（領域別評価票における指摘への対応は任意）」として、次の2点が指摘されていた。

「シラバスの形式に、授業の到達目標が入っており各科目とも明示されているので、各教科の履修カルテなど学習の結果を検証できるような工夫が望まれる。」

「シラバスの中の評価基準・方法は、総合的判断と記入されている科目が多いが、評価基準に評価の基準となる項目を具体的に示し、それぞれの項目ごとの評価の割合を明示することが望まれる。」

これらについては、平成25年度から学習成果の評価支援システムの開発を行い、平成26年度の試行運用、平成27年度の正式導入によって、学修到達目標に基づく学習成果の査定、検証・改善に至っており、円滑なPDCAが可能となっている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

平成27年度から導入した評価支援システムによってPDCAを実施しているが、未だ学習成果のデータが少ないことや、実施運用では試行錯誤する面もあり、途上の段階と言える。一方で、令和2年度の教学マネジメント指針・省令改正によって、今後の教学改革が強化されることが予想される。また、点検・評価運営委員会からは、平成31年度（令和元年度）のアクションプログラムの見直しを図るうえで、簡潔に要点をまとめることも求められており、項目立ての整理等を踏まえて事業計画の改善並びに更なる充実に努めていく。

## 【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

### [テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

#### <根拠資料>

##### 提出資料

3. 平成 30 年度版 学修の手引き、7. ウェブサイト「シラバス 2018 年度」、10. 学生募集要項 2018

##### 備付資料

11. 平成 30 年度教授会資料、15. 平成 30 年度意見聴取一覧、25. ウェブサイト「平成 30 年度学修成果の評価指標」、26. 紀要集、27. 教務委員会、34. 学位証明補足資料、37. 「カリキュラムチェックリスト」、40. 実習巡回報告書、41. シラバス作成要領・シラバスチェック担当者名簿、42. 平成 30 年度学科目担当表、43. Campus Life Handbook 2019、44. 教職課程の再課程認定、45. 保育士養成施設学則変更承認申請、46. 「あすなろう」科目群シラバス、47. 大学コンソーシアム佐賀 単位互換科目、48. 学生による授業改善のための授業評価アンケート結果に関する報告書 [平成 30 年度版]、49. 平成 30 年度進路支援・就職対策講座の概要一覧、50. 卒後支援一覧、51. 調査一覧、52. ウェブサイト「アドミッション・ポリシー」、53. 入試広報委員会、54. ウェブサイト「教員ポータルサイト」

##### 備付資料-規程集

- 2-2-1. 西九州大学短期大学部教員人事の方針、2-3-1. 西九州大学短期大学部専任教員資格審査基準、2-3-2. 西九州大学短期大学部教員資格審査基準細則、2-4. 西九州大学短期大学部専任教員資格審査基準運用要項、4-6. 西九州大学短期大学部授業科目の履修登録単位数の上限に関する内規、4-7. 西九州大学短期大学部履修証明プログラム規程、4-8. 西九州大学短期大学部履修証明プログラム規程の運用細則

[区分 基準Ⅱ-A-1 短期大学士の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
  - ① 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定めている。
- (3) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (4) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

#### <区分 基準Ⅱ-A-1 の現状>

学位授与の方針は、機関レベルと、各学科・コースの教育課程レベルに設け、学修到達目標による関係付けによって整合性が図られている。各学科・コースの学位授与の方針は、次の表に示す通りである（提出-3 pp. 28～31）。

表Ⅱ-A-1.1 各学科・コースの学位授与の方針（平成30年度）

<p><b>【地域生活支援学科】</b></p> <p>厳格な成績評価を行い、所定の単位を修め、以下の能力を備えた学生に卒業を認定し、短期大学士（地域生活支援学）の学位を授与する。</p> <p>（コース共通）</p> <p>①知識と技術を相互に連携して、複合的に活用できる能力を身に付けている。</p> <p>②グローバルな視点から地域生活者への支援ができ、国際人としての感性と素養を身に付けている。</p> <p>（食生活支援コース）</p> <p>③食と栄養についての専門的知識と技術を修得している。さらに、地域と連携して食生活改善を支援・推進する応用力と実践能力を身に付けている。</p> <p>（福祉生活支援コース）</p> <p>③介護に関連する専門的知識と技術と共に、利用者本位、自立支援、人権擁護の視点を持ち、職業倫理を身につけ、多職種協働によるチームアプローチの必要性を理解している。さらに、地域と連携して要介護者への生活改善を支援・推進する応用力と実践能力を身につけている。</p> <p>（多文化生活支援コース）</p> <p>③生活全般を支援するための食と福祉と多文化にまたがる汎用的専門知識と技術を修得している。さらに、グローバルな視点を持って国際社会でも活躍できる応用力と実践能力を身につけている。</p> <p><b>【幼児保育学科】</b></p> <p>厳格な成績評価を行い、所定の単位を修め、以下の能力を備えた学生に卒業を認定し、短期大学士（保育学）の学位を授与する。</p> <p>①修得した知識・技能・態度により、自らが発見した新たな課題を解決することができる。</p> <p>②職業生活、社会生活に必要な知的活動を支えるコミュニケーション能力や論理的思考力を身につけている。</p> <p>③自律しながらも協調して行動でき、社会の一員として社会の発展に寄与できる。</p> <p>④保育の専門職として専門分野の幅広い基礎知識と実践力を有し、実践の場で具現化していくことができる。</p> <p>⑤以上4つの能力の修得を基盤として、コースごとに次に挙げた能力を修得している。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●表現・音楽コース：自己を表現することと目標を完遂することに積極的な意欲を有する。</li><li>●心理・環境コース：多様な体験と交流を通して、他者への共感と自ら学び取る態度を身につけている。</li></ul>
---

学位授与の方針（Ⅱ-A-1.1）は、各教育課程の具体的な成果目標となる学修到達目標（表Ⅰ-B-2.1）との関係性を次の表Ⅱ-A-1.2のとおり定めている。

表Ⅱ-A-1.2 学位授与の方針の学修到達目標との項目対応（平成30年度）

学科・コース		学位授与の方針					
		地域(食生活)	地域(福祉)	地域(多文化)	幼児保育		
学修到達目標	汎用的能力(共通)	態度・志向性	1)	②	②	②	③
			2)	②	②	②	③
			3)	②③	②③	②③	③
		知識・理解	1)	①③	①③	①③	②
			2)	①③	①③	①③	②
			3)	①③	①③	①③	③
		技能・表現	1)	①②	①②	①②	②
			2)	①③	①③	①③	④
			3)	①③	①③	①③	①
		行動・経験・創造的思考力	1)	①②	①②	①②	③
			2)	①②	①②	①②	①
			3)	①②	①②	①②	①
	専門的能力(学科・コース別)	態度・志向性	1)	①②	①②	①②	②③
			2)	①③	②③	②③	①④
			3)	②③	②③	②③	②⑤
		知識・理解	1)	①②	①②	①②	②④
			2)	③	②③	②③	①⑤
			3)	①③	③	②③	④
		技能・表現	1)	①②	①②	①②	④
			2)	①③	②③	②③	①
			3)	②③	②③	②③	①④
		行動・経験・創造的思考力	1)	①②	①②	①②	④
			2)	①③	②③	①③	④⑤
			3)	②③	②③	①③	②⑤

卒業の要件、成績評価の基準、主要な資格取得の要件は、それぞれ学則第30条（卒業の要件）、第25条（学習の評価）、第32条（資格の取得）に規定している。これらの要件・基準を与える教育課程上の教育科目は、全て学修到達目標に関係付けられている（提出-3 p.55）。卒業認定・学位授与の方針はこれらの要件を明確に示していると言える。方針をはじめとするこれらの要件・基準については、その他の資格要件を含めて「Campus Life Handbook」並びに「学修の手引き」に明示するほか、本学ウェブサイトにて公開している（提出-7）。学習成果の把握・評価においては、学期別に学修到達目標に基づく質的水準を定めて査定を行っている。図Ⅰ-C-2に示すように修学期間中の査定は、形成的評価として教育改善を図るものとし、最終学期末の査定は、総括的評価として学位証明補足資料（学修成果証明書）に掲載するものとして、学習成果の可視化及び教育の質の保証を図っている（備付-34）。

各学科・コースの学位授与の方針は、建学の精神及び成績評価の双方向からの整合性を図り、平易な内容をもって項目立てして策定している。学位授与の方針は、学則第3

条第4項に定める三つの方針の一つとして設けており、内容の見直し改善が毎年図られるようにしている（備付-11）。

学位授与方針に接続する具体的な学修到達目標は、建学の精神をはじめとする本学の教育的背景をもって、学士力、生きる力、人間力、社会人基礎力、VALUE ルーブリック（全米短大・大学協会：AAC&U）その他の指針や先行成果に基づいてまとめられている。また毎年の運用において、学内外ステークホルダーからの意見を聴取する機会を設け、見直しを図ることで、社会的・国際的な通用性を担保している（備付-15、-26）。

卒業については、学則（第6章卒業等）第30条～31条に卒業要件を定め、成績一覧、GPA、そして教育の質の保証の観点から学習成果（能力要素別の学修到達度及び自己評価）を判断材料として、教務委員会と教授会の議を経て認定されている（備付-27）。卒業認定・学位授与の方針は、卒業判定のなかで、判定基準となることから実際の点検対象にもなっている。

[区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程を、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
  - ① 学科・専攻課程の学習成果に対応した、授業科目を編成している。
  - ② 単位の実質化を図り、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
  - ③ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
  - ④ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
  - ⑤ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 学科・専攻課程の教員を、経歴・業績を基に、短期大学設置基準の教員の資格にのっとり適切に配置している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2 の現状>

各学科・コースの教育課程編成・実施の方針は、三つの方針のなかで一体的に定めている。各教育課程を構成する科目は全て、学位授与の方針を具体的に示す学習成果（学修到達目標）によって、シラバス上で直接的な関係付けがなされている。

教育課程の編成・実施においては、教育課程別に各科目と学修到達目標とを関係付けているカリキュラム・チェックリスト（カリキュラム・マップ）（備付-37）のほか、科目系統図（提出-1 pp. 62～63, pp. 69～70, pp76～77, pp83～84）、科目ナンバリング（提出-1 pp. 54～58, pp85～87）によって体系化しており、教育課程の編成及び実施のエビデ

ンスとなっている。カリキュラム・チェックリストからは、カリキュラム全体の学習成果とする学修到達度を能力要素別に把握・確認することができ、学習要素の配分を全体で集計することによって、計画的に見直すことで教育の質を保証している。また、年度毎に見直す機会を設けて必要な改善を図っている。カリキュラム・チェックリストは、学生並びに教職員がポータルサイト上で常時閲覧を可能としている。各学科・コースでは、年間・学期における履修単位の上限を定めることで、単位の実質化を図っており、必要に応じて学生個別に履修登録の制限その他の指導を行っている(備付-規程集4-6)。成績評価については、学士課程共通の「学習成果」に関する参考指針となる、1. 知識・理解、2. 汎用的技能、3. 態度・志向性、4. 統合的な学習経験と創造的思考力(中央教育審議会「学士課程教育の構築に向けて(審議のまとめ)」より)に基づいて、汎用的・専門的能力それぞれの態度・志向性、知識・理解、技能・表現、行動・経験・創造的思考力の4要素を学習成果として設け、学修到達度の評価として判定している。シラバスは、シラバスチェック担当者を設け適正化を図り、学習のねらい、学習到達目標、予習・復習の内容、授業時間数、授業の学習方法、成績評価の基準と方法、教科書・参考書等を明示し、授業初回において説明している(備付-41)。通信による教育を行う学科はない。

各学科の教員は、「西九州大学短期大学部教員人事の方針」に基づき、教員候補者資格審査委員会と教授会の議を経て、学長の最終的判断により配置されている(備付-規程集2-2-1)。教員の配置は、教員の専門分野と授業科目の適合性やカリキュラム編成上の科目の重要性が考慮され、教員の資格は、短期大学設置基準、本学の教員選考規程及び教員資格審査基準に則り、人物・経歴・業績をもとに適切に審査されている(備付-42)(備付-規程集2-3-1, 2-3-2, 2-4)。

平成31年度(令和元年度)の専任教員等の配置を表Ⅱ-A-2に示す。地域生活支援学科では、食生活支援コースを栄養士養成施設、福祉生活支援コースを介護福祉士養成学校として必要な教員を設置基準に従って配置している。幼児保育学科は、幼稚園教諭二種免許状教職課程及び保育士養成施設として必要な教員を設置基準に従って配置している。この他、取得可能な資格に係る基準に基づき、教育科目を編成し必要な教員を適切に配置している。

西九州大学短期大学部

表Ⅱ-A-2 専任教員等の配置（平成31年度（令和元年度））

学科	氏名	職名	主な担当領域	氏名	職名	主な担当領域
地域生活支援学科	平田 孝治	教授	生化学	高元宗一郎	講師	情報・多文化
	西岡 征子	教授	栄養・調理	福元 健志	講師	多文化・英語
	田中 知恵	教授	化学・多文化	尾道香奈恵	助教	栄養・調理
	吉村 浩美	准教授	介護福祉・看護	松田佐智子	助教	栄養・調理
	馬場由美子	准教授	介護福祉	鶴 和也	助教	介護福祉
	武富 和美	准教授	栄養・調理	古賀 敬章	助手	栄養・調理
	立川かおり	講師	介護福祉			
幼児保育学科	米倉 慶子	教授	身体表現	中島 加奈	講師	ピアノ、音楽表現
	野口美乃里	教授	音楽表現、リズムミック	金丸 智美	講師	保育・幼児教育学
	牛丸 和人	教授	造形表現	春原 淑雄	講師	教育学
	川邊 浩史	准教授	障害児保育	津上佳奈美	講師	発達心理学
	西田 明史	准教授	幼児体育	大村 綾	講師	保育・幼児教育学
	占部 尊士	准教授	社会福祉学			

教育課程の定期的な点検は、教務委員会の議題に毎年取り上げるものとして、各学科・コースでの見直しの機会を設けている。とりわけ地域生活支援学科は、学生の定員充足や社会ニーズへの対応を図るために、平成29年度の学科改組によって設置されたもので、先の食物栄養学科と生活福祉学科が統合され、食生活支援コース・福祉生活支援コース、そして新設した多文化生活支援コースの、3コースを構成している。この教育課程の編成により専門分野に止まらない、複合領域・文理横断的な学習が可能となっている。この完成年度となる平成30年度においては、平成31年度（令和元年度）の多文化生活支援コースのコースカリキュラムについて、科目の構成や学年配当の見直しを実施した。また、幼児保育学科は、平成30年度の幼稚園教諭二種免許状教職課程の再課程認定及び保育士養成施設の見直しに伴い、教育課程の変更が図られている（備付-43 pp. 53～57 pp. 78～80, 備付-44, -45）。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-3 の現状>

機関レベルのカリキュラム・ポリシーでは、「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、確かな人間力を涵養する」ことを掲げている。この点を受け、学科の教養教育の目的・目標として、地域生活支援学科は「建学の精神（あすなろう）を中核と

し、より豊かな人間性を図る」、幼児保育学科は「専門性にとらわれない幅広い視野と豊かな人間性の育成を図る」をカリキュラム・ポリシーに明示している。各教養科目の授業目標は、ディプロマ・ポリシーに基づく学修到達目標と紐ついており、カリキュラム・マップまたはカリキュラム・チェックリストにて確認できる。教育課程を構成する全ての科目は、シラバスにおいて学修到達目標と直接的な関係付けがなされている。学修到達目標は、汎用的能力要素と専門的能力要素とに区分されているが、教養教育とする共通教育科目群と専門教育科目群はいずれの区分なく、学修到達目標を設定することを可能とすることで、教養教育の充足を図っている。教養教育とする共通科目群には、幅広い教養を学ぶため、人文・社会系、自然科学系、語学、体育の基本的な教養科目を配置している。これらに加えて、人間力の涵養を図るため、建学の精神(自らの可能性を信じ、自らの力によって、そのもてる才能を開花させ、将来の大きな目標に向かって歩み続ける姿勢)を具体化した科目「あすなろう」「共に学ぶあすなろう(キャリア)Ⅰ」「共に学ぶあすなろう(キャリア)Ⅱ」を開講し、卒業必修科目(計4単位)にしている。加えて、地域における学外体験活動(インターンシップや研修)を学習の中心とした選択科目「あすなろう体験」(2単位)や修学期間中の「ボランティア活動」での学びも科目として開講することで、教養教育の充実を図っている。とりわけ「あすなろう」の科目群では、スタディ・スキルズ、コミュニケーション・スキル、協調性とリーダーシップ、職業意識等のキャリア形成の修得をねらいとした授業内容を設定しており、全教員担当による実施体制としている(備付-46)。また教養科目には、大学コンソーシアム佐賀における単位互換科目も含まれている(備付-47)。なお、すべての教育科目の教育内容はシラバスに記載されており、本学ウェブサイトにて公開されている。

教養・専門教育の関連付けでは、共通科目となる「あすなろう」「共に学ぶあすなろう(キャリア)Ⅰ」「共に学ぶあすなろう(キャリア)Ⅱ」を教養教育の中核として位置づけている。この「あすなろう」3科目は、その他の教養教育科目と専門教育科目と並行して実施されているため、教養教育と専門教育、専門教育間の橋渡しを可能としており、学生にはカリキュラム・マップ(科目系統図)やディプロマ・ポリシーとの関連を「Campus Life Handbook」において図示している。学習成果は、全学共通の汎用的能力要素と、学科固有の専門的能力要素とに区分している。教養教育は、汎用的能力要素に位置付けられるところであるが、教育課程を構成する全科目において、学習内容に応じ、汎用的能力と専門的能力の学修到達目標を設定し、相互に浸透できるようにしている。

教養教育は、機関レベルのカリキュラム・ポリシーに示す学習成果の評価・改善の方針に従って教養教育の効果の測定と評価、改善に取り組んでいる。教養教育の効果の測定と評価は、「学生による授業評価アンケート」「カリキュラム・チェックリスト」「学習成果の自己評価」にて、科目レベルと教育課程レベルで実施している。測定・評価に基づく授業改善は、教務委員会ならびにFD委員会(FD専門委員会を含む)を中心に計画的に進められている。科目担当の各教員は、評価結果に基づいた当該授業の課題点と次年度授業に向けた改善計画を記載した報告書を作成している(備付-48)。



[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は實際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

#### <区分 基準Ⅱ-A-4 の現状>

各学科・コースの教育課程・コースカリキュラムは、短期大学設置基準に則り、それぞれの専門職業人養成を柱とする科目群をもって職業教育を実施するものであり、また学修到達目標に基づいた實際生活に必要な能力を育成するものである。地域生活支援学科の食生活支援コース・福祉生活支援コースは、それぞれ栄養士養成施設・介護福祉士養成学校として、将来、栄養士・介護福祉士として働くための職業教育を柱としてコースカリキュラムを編成している。多文化生活支援コースは、将来、宿泊・接客等のサービス業種で働くための職業教育を柱とし、ビジネス系の資格取得を可能とするコースカリキュラムを編成している。幼児保育学科は、保育士養成施設ならびに幼稚園教諭二種免許状教職課程として、将来、保育士や幼稚園教諭として働くための職業教育を柱として教育課程を編成している。教育課程を構成する全ての科目は、教養教育と専門教育での能力育成の区別を設けず、相互に汎用的能力と専門的能力を育成・評価するものとしており、カリキュラム・チェックリストからその状況を把握することができる。

学科・コースの職業教育は、修学期間を通して、教育課程と学生支援課による進路・就職支援の年間計画とが連携して実施展開する体制を整えている。各教育課程・コースカリキュラムでは、共通の必修科目「あすなう」(1年前期)、「共に学ぶあすなろう(キャリア)Ⅰ」(1年通年)、「共に学ぶあすなろう(キャリア)Ⅱ」(2年通年)、「あすなろう体験」(1年通年)、「ボランティア活動」(2年間)を配置するほか、各学科・コースの教育科目のなかで実践的に職業教育を実施する体制を整えている。職種が異なる3つのコースを編成する地域生活支援学科では、これらに加えて必修科目「地域生活支援学」(1年前期)、「地域生活支援演習Ⅰ」(1年後期)、「地域生活支援演習Ⅱ(卒業研究)」(2年通年)を配置して、各職業領域の多様化への対応を図っている。

「あすなろう」の科目では、初年次教育に加えて、手紙・メールの書き方、敬語の使い方、文章作成やプレゼンテーションのスキルといった社会人・職業人として必要な基礎力のほか、各専門職に対する志向性を高める学習を取り入れて職業教育を実施している。「共に学ぶあすなろう(キャリア)Ⅰ」、「共に学ぶあすなろう(キャリア)Ⅱ」の科目では、1・2年生合同の体験型授業を取り入れるなどして主体的学習を行っている。先輩と後輩間の学び合いのなかでは、コミュニケーション力、協調性、積極性など、職業教育の基礎となる社会性を身に付けるものとしている。また、職業理解を深めるために、現場の専門職員による講話を導入し、専門職業人としての態度・志向性を涵養するものとしている。一方では、これらの科目と連携して、学生支援課によるキャリアガイダンスを実施している。キャリアガイダンスでは、キャリアマップ、キャリアマップフォローアップ講座、エントリーシートの書き方、ビジネスマナー講座、専門職卒業生からのメッ

セージ（職業人に求められること）などを取り入れて、修学期間を通した職業教育を実施している（備付-49）。これらに加え、地域生活支援学科の「地域生活支援演習Ⅰ」、「地域生活支援演習Ⅱ（卒業研究）」では、地域に向けた学内外活動を取り入れるなど、実践的な職業教育の実施体制を構築している。これら共通する科目以外に、各学科・コースでは、専門教育科目内外の教育活動において実践的な職業教育を実施している。また卒業後の支援としては、卒業生への職業教育のフォローアップのほか、履修証明プログラムや福祉生活支援コースと幼児保育学科の卒後支援講座を設けている（備付-50）（備付-規程集 4-7, 4-8）。各学科・コースの職業教育に係る主な教育・実践活動の一覧を表Ⅱ-A-4に示す。

各学科・コースは、それぞれ主要資格に係る専門職業人を養成する教育課程を編成している。職業教育の効果は、学習成果の評価・査定によって検証することができる。各学科・コースの教員は、日ごろから学生一人ひとりの学習状況を授業内外の関わりのなかで把握し、個別の学習成果を学期別に確認することで、職業教育の効果を判断している。また学年・学科・コースのレベルで、学習成果、学生生活実態調査や在学生調査（半年時・卒業時）の傾向を検証することで職業教育の改善に当たっている（備付-51）。

西九州大学短期大学部

表Ⅱ-A-4 平成30年度 職業・キャリア教育に係る主な教育・実践活動

種別	科目名	学年	学期	必修/選択	活動概要等
共通科目	あすなろう	1	前期	必修	“あすなろう”科目群は、建学の精神・教育理念を具体化した授業科目として設定されている。 ○初年次教育、学長講話、研究室訪問、グループワーク・ディスカッション、プレゼンテーション、レポート作成（学習内容に応じて、全体・学科・コース・小グループの形態で実施。小グループ別に教員が配置される。）
	共に学ぶあすなろう（キャリア）Ⅰ	1	通年	必修	学習内容に応じて、各学年または学年・コース合同で実施される。卒業研究その他の科目、学生支援と連動して実施する活動もある。 <b>【共通事項】</b> ○基礎学力アップ講座 ○学力・適職診断 ○キャリア講座 ○各現職者講話 ○修学ポートフォリオ、キャリアポートフォリオによる振り返り学習 ○佐賀市街地のサテライトキャンパス「健康支援センター」でのイベント活動 <b>【食生活支援コース・多文化生活支援コース】</b> 多文化生活支援コースは選択的に実施。 ○学内就職説明会 ○学内店舗「チャレンジショップ」の開店営業 ○食育推進活動「食育フェスタ」 ○行事「おせち・クリスマスケーキフェスティバル」公開品評会、販売用デコレーションケーキの作成、接客 <b>【福祉生活支援コース】</b> ○地域における障がい者施設の利用者・職員、高校生との交流活動「遊友広場」 <b>【幼児保育学科】</b> ○登録試験対策講座 ○コミュニケーション・協調性等育成プログラム「合宿研修」 ○子育て支援活動「キッズ広場」 ○併設大学との合同事業「子ども研究ネットワーク研究大会」（任意参加）
	共に学ぶあすなろう（キャリア）Ⅱ	2	通年	必修	○体験的学習による職業・キャリア教育。マナー、短期インターンシップ
	あすなろう体験	1	通年	選択	○短期大学コンソーシアム九州の活動「短大フェス」「高校訪問キャラバン隊」の活動
	ボランティア活動	1.2	2年間通年	選択	<b>【多文化生活支援コース必修】</b> グローバルマインド、異文化コミュニケーション力の育成。 ○短期留学生受入れプログラムの参加 ○短期留学派遣プログラムへの参加
	国際文化事情Ⅰ	1	後期	選択	
	国際文化事情Ⅱ	2	前期	選択	
	専門科	地域生活支援演習Ⅰ	1	前期	必修

西九州大学短期大学部

地域生活支援演習Ⅱ（卒業研究）	2	通年	必修	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「親子クッキング」</li> <li>○「ハンドマッサージ実践活動」</li> <li>○「観光グルメマップ」作成</li> <li>○「多文化クッキング講座」の企画・実践</li> </ul>
卒業課題研究Ⅰ・Ⅱ	2	前・後期	必修	<p><b>【幼児保育学科】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○実技成果発表会「表現フェスタ」</li> <li>○主な研究活動のテーマ「保育現場における食育の推進に資する〈あそびうた〉の創作」「川を活かした幼児期の自然体験活動に関する研究」「対人関係に困り感を抱く子どもへの支援」「保育所における気になる子の課題と支援」「発話に困難のある子ども同士の関わりに関する事例研究」「幼稚園・保育所等における動物介在教育の意義」</li> </ul>
その他の正課内外活動	2	通年/ 半期	必修/ 選択	<ul style="list-style-type: none"> <li>○履修証明プログラム <ul style="list-style-type: none"> <li>・「生活支援プログラム」</li> <li>・「介護職再就職プログラム」</li> <li>・「子どもの発達と支援方法を学ぶプログラム」</li> </ul> </li> <li><b>【食生活支援コース】</b></li> <li>○栄養士実力認定試験対策講座</li> <li><b>【福祉生活支援コース】</b></li> <li>○介護福祉士国家試験受験対策講座「特別講座」</li> <li>○（介護福祉士）卒後講座（卒後支援）</li> <li>○在学生・現職者のスキルアップ講座「介護チャレンジ教室」</li> <li>○地域の介護貢献活動「高齢者サロン」</li> <li>○地域のレクリエーション活動「生きがいつくり教室」の企画・実施</li> <li><b>【多文化生活支援コース】</b></li> <li>○地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）「企業訪問」、「佐賀を作る大交流会」参加、「初年次向け就職支援講座」開催</li> <li>○留学生向け就職支援セミナー</li> <li><b>【幼児保育学科】</b></li> <li>○発達支援士プログラム（基礎・実習）（在学生）</li> <li>○発達支援士プログラム（応用）（在職者）</li> <li>○年間を通じた地域子育て支援活動「親子いきいき広場」</li> <li>○学内支援活動「ぼっぼ」</li> </ul>

[区分 基準Ⅱ-A-5 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法（推薦、一般、A0選抜等）は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。

- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-5の現状>

学科・コースの入学者受入れの方針は、機関レベルの方針及び学習成果（学修到達目標）に基づき作成されている。入学者受入れの方針は、学位授与の方針を達成するために、受入れの際に教育上基本的に必要とする内容・項目事項を示している。学習成果は、態度・志向性、知識・理解、技能・表現、行動・経験・創造的思考力の4つの要素に区分されている。内容・項目事項は、学習成果の4つの要素に関係付けられており、受入れの主となる高校生が容易に理解できる文章内容で構成されている。入学者受入れの方針は、学生募集要項のほか、「Campus Life Handbook」や本学ウェブサイト等で明示している（備付-52）。

学生募集要項に記す入学者受入れの方針には、高等学校卒業相当の具体的教科や態度・志向性を、入学前の学習成果として求めることを解説している。教科に関しては、地域生活支援学科では、「国語」「理科（生物・化学）」「社会（歴史・公民）」「保健体育」を、幼児保育学科では、幼稚園教諭二種免許状教職課程を有することから教科全般の学習を求めている（提出-10 第二表紙）。

入学前の学習成果の評価・把握は、本学の「入学者選抜試験の選考方法及び評価方法」に基づいて厳格に審査されている。入学者の選抜は、推薦（指定校推薦・学校長推薦）・一般・大学入試センター試験利用・AO・特別（帰国子女・外国人留学生・社会人）の多様な方法と日程を設定し、それぞれの選抜方法の選考基準に基づいて、公正かつ適正に実施している。入学試験では、入学後の学習成果（学修到達目標）の獲得に向けて、準備段階としての成果を備えているかについて、各評価方法に基づいて、調書を含めた審査を実施している。高大接続の観点からは、面接と書類審査により、受験生独自の主体的考え方を聞き出す事を重視した対話型の質問や、「学力の3要素」（1）知識・技能（2）思考力・判断力・表現力（3）主体性を持ってさまざまな人と協働して学ぶ態度）を十分に保持しているか等を評価する事を念頭に、本学の教育理念にマッチした優秀な学生を選考する事を基本として行っている（備付-53）。

授業料・その他入学に必要な経費は、学生募集要項並びに大学案内において、不明瞭な追加徴収がないように、授業料を含め、入学に必要な経費をコースごとに明示している。

入学者選抜試験並びに入学に際しては、窓口となる入試広報課を配置しており、受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。

入学者受入れの方針は、社会ニーズへの対応と高校生を中心とする受験希望者が容易に理解できるよう文章内容の改善に向け、包括連携協定を結ぶ高等学校2校、その他のステークホルダーからの意見を聴取する場を設け、毎年定期的な見直し点検を実施している。

[区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-6 の現状>

学習成果は、教育課程全体の学修到達目標及びその評価指標とするルーブリックとして策定されている。学修到達目標及びルーブリックは、先行実施・研究された内容を参考に、本学の教育と照らし合わせながら、具体性を備えたものとして作成している。学修到達目標は、全ての科目の成績評価と接続しており、各科目の学習到達目標がより具体性を表している。学習成果は、2年間の修学における獲得可能な成果として、ベンチマークからキャップストーンの4段階の到達指標が具体的に記されている（備付-25）。学習成果は、各学期別に測定され、査定基準に基づいてクラス・個別の指導が実施されている（備付-54）。

学習成果は、能力要素別に学修到達目標に対してルーブリックに示され、要件に対して「～ができる」といった表現を用いて文章化されており、具体的である。各ルーブリックは、レベル1～レベル4以上で設定されており、レベル1未満の評価と合わせ、5段階で示される。レベル1を達成基準（ベンチマーク）としている。学修到達度（認知的成果）と学生による自己評価（情緒的成果）の両側面から学習成果の測定を行うことで、知識・技能面への偏りを防ぎ、昨今求められている汎用的能力（ジェネリック・スキル）などの要素を盛り込みやすくしている。査定基準は、卒業までにレベル4の学習成果を目指すものとし、学期別の査定基準について学科会議・教務委員会・教授会の議を経て設定している。学修到達目標及びルーブリックの内容については、主にVALUEルーブリック（全米短大・大学協会：AAC&U）を参考に汎用的能力要素を策定し、各教育課程上の主要資格の諸能力要件として「成果報告「短期大学における今後の役割・機能に関する研究」文部科学省平成21-22年度先導的の大学改革推進委託事業（2011）佐藤弘毅（代表）」の内容、そして全国栄養士養成施設協会がまとめるコア・カリキュラムを参考に専門的能力要素を策定している。学修到達目標及びルーブリックの策定に際しては、上記の他に経済産業省の社会人基礎力などの指針や先行調査・研究を参考にしている。また学習成果（学修到達目標）は、教育課程の一定期間において獲得可能であり、ステークホルダーからの意見を聴取する機会を設けるなどして改善を図り、実社会・国際社会で実際的な価値のあるものとしている。

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。

- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生・雇用者への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7 の現状>

本学は学習成果の評価支援システムを柱に置き、学習成果を量的・質的に測定し、獲得状況を把握・査定する仕組みをもって教育の質保証・学習成果の可視化に対応している。

学習成果の査定は、成績評価に基づく成績一覧表と GPA を査定するほかに、成績評価に基づく能力要素別の学修到達度と、学修到達目標に対する学習成果の評価指標（ルーブリック）の学生による自己評価の、2つの評価軸によってアセスメントを行っている。教員による直接（絶対）評価と、学生自身が認識する間接評価の両方により、真正の学習成果を認識できるようにしている。評価の仕組みは電子システム化している。

GPA (Grade Point Average) は、平成 16 年度の導入から学期末の学習指導に活用してきたが、学生の GPA 変化は学年別でしか見ることができなかった。平成 27 年度より学期別 GPA のデータ集計を可能としたことで、より細やかな指導に活用できている。GPA 分布の導入で全体の成績状況を把握すると同時に、低学力者への学習支援に役立てることができている。一方では、GPA に基づく学年別成績優秀者への表彰や奨学金選考の際の参考に活用している。また単位、学位、資格の取得率を確認しながら教育内容とそれらのレベルが適切であったかの是非、学生の成果の集積により学生個人の進展性をみながら次学期へ、さらには卒業後も在学中の成果を利活用できるようにしている。ルーブリック分布（学習成果の分布）では、学生の授業理解のレベルと実際の成績、そして学修到達度を学生自身が自己評価したものを比較することで教育の質を確保している。学習成果の獲得状況の把握においては、在学生からの意見聴取のほか、卒業生調査・就職先への調査、卒業生が集うホームカミングデイ、就職先に対するアンケート調査、実習先訪問、実習連絡協議会並びに地方公共団体や協定校からの意見聴取を行い把握に努め、教育改善に当たっている。インターンシップや留学などの参加率、大学編入率、在籍率、卒業率、資格取得率、就職率などは、学科会議や各種委員会、そして教授会で情報共有され、学習成果の獲得向上に向けた指導・支援が図られている。上記調査に基づく改善において、現段階では学習成果と実績率等との直接的な比較検証には至っていない。しかしながら、これらの分析は進められており、今後は学生の成果を検証できると考えている。毎期の成績評価の結果は、量的・質的な学習成果として評価・査定し、今後の学習の手法や学習の指導に役立てている。

学生の学習成果は、学生自身に公表されており、在学生の PDCA とするほか、卒業時の教育の質保証として学位証明補足資料（学修成果証明書）としている。学習成果の把握・評価については、教育研究成果として論文にて公表している。

[区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

#### <区分 基準Ⅱ-A-8 の現状>

学生の卒業後評価は、各学科とも学生支援課と協力して、3年ごとに「卒業生の勤務状況に関するアンケート」を実施し、本学に関する総合的な評価や他短大と比較した本学の卒業生の評価について調査している。

「卒業生の卒業後の状況に関する調査」では、1年目と3年目の卒業生を対象に就業状況、現在の仕事に必要な知識、技能、本学での学びの活用度について調査している。

本学はまた、栄養士、介護福祉士、保育士・幼稚園教諭の専門職業人の養成課程を設けていることから、学外実習期間中の実習巡回先や実習連絡協議会、または関連団体（栄養士会、介護福祉士会、保育士会）などを通じても卒業後の評価を聴取している（備付-40）。聴取した結果からみえてきた課題については、教授会、学生支援委員会、学科会議等で共有・検討し、授業やオリエンテーションの改善及び教育課程の見直しの参考にするなど、学習成果の点検に活用している。改善が可能な事項については、科目担当教員レベルでのシラバスの見直し、及び学科レベルにおいては汎用的及び専門的能力要素（到達目標）の見直し等を即時に行い指導内容に反映する事により、学生の学習成果の点検に循環活用しており、常に教育活動のPDCAを駆動している。「卒業生の勤務状況に関するアンケート」の平成29年度実施分回収率は65.6%で、本学卒業生全般に対する総合評価は1.61（選択肢1 良い、2 どちらかというが良い、3 どちらかというが悪い、4 悪い）で概ね良好であったが、中には社会人としてのマナーや仕事への責任感などへの意識が低い学生に対する厳しい指摘もあり、個別指導の強化充実に取り組んでいる。

また、地域生活支援学科福祉生活支援コースでは、卒後教育（卒後講座として年に8回程度）を実施しており、この終了時に参加者にアンケート調査を実施し、その回答からも、在学時の教育の在り方を検討している。

#### <テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

平成29年度に設置した地域生活支援学科の福祉生活支援コース並びに多文化生活支援コースは、主に東南アジアを主とする諸外国籍の正規留学生を受け入れている。留学生の日本語と公用語とする英語の能力においては個人差が大きく、日本人学生を含めて必ずしも英語が公用語としても機能しないことが、教育・指導上の課題となっている。一方で、英語を公用語とする留学生にとっては、必修科目とする英語科目の学習レベルは低いものとなっている。本来、習熟度別のクラス展開が望まれるところであるが、クラス別に展開する程の履修人数はない。本学は、まだ留学生の受け入れ経験が浅く、また留学生数も他大学と比較して多くはない。今後は、日本語の入学前教育や課外学習支援、英語の検定試験の採用など、教育課程の見直しを含め、連携協定校からの意見等を取り入れるなどして改善していくことが求められる。

また、「卒業生の卒業後の状況に関する調査」の回収率向上が課題であったが、平成29年度より紙媒体記述返送に加え Web 上での回答を可能にしたため、例年10%台の回収率が40%程度まで回収できている。今後も回収率向上を目指し工夫、改善を図る。



<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

栄養系・介護系への進学が全国的に減少するなか、これら実際業務の多様化、社会のグローバル化、地方創生への対応が求められている。地域生活支援学科は、従来の食物栄養学科と生活福祉学科の改組により、平成 29 年度より食生活支援・福祉生活支援・多文化生活支援の 3 コースに再編されたものである。3 コースはそれぞれの専門分野と主要資格を柱とする履修モデルを有するが、いずれも 3 コース分野間の複合領域の学習を可能とするものである。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

<根拠資料>

提出資料

1. Campus Life Handbook 2018 [平成 30 年度]、3. 平成 30 年度版 学修の手引き、6. シラバス「平成 30 年度」、11. ウェブサイト「学生ポータルサイト」

備付資料

3. 各種協定一覧、8. 平成 30 年度あすなろ会資料、11. 平成 30 年度教授会資料、26. 紀要集、41. シラバス作成要領・シラバスチェック担当者名簿、47. 大学コンソーシアム佐賀 相互互換科目、48. 学生による授業改善のための授業評価アンケート結果に関する報告書 [平成 30 年度版]、49. 平成 30 年度進路支援・就職対策講座の概要一覧、51. 調査一覧、54. ウェブサイト「教員ポータルサイト」、55. 各学科・コースの入学前教育案内、56. 平成 30 年度入学関係書類、57. オリエンテーション・ガイダンス・クラスミーティング、58. 個別指導、59. 学生相談委員会、60. 学生支援委員会、62. 国際交流関係、63. 2018 年度クラス担任及び副担一覧 64. 研究日および空き時間早見表、65. FD・SD 研修会一覧、66. 図書館資料、67. 佐賀北・佐賀南警察署との連絡会報告、68. 学友会

備付資料-規程集

- 4-1. 西九州大学短期大学部教務委員会規程、4-5. 西九州大学短期大学部 GPA (Grade Point Average) による成績評価に関する規程、4-6. 西九州大学短期大学部授業科目の履修登録単位数の上限に関する内規、6-6. 西九州大学短期大学部学生支援委員会規程、6-8. 西九州大学短期大学部学生相談委員会規程、6-9. 西九州大学短期大学部学生表彰規程、6-14. 西九州大学短期大学部学友会会則、6-15. 学友会運営規則総務委員会運営規則、6-16. 学友会予算委員会運営規則、6-17. 学友会サークル活動補助費規程、6-23. 西九州大学短期大学部国際交流委員会規程、10-163. 永原学園奨学金支給規程、10-164. 西九州大学短期大学部松香会奨学金支給規程、10-166. 西九州大学短期大学部スポーツ・文化活動奨励金に関する規程、10-171. 永原学園学生生徒納付金の特例に関する規則

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
  - ① 教員は、シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
  - ② 教員は、学習成果の獲得状況を適切に把握している。
  - ③ 教員は、学生による授業評価を定期的を受けて、授業改善に活用している。
  - ④ 教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
  - ⑤ 教員は、教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
  - ⑥ 教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。

- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
- ① 事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
  - ② 事務職員は、所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
  - ③ 事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
  - ④ 事務職員は、学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 教職員は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
- ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
  - ② 教職員は、学生の図書館又は学習資源センター等の利便性を向上させている。
  - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
  - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
  - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

#### <区分 基準Ⅱ-B-1 の現状>

教員は、各学科・コースの学習成果の獲得に向けて、次のとおり責任を果たしている。本学は、建学の精神に基づく全学共通並びに学科・コース別の学位授与の方針（提出-1 p.6）を定め、それに対応した具体的な成績評価基準（学修到達目標）に則った学習成果を評価している。成績の評価方法は、各科目の学習成果の到達基準を設定し、学習内容の評価法（例えば、定期試験、小テスト、制作物、実技、宿題、レポートなど）を明確にして行っている。また、学外実習においては、実習先からの実習評価票をもとに、事前事後の実習指導科目での取り組みも勘案して総合的に評価している。これらの評価基準については、「Campus Life Handbook」や「学修の手引き」（提出-3 pp.56～68）、「シラバス」（提出-6）に明記しており、年度初めのオリエンテーションと学期別ガイダンス時に教員・事務職員が説明を行っている。これら学習成果に係る資料は、本学ウェブサイトや学内 LAN 上で常時確認することができる（備付-57）。

教員は、学生の受講態度、成績、学生による授業評価アンケート結果などについて、学科会議と各委員会等の情報交換により、的確に学習成果の獲得状況を把握している。学生の学習成果の獲得状況は、ポータルサイト上で学生個別、クラス全体で学期別に把握することができる（備付-54）。教員は、これらの情報を共有して、それぞれの授業の学習と指導の改善に当たっている。学習成果の低い学生に対しては、課題の追加や補講をするなど、学生個別に学習成果の獲得向上に努めている。授業科目には、複数の専任教員が担当する科目もあり、授業内容について直接的な意思の疎通、協力・調整も図られている。

学生による授業評価は、FD 委員会が作成した実施要領に従ってアンケート調査を

行っている。授業評価は、授業改善や学生指導の情報として活用するために、非常勤講師担当を含める全ての授業科目を対象に、前期及び後期の終講前に実施している。学生による授業評価の結果は、ポータルサイト上で確認でき、評価結果に基づいて、学生の授業での取り組み及び学習内容や方法、展開等について評価分析をし、次年度に向けた改善課題の抽出などを行い授業改善に努めている（備付-48）。授業内容については、学科会議や非常勤講師を含めた授業担当者間で協議を適宜行っている。一方、「シラバス」の作成においては、シラバスチェック担当者を配置することで授業改善に向けた意思疎通も図られている。教員は、毎年のFD活動を通して授業・教育方法の改善に努めている。学科・コースでは、学期毎の学習成果の査定を行っており、教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。また全てのシラバスは、毎回シラバスチェック担当者によるチェック・差戻しがなされることで、担当する科目において、教員が学科全体の教育目的・目標の達成状況の把握・評価につながるものかを確認している（備付-41）。この他に、授業評価アンケートや成果発表等によって達成状況を把握している。学科・コースの教員は、学習成果と査定結果、その他の活動成果に基づいて、学習成果の獲得状況を把握・評価することによって、学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。

学生の履修及び卒業に至るまでの指導においては、クラス担任制（備付-63）、チューター制、オフィスアワー（提出-1 p. 18）（備付-64）を導入し、きめ細かい対応をしている。履修や資格取得に関しては、全体指導で理解できない学生への個別指導も行っている。また平成30年度からは、成績不振者に対する指導を規程に定めることで履修指導の強化を図るものとしている（備付-規程集4-5, 4-6）。教員は、授業だけでなく、日常を通して学生一人ひとりを十分に把握しており、履修の指導のほか、修学に係る生活面への指導・支援を、学生支援課と連携を図りながら実施している。教員は必要に応じて保護者と連絡をとり、卒業に向けた体制作りを行っている。近年、精神面でのサポートが必要な学生も増えており、そのような学生に対しては、健康相談、カウンセリングなどに繋げるなどのきめ細やかな対応を行っている（備付-59）。学生に何らかの問題が生じる際は、クラス担任及びチューターが学生や保護者と連絡できる体制を確立している。

事務職員は、各部署の業務のなかで、学生に必要な支援や助言を、年計画のプログラムと個別対応のなかで行っており、機関及び教育課程レベルの学修到達目標を把握するなかで、学生の学習成果を認識している。とりわけ学生支援課・教務課・図書課では、直接的に学生に関わる職務として、学生支援の年間計画や個別の窓口対応のなかで学習成果の獲得に向けた支援・指導を実施している。事務職員は、「教育に関する基本方針」のほか、「Campus Life Handbook」や「学修の手引き」を常時確認するとともに、教授会に毎年取り上げられる「教育に関する基本方針」や学習成果、学生支援委員会や教務委員会などで取り上げられる学生の修学情報から、業務を通じて達成状況が把握できている。学習成果は、FD・SD 合同研修会（備付-65）によって共通理解をするほか、接遇マナーやハラスメント研修等を受け、学生支援の職務充実を図っている。事務職員は、各学科クラス・コース単位で年間計画に沿って、キャリア・職業教育を中心に学習支援（備付-49）を行うほか、アンケート調査（備付-51）や個別相談によって、学生の学習状況を把握することで、きめ細やかな個別の支援がなされている。

図書館内にはインターネット・AV視聴コーナーやグループ学習室などがあり、また同階に設置されるPC演習室と第1情報処理実習教室によって施設設備及び技術的資源の利便性を高めている。館内の情報機器類として、学内LANデスクトップ型端末機10台とネットワークプリンター等の周辺機器類及びWi-Fi環境と館内貸出用のタブレットPC(10台)が準備されている。またグループ学習室には、電子黒板とホワイトボードを設置し、各種ツールを活用した資料表示による効率的な指導も可能としている。図書館とPC演習室には、図書館司書職員と情報処理専任職員が常時待機している。館内職員は、学習に必要な図書類の充足を図り、学生達の学習支援と質問などに常時対応している。また、新入学生への図書館利用オリエンテーションや在学生への文献検索ガイダンスの実施、図書館利用に関する様々なニュースを掲載した「図書館だより」の発行を行っている。さらに、定期的な休日開館を実施するとともに、平成29年度より開館時間を延長するなどして学生の利便性を向上させている。グループ学習室は予約制にしており、教職員が貸切環境の中で館内図書資料やWi-Fi接続したタブレット端末等によるインターネットを利用した教育指導にも活用している(提出-1 pp.24~28)(備付-66)。

教職員は、学内LANに接続するPC端末機が個人に与えられ、学内Wi-Fi環境と併せて、教育業務と学校運営業務に係る資料作成やデータ処理などの仕事をこなしている。学内LAN環境、端末機器類は、大学と併せて一元管理されている。教職員は、スケジュール管理、会計、教務などの各部署業務に応じた各種のソフトウェアのほか、Web会議システムやタブレット端末機器を利用し、業務の管理や効率化を図っている。授業では、講義室に設置するAV機器類や学内Wi-Fi環境、そして当キャンパスにあるPC演習室・第1情報処理実習教室(CAI情報処理実習室)とALS(アクティブラーニングスタジオ:Wi-Fiタブレット端末)教室内に設置された教育用端末PCを活用し、全体あるいは個別の指導による授業を展開している。

学生は、図書館と学生支援課就職支援に整備されたインターネットコーナーとPC演習室・第1情報処理実習教室及び学内Wi-Fi環境を利活用して、学習活動と学生生活を行っている。又、これら学内LANの仕組みとリテラシー教育は、入学直後の情報処理授業の当初で学生個々に懇切丁寧に実施し、卒業までの2年間にわたって管理と利活用指導を行っている。

教育用及び学生支援の為にイントラネットシステムとして、固有のアカウントで管理されたポータルサイトを整備しており、当サイト内には教員用機能として、1)シラバス作成機能 2)授業出欠記録機能 3)学修ポートフォリオ 4)成績入力機能 5)学生による授業評価集約&報告書機能などが整備されている。又、学生用機能としては、1)履修登録機能(履修科目登録・確認と取得資格免許登録・確認及び個人時間割表作成・印刷) 2)学習到達度確認機能(各学期で履修した科目の成績評価に基づいた能力要素別の学習到達度の集計) 3)学習成果の自己評価機能(各学期末に、学生自身の自己能力要素がどの程度達成されているかを自己評価する) 4)授業評価入力機能などが構築されている。更に当ポータルサイト上には、学生自らが修学の状況を振り返るためのツールとして、ポートフォリオが整備されており、修学と学生生活の自己管理と分析、自己評価の文章化による自己表現、学修目標と行動の設定(学生自己のPDCAサイクル)、教科担当教員との双方向コミュニケーション等が可能となっており、迅速な学習支援環境を提供できるよう

になっている。ポートフォリオは、以下の3つの支援ツールで構成されている。

- A) 修学支援ポートフォリオ: 1) 修学日誌機能: 1週間毎に日誌を記録することで自己管理ができるようになっている。 2) 学期毎記録機能: 学期毎に目標設定・活動成果・今後の課題等を記録して振り返りを行い自己管理ができるようになっている。
- B) キャリアポートフォリオ: 自分史(学科毎の記録含む)と就職準備等の記録を行い、自ら就職活動の準備をする為に使用できるようになっている。
- C) 学修ポートフォリオ: 課題レポート等の提出やレポートを介した教科担当との個別指導等に使用できるようになっている。

その他のポータルサイト機能としては、アンケート調査機能が付加されており、学修実態調査、就職活動関係調査、学生生活実態調査、各授業での調査等が適宜可能になっている(提出-1 p.44, 提出-11)。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物(ウェブサイトを含む)を発行している。
- (5) 学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 学習成果の獲得に向けて、通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 学習成果の獲得に向けて、進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 必要に応じて学習成果の獲得に向けて、留学生の受入れ及び留学生の派遣(長期・短期)を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

<区分 基準Ⅱ-B-2の現状>

入学手続者に対しては、各学科・コースからの「入学前教育のご案内」を入学前の2月に送付しており、入学前教育プログラムに参加することで直接の授業情報の提供と入学前学習を実施している(備付-55)。また学生生活については、「奨学金」「学生駐車場」「健康管理」「各種証明書の申し込み」等の資料を送付することで情報提供している(備付-56)。

入学者に対しては、年度初めに学科・コース別でオリエンテーションを実施し、学科・コース教員並びに学生支援課・教務課ほか事務職員からの学生生活・修学に関する説明

を行っている。学生生活の支援においては、サポートシステム「オフィスアワー」「チューター制度」「健康相談（保健室）」「学生相談室」「学生提案箱の設置」「掲示板・学生ポータルサイト」「奨学金」「傷害保険への加入」「国際交流（交換留学制度）」（備付-62）「課外活動」等について説明を行っている。また佐賀警察署による「ネット犯罪について」や佐賀税務署による「税金講座 ー暮らしの中の税と財政の課題ー」などの講話、学生支援課による「性犯罪防止についてのDVD鑑賞」などを実施している。学習成果の獲得支援においては、各学科・コースでの取得可能な資格や選択による資格の説明、履修方法、科目選択のための履修登録の指導及び修学指導を学期毎に行っている。履修登録期間中には、個別に履修状況の確認がなされ、必要な履修指導が行われている。また、オリエンテーションでは、入学生の在學生・教員との交流の場を設けるなどして、学生生活に早く馴染めるような工夫もなされている。

学生には入学後のオリエンテーションや毎月のクラスミーティング、学期毎の履修ガイダンス等において学生の将来の目的に向かった学習の動機付けを養成している。学生の将来の目標に向けての学習方法や科目の選択について、クラス担任やチューターがこまめにグループ指導や個別指導を行っている。本学では学習成果の可視化を具現化するための学習成果の評価支援システムを開発し、平成27年度から本格運用を始めた。その結果、教員は学生の学習成果を客観的に把握し、これからの教育内容や方法の検討に活用できる体制が整えられている。また、4年制大学への編入学を希望する学生に併設大学の説明会や他大学の紹介をするほか（提出-1 pp. 32～33）、外国語科目の受講等の進学指導を実施している。多文化生活支援コースの留学生には一人ひとりに担当教員を置き、学習指導や生活指導を行っている（備付-58）。

学生が修学のための情報を容易に得られるように「Campus Life Handbook」の発行と学生ポータルサイトを設けている。「Campus Life Handbook」には学生の修学や生活等のための情報が集約されており、修学期間を通して活用するよう指導している。ポータルサイトでは、シラバス、講義、実習について常時閲覧できるようにしている。その結果、教育情報が迅速に学生へ伝達できるようになっている。

学生の基礎学力の向上においては、学科・コースと学生支援課の連携を図り、「共に学ぶあすなろう（キャリア）Ⅰ」「共に学ぶあすなろう（キャリア）Ⅱ」プログラムにおいて、キャリアマップとなる基礎的な能力テストの実施、学習成果の査定結果に基づいて、学科で協議のうえ支援充実を図っている。専門職業につながる基礎学力の養成として、各学科・コースでそれぞれの資格試験対策等を講座開講するなどして実施している。また基礎学力が不足する学生や日本語の理解が難しい留学生に対しては、学生の空き時間を利用した「グループ指導」「個人指導」の機会を各教員が設定して自主的な補講を行い、学生のレベルアップやスキルアップを図っている。さらに平成30年9月からは、成績評価（GPA）を基準に、学力が不足する学生には、履修と学習への指導を図るものとした。

学習上の悩みなどへの対応は、各教員のオフィスアワーでの普段の対応のほか、クラス担任・チューター、そして学生支援課と学生相談室のカウンセラーとの連携によって適切な指導助言を行う体制を整備している（提出-1 pp. 18～19）。学生には、毎年前・後期のガイダンス時にUPIテストを実施しており、カウンセリング等の支援が必要と考えられる学生をリスト化し、学生の経過を観察しながら支援を行っている。

本学には通信教育制度は設けていない。

学生の旺盛な知的好奇心を満たせるように大学コンソーシアム佐賀における共通教育科目の活用（提出-1 p. 42）（備付-47）や、教養科目において異文化理解・国際交流に関する「国際文化事情」の開講、放送大学の広範囲の教養科目を受講可能としている。また、4年制大学への編入学を希望する学生には、外国語科目の受講を推奨している。さらに、学生の希望する教員によるゼミや図書を紹介するなどして、編入学へのアドバイスを行っている。他大学への編入学を希望する学生は毎年数名いる。しかしながら、多くの学習機会を準備しても、利用する学生は少ない。

平成30年度地域生活支援学科の福祉生活支援コースと多文化生活支援コースでは、正規留学生を受け入れている。多文化生活支援コースは、異文化理解などのグローバリズムを基幹教育の一つに置き、観光ビジネス系サービス業種の専門職業人育成を目指している（提出-1 pp. 73～78）。福祉生活支援コースは、介護福祉士として外国籍学生を含めた専門職業人の育成を行っている。各コースの正規留学生は、日本人学生と同一の学習成果の評価指標をもって、日本人学生と同じクラスで授業を受けている。留学生と日本人学生の進度が違う場合には、進度の速い学生に対し、自主学習ができる準備も行っている。

多くの学生は種々の資格取得を第一目標としているため、長期の留学は事実上不可能に近い。しかしながら、受入れ・派遣・留学生の数は表Ⅱ-B-2にあるように、学生支援機構による海外留学支援制度の活用によって、近年、増加する傾向にある。ここ数年10名程度の学生が東南アジアの交流協定校に2週間程度留学している。短期留学した学生は、該当科目の単位修得において、シラバスに沿った事前事後の学習を行っている。帰国後には、レポート作成、学内公開の体験発表会を実施している。その活動は在學生に大きな刺激となっており、海外の異文化を求める学生が増えてきている。本学に受け入れた海外からの留学生は、日本人学生と交友を深めることにより急速に佐賀の環境に馴染んでいる。また在學生にとっては異文化理解への関心を高め、実際の留学に繋がっている。

表Ⅱ-B-2 留学生の派遣及び受入れ数

種別	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
協定受入れ（1カ月未満）	14	0	10	0	12
協定派遣（1カ月未満）	5	7	12	12	10
交換留学生（1カ月以上）	0	0	0	2	0
正規留学生	0	0	1	5	25

留学生について1カ月未満の受入れは、隔年で行う佐賀市・ニューヨーク州の姉妹都市協定事業でSUNYアディロンダック校から受入れを行っている。その間多くの学生交流を行い、本学学生の外国人・外国語（英語）への関心を高めている。協定派遣では、本学園が交流協定を締結している海外（米国等）の大学へ毎年学生を派遣し、その数も増加傾向である（備付-3）。加えて、平成28年度以降正規留学生が増加し、ミャンマー・



ネパール・スリランカ・フィリピン・ベトナム・インドネシアと多国籍化し、学内における日本人学生と外国人学生の交流がさらに活発化している。

学習成果の獲得状況については、従来の成績評価と共に、学習到達度（直接評価となる認知的成果）とその自己評価（間接評価となる情緒的成果）の2軸評価を学習成果として査定・確認している。学習成果は、ポータルサイト上で Semester 毎に量的・質的にチェックされ、全学・学科・コース・教員のレベルで、カリキュラムから各科目の学習の方法等に至る自己点検を行って学習支援の方策等の改善課題を見出すことを可能としている（備付-26）。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-B-3 の現状>

本学では、学生サポートシステムとして、従来のクラス担任による指導・支援に加えて、平成 14 年度より 5 つのサポート体制（オフィスアワー、チューター制度、健康相談、学生相談、ハラスメント相談）を構築し、学生の生活と修学を中心とする支援を行っている。特にチューターの役割を重視し、少人数グループの学生対応について、学生の学習に関する相談、欠席や遅刻の多い学生への連絡・支援、必要に応じた保護者面談、種々の問題発生時の対応など、よりきめ細やかな対応を行っている。

平成 27 年度からは、学習成果の評価支援システムの導入に伴って、学習成果の獲得向上に向けた指導・支援の充実を図っている。学生生活の支援では、「学生支援委員会」及び「学生相談委員会」を組織し、各学科・コースより教員が選出されている。その選出

西九州大学短期大学部

された教員とクラス担任やチューターが協働で学生指導に当たっている(備付-規程集6-6, 6-8)。また、佐賀北警察署・佐賀南警察署との年2回の連絡会を設置し、情報交換や綿密な連絡体制を整えている(備付-67)。学習成果の獲得支援では、「教務委員会」組織が当たり、各学科・コースより教員が選出されている。選出された教員はクラス担任と協働して学修指導等を行っている(備付-諸規程集4-1)。さらに、保護者との連絡会として学年別の「あすなる会学年別懇談会」(備付-8)を年に1回ずつ開催し、保護者との連携も図っている。

学生による組織「学友会」(備付-68)は、西九州大学短期大学部学友会会則に沿って運営されている。学園祭は本学学友会と西九州大学子ども学部(同キャンパス)の実行委員が連携・協力し、教員、事務職員も加わり開催している(備付-規程集6-14~17)。その他「ふるさと美化活動」「九州地区大学体育協議会体育系学生リーダーズ・トレーニング」「キャンパスリーダー(交通安全に関する広報活動)」等の活動や、大学コンソーシアム佐賀での活動として、「佐賀インターナショナルバルーンフェスタ 清掃活動ボランティア」等に参加している。

学生の昼食、休憩、ふれあいの場としては、学生食堂ピナス、学生ホール、学生ラウンジがあり、オーブントースター、電子レンジ、自動販売機、コピー機が設置されている。学生ホール内にはラーニングコモンズも整備され学生の自主学習に活用されている。また売店を設置し、学習教材、食品、飲料等を備えている(提出-1 pp. 24~25)。

市内には、女子寮を完備(118名定員)し、寮監、常駐の寮母を置き、食事は朝食・夕食を提供している。また本学までのスクールバスを運行している。寮以外の宿舎の紹介は、市内不動産会社等に資料提供を依頼、一覧表にまとめ入学生に紹介している。

通学のための便宜として、学生専用駐車場(147台)と駐輪場を設置している。学生専用駐車場においては、8キロ以遠に居住する学生に対し年間2,000円で駐車場の使用を許可している(提出-1 p. 21)。

経済的支援制度として、独立行政法人日本学生支援機構奨学金貸与を受けている学生は、予約採用、在学採用(本学選考採用)等含め、表Ⅱ-B-3のとおりである。高校時に予約採用制度を利用して入学する学生が増加する中、適切に対応している。

表Ⅱ-B-3 平成26年度～30年度 日本学生支援機構奨学金 奨学生人数

	1年生								2年生				専攻科			
	給付	予約			在学			緊急 応急	給付	在学			緊急 応急	在学		緊急 応急
		一種	二種	併用	一種	二種	併用			一種	二種	併用		一種	二種	
平成26年度		16	36	7	1	12	1	0		14	48	14	0	2	7	0
平成27年度		20	25	16	3	6	0	0		15	45	8	0	1	3	0
平成28年度		14	35	16	4	10	0	0		23	32	16	1	0	2	0
平成29年度	1	14	33	7	0	7	0	0		18	46	16	0			
平成30年度	3	20	9	14	3	4	2	0	1	14	40	7	0			

その他の外部奨学金として、佐賀県母子寡婦福祉奨学金、佐賀県社会福祉協議会佐賀県介護福祉士等修学資金、熊本県社会福祉協議会熊本県介護福祉士等修学資金、佐賀県

社会福祉協議会佐賀県保育士修学資金、生命保険協会保育士養成給付型奨学金、佐賀市留学生奨学金等を支給している。

本学独自の奨学金としては、次の制度を設けている。

1. 永原学園奨学金：学業・人物ともに優秀であり、経済的理由により修学に支障のある学生を対象に授業料の半額範囲内が支給されている。選考は、書面審査、成績(2年次生)、学力テスト(1年次生)等により決定している(備付-規程集 10-163)。
2. 松香会奨学金：西九州大学短期大学部同窓会からの寄付を原資としている奨学金で、経済的な困窮者を対象に、毎年1~3名に支給されている。平成28年度2名、平成29年度3名、平成30年度3名が採用されている(備付-規程集 10-164)。
3. 兄弟姉妹在籍奨学金：同一世帯から西九州大学及び西九州大学短期大学部に2名以上在籍する場合、2人目以上の者に入学金半額免除、施設設備費半額免除を行っている(備付-規程集 10-171)。
4. 同窓生特別奨学金：同窓生の子女、兄弟・姉妹で指定校推薦の学生で、評定平均値3.0以上かつ欠席日数が14日以内の者に入学金の全額免除を行っている。
5. 寮費援助奨学金：佐賀県及び福岡県を除く県外の地域及び離島から入寮したものに、舎費の2分の1免除を行っている。また、佐賀県及び福岡県(離島を除く)地域から入寮したものに舎費の3分の1免除を行っている。
6. その他の納付金特例について：授業料の納付期限6ヶ月以内(新入生の1年次前期の場合は入学前1年以内)において学費負担者が死亡し、またはその学生もしくは学費負担者が風水被害等の被害を受け、授業料の納付が著しく困難と認められた場合は、当該事由発生の日の属する学期またはその翌学期分授業料のうち、学則に定める2分の1の額を免除している。

これらの奨学金の他に、スポーツ・文化活動奨励金制度を設けている(備付-規程集 10-166)。学生の健康管理については、毎年4月に健康診断を行っている。診断項目は、胸部X線検査、身長・体重測定、血圧測定、視力・聴力検査、尿検査である。保健室には養護教諭、看護師等の資格を有する者を置き対処している。また感染症等注意喚起をポータルサイト上に掲載し学生への注意喚起や健康管理等に努めている。

学生相談に対応するため、学生相談室にスクールカウンセラー(臨床心理士)を置き、カウンセリング等を実施している。毎年4月と9月のオリエンテーション時にUPIテストを実施し、フォローが必要な学生には学生相談室から呼びかけを行っている。また学生相談室に隣接する多目的室は、学生の拠り所として活用している。

学生の生活実態の把握及び意見や要望の聴取のため、「学生の生活実態調査」を10月に実施している。集計結果は教授会に報告し改善に努めている。健全で快適な学園づくりのために、学生生活に関しての提案や要望及び意見を広く求めている。具体的には、「学生提案箱」(提出-1 p.20)を設置し、個人名を公表しない事を前提に意見や提案を受け付ける仕組みを運用している。学生提案箱は、学生支援課が毎月確認し、提案があった場合は各部署に回答を依頼、掲示している(備付-60)。

留学生の学習及び生活支援としては、国際交流委員会と学科・学生支援課が連携し支援を行っている。生活面では、女子学生寮に加え、借り上げアパートを準備し、経済的負担軽減にもなっている。また留学生の多くが自転車通学であることから、日本の交通

ルールの学びの場として、佐賀市役所生活安全課の協力を得て交通ルール講座を開催した。留学生が在籍する地域生活支援学科において、多文化生活支援コースの留学生には、平成 29 年度から国際交流委員会を中心に教員と学生による勉強会を実施し、学習支援及び生活支援を図っている。福祉生活支援コースの留学生には平成 30 年度より、前期に空き時間を活用した勉強会を週に 3~4 回行い、学習支援・生活支援・国家試験対策等に活用できる体制を整えている。

社会人学生の学習及び生活を支援する体制は、一般学生と同様にチューター制度（担任制との複合型）を中心に行い、必要に応じて学生支援課等の事務局も支援を行っている。また、社会人入学制度を設けており、本学の入学資格を有し、22歳以上の者に対して、授業料の半額を免除している。地域生活支援学科福祉生活支援コースでは、介護福祉の現場で活躍したい人、国家資格を取得したい社会人を応援する制度として、「特別社会人入学」制度を行っている。受験時において、22歳以上の通算6ヶ月以上の介護業務に従事していたことが本学より認められた者、訪問介護員2級以上の資格を受験年度内までに取得見込みの者等を出願資格とし、本学の入学資格を有したものに、学納金（入学金、授業料、施設設備費、教育充実費）の半額が免除される。

障がい者への支援体制として教務課、学生支援課、総務課、図書館、保健室に筆談用具を備えている。また筆談できる旨も各窓口に掲示している。学内はバリアフリー化し、エレベーター2ヶ所、身体障がい者用トイレ7ヶ所、障がい者用駐車スペース3ヶ所を設けている。1号館及び6号館の3階以外は車いすでの移動が可能である（提出-1 pp. 137~142）。

学生の社会的活動として、表Ⅱ-A-4に示す学外活動を積極的に取り入れ評価をしている。また、積極的評価として、ボランティア活動科目を設けている。これは、在学期間中において60時間のボランティア活動と活動を振り返るレポートによって評価され、単位を付与している。また社会活動において、特に顕著な功績をあげた学生に対しては学長賞を授与している（備付-規程集 6-9）。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

就職支援のための教職員組織として学生支援委員会を設置、各学科3名(学科長を含む)の教員と職員が、毎月開催される委員会で学生の就職活動に関する情報共有を図り、就職支援を行っている。また学科毎の就職内定状況及び進学状況を教授会等で報告している（備付-11）。

就職に関しては、学生支援委員のみならず全教職員が学生支援課と連携・協力し、「共に学ぶあすなろう（キャリア）Ⅰ」「共に学ぶあすなろう（キャリア）Ⅱ」科目での「キャリアマップ作成」「キャリアマップフォローアップ講座」「就職活動の実際」（具体的な履歴書の書き方の指導など）「求人先との就職研修会」「卒業生による就職活動体験談」「基礎学力アップ講座」「マナー講座」「模擬面接」や学生支援課による「進路ガイダンス」、クラスミーティング時の「進路希望調査」、学生支援課による全学生との個人面談を実施している。個々の学生に対しては、進路に関する詳細を確認し、その後のフォローアップに繋げるなど在学期間を通して、キャリア教育から就職活動へ一連の流れをもって支援を行っている。

リクルートブース（就職資料室）には求人先資料や卒業生の受験報告書、過去3年分の県別・職種別の求人票、事業所別求人企画ファイル（パンフレット等）、就職ガイドブック、模擬試験問題集、就職情報検索用PC5台（ノートPC：2台、タブレットPC：3台）を設置し、就職に関することに対応できる資料を備え、学生が自由に閲覧でき、学生支援課職員が常時学生の相談・指導に当たっている。また、学内の求人ポータルサイトの機能を充実させることで利便性を高めた。加えて定期的に「ヤングハローワークSAGA」（学内において、就職ジョブサポーターによる巡回相談）も実施している（提出-1 pp. 29～32）。

資格取得と就職支援対策等について、学生は卒業時に取得した資格を活かした就職することを念頭に入学してくるが、各学科の資格に限らず、「あすなろう」科目等で社会人として必要な要素を重視した教育と支援を行っている。学科・コース別には、基礎学力アップ対策のほか、資格・検定等の試験対策講座などの受験指導を行っている。「共に学ぶあすなろう（キャリア）Ⅰ」「共に学ぶあすなろう（キャリア）Ⅱ」や、卒業生が来校するイベント「ホームカミングデー」では、現職者の学生に向けた講話や直接交流することで就職支援を充実させている。特に支援が必要と判断された学生には担任を中心に複数の教員と学生支援課、スクールカウンセラーなどの学内からの支援と「さが若者サポートステーション」などの学外からの支援も利用できるようにしている。

とりわけ留学生について、福祉生活支援コースでは外国人留學生育成協会等との連携により、留学生の多くが入学前に企業（福祉施設）との面談を行って様々な支援を受けることを可能として入学しており、入学後のアルバイトや生活全般の支援を受けている（トラブル等なければその福祉施設に就職可能）。また、多文化生活支援コースでは国際・ビジネス・観光系のサービス業種への就職支援において、会社見学（松浦通運（株））や就職支援相談会などを実施して支援の強化を図っている。

卒業時の就職状況の分析・検討について、「進路指導等に関するアンケート」を卒業年次の学生を対象に2月のクラスミーティング時に実施している。就職状況及び就職に対する学生の意識、就職活動時の状況、ガイダンスの参加や学生支援課の利用状況等について調査し、その結果を今後の支援に活用している。

進学支援については、西九州大学の各学部教員による進学説明会を、各期のガイダンス時に実施している。他大学への編入学に関する情報は、入試要項、大学案内、過去問題等を学生支援課リクルートブースに揃え、学生が自由に閲覧できるようにしている。各学科・コースでは、教員による面接指導、編入学試験に関する科目等について個別指

導を行っている。

また、多文化生活支援コースでは、留学希望者には担任と学生支援課が連携して進学指導に当たっている。平成31年度（令和元年度）は、海外協定校のブラパー大学へ交換留学生（9ヶ月）を派遣する。また、短期留学に関する支援として、現在7か国13の海外協定校への留学支援を行っている。平成30年度は、アメリカ合衆国/SUNYアディロンダック大学（3名）、台湾/義守大学（2名）、タイ王国/ブラパー大学（2名）、韓国/建国大学（3名）に派遣し、2週間の短期留学プログラムを実施した（提出-1 p22）。留学生は、事前学習及び事後の学習を行うことで「国際文化事情Ⅱ」（2単位）の単位が認定される。本コースでは、留学を通して国際的な見識を持った学生を多く育成することに力を入れている（備付-規程集 6-23）。

#### <テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

教職協働体制のなかでは、キャリア・職業教育を主とする就職支援と、学生生活などの修学支援が充足されているが、学習成果の獲得向上に向けた学習支援は、途上の段階であり支援の充実が必要である。

就職支援では、進路決定までに様々な支援の場を設けているが、積極的に利用しない学生や、コミュニケーションが難しい学生への支援対策を検討し、改善していかなければならない。

平成30年度に完成年度となる地域生活支援学科の多文化生活支援コース並びに福祉生活支援コースでは、比較的多くの正規留学生を受入れている。本学の留学生受入れの経験は浅く、各種支援については連携協定校との情報交換を通して、支援の方策改善が求められる。

#### <テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

教育職員と事務職員の教職協働体制が整えられており、日頃からの密なる連携によって学生個別の対応が図られている。

#### <基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

基準Ⅱ-B-2 自己点検・評価のための観点全般に係る「向上・充実のための課題（領域別評価票における指摘への対応は任意）」として、次の点が指摘されていた。

「多様化する学生への特質に合致した指導や、マンツーマンによる教育のさらなる方策の策定が課題となっており、組織的な改善の取り組みに結び付けることが必要である。」

本事項については、従来から実施するUPIテスト並びに学生生活実態調査、学生相談室の設置に加え、平成27年度より成績と自己評価の分析、中退予防の分析を行うことで、精神・生活面に加えて学習面で学生への個別指導と支援を実施することで修学サポートを充実するものとした。この結果、各種調査データに基づいて、当該委員会・学科会議等で協議が充実され、学生個別に修学及び学習の支援を図ることができるものとした。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

事務職員の「学習成果の獲得向上に向けた支援」については、SD 研修等を通して具体的実効性のある支援を検討していく。留学生の修学、学習、そして就職の支援について、包括連携協定校の支援事例を参考にしながら充足を図っていく。

## 【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

### [テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

<根拠資料>

備付資料

11. 平成 30 年度教授会資料、25. ウェブサイト「教育情報の公開」、26. 紀要集、27. 教務委員会、48. 学生による授業改善のための授業評価アンケート結果に関する報告書 [平成 30 年度版]、49. 平成 30 年度進路支援・就職対策講座の概要一覧、69. 教員個人調書、70. 教育研究業績書、71. 非常勤教員一覧表、72. 専任教員の年齢構成表、73. 専任教員の研究活動状況表、74. 外部研究資金の獲得状況一覧表、76. FD・SD 研修会一覧、77. 平成 30 年度西九州大学・西九州大学短期大学部 FD・SD 活動報告書、79. 常任理事会、80. 人事評価「新」システム、81. 倫理審査実績 [平成 30 年度]、82. 平成 30 年度西九州大学短期大学部（授業公開）授業参観報告書、83. 西九州大学短期大学部中退予防分析結果報告、84. 平成 31 年度版職員名簿、85. 労働者代表選任書、86. 理事会

備付資料-規程集

1-11. 西九州大学・短期大学部事務局事務分掌規程、1-15. 西九州大学・短期大学部危機管理基本マニュアル、1-22. 西九州大学・短期大学部スタッフディベロップメント委員会規程、1-27. 西九州大学短期大学部コンプライアンス委員会規程、2-2-1. 西九州大学短期大学部教員人事の方針、2-2-2. 西九州大学短期大学部教員選考規程、2-3-1. 西九州大学短期大学部専任教員資格審査基準、2-3-2. 西九州大学短期大学部教員資格審査基準細則、2-4. 西九州大学短期大学部専任教員資格審査基準運用要項、3-6. 西九州大学短期大学部新任教職員研修会実施要項、3-7. 西九州大学短期大学部事務職員研修会実施要項、3-9. 西九州大学短期大学部倫理委員会規程、3-13. 教育職員の出張、研修、兼業等について、7-10. 西九州大学短期大学部における研究活動に係る行動規範、7-11. 西九州大学短期大学部研究推進専門委員会規程、9-17. 西九州大学短期大学部研究費不正使用防止規程、10-13. 学校法人永原学園管理運営規則、10-116. 学校法人永原学園国内・国外研修規程、10-117. 学校法人永原学園国内・国外研修規程施行細則、10-119. 学校法人永原学園公益通報等に関する規程、10-134. 学校法人永原学園教職員代表選出内規、10-135. 学校法人永原学園教職員就業規則、10-152. 永原学園教職員等外国出張旅費支給規程

[区分 基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足



している。

- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足しており、それを公表している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を遵守している。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

#### <区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

各学科の教育課程の教員配置は、表Ⅱ-A-2 に示すとおりである。各学科の教員配置においては、各学科の専門資格・免許の養成課程に係る法令を遵守し、教育研究の水準の維持向上と活性化を図り、特定の範囲の年齢に著しく偏ることがないように（備付-72）、各教員の資格・業績と経験に基づいて、主要授業科目の専門性に相応しい教員を配置して各学科を編制している（備付-69、-70）。

短期大学設置基準に定める短期大学及び学科の専任教員数は、基準を上回っているが教授の人数は、平成 31 年 3 月末に予測していなかった早期退職があり、1 名不足する事態となっている。現時点では、教授 1 名を選考中であり設置基準の速やかな対応に当たっている。

地域生活支援学科の専任教員は 12 名であり、食生活支援コースには栄養士養成施設として、福祉生活支援コースには介護福祉士養成学校として、それぞれの施行規則に定める必要な教員を配置している。幼児保育学科の専任教員は 11 名であり、幼稚園教諭二種免許状教職課程及び保育士養成施設として施行規則に定める必要な教員を配置している。

専任教員の個人調書並びに教育研究業績書は、毎年更新され本学ウェブサイト上の教育・研究リソースで公表している。（備付-25）。

非常勤教員の採用は、学科・コース提案から教務委員会の議を経て、教授会の審議・承認の手続きを行っている（備付-27、-11）。非常勤教員の選考にあたっては、個人調書（履歴書）と業績書をもって、その専門性に相応しい教員を採用している（備付-71）。実務経験がある教員が担当する科目については、平成 31 年度（令和元年度）から本学ウェブサイト上に情報を公表している。その他、全非常勤教員の業績書等について、開示の求めがある場合、教務課での閲覧を可能としている。

各学科では教育課程の編成・実施の方針（評価・改善の方針第 2 項目）に基づいて、授業や学科運営を補助するための助手等を配置している。

教員の採用、昇任においては、学長並びに教員候補者資格審査委員会による選考・面接の実施の後、教授会にて承認後、永原学園常任理事会（備付-79）に上申されている。また、教員選考規程に基づき、職位・専門性、教育的かつガバナンスの観点から総合的に判断されている（備付-規程集 2-2-1, 2-2-2, 2-3-1, 2-3-2, 2-4）。

## 西九州大学短期大学部

非常勤講師の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を遵守し、個人調書・教育研究業績書、その他必要な書類をもって学科会議・教務委員会・教授会で審議のうえ学長が決定している。

両学科では、教育課程編成・実施の方針に基づき、学科運営に必要な当該分野の経験を有するそれぞれの、専任助手1名、事務助手1名を適切に配置している。また食生活支援コースは栄養士養成課程として、助教2名と助手1名がその職務に当たっている。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
  - (2) 専任教員個々人の研究活動の状況を公開している。
  - (3) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
  - (4) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
  - (5) 専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。
  - (6) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
  - (7) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
  - (8) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
  - (9) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
  - (10) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- ① 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (11) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

### <区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

各学科の専任教員は、学生の教育、論文・著書、学会等の発表、その他の成果物や活動などの、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究の成果をあげている。平成31年度専任教員の教育研究の成果（著書・論文、学会等の発表数）は表Ⅲ-A-2.1の通りである（備付-73）。専任教員個々人の研究活動は、公開可能な内容について、だれでも常時閲覧できるように教育・研究リソースとして本学ウェブサイトで公開している。

表Ⅲ-A-2.1 平成31年度（令和元年度）専任教員の教育研究の成果一覧（平成26年度～30年度）  
令和元年5月1日現在

教員名	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
福元 裕二	1	2	1	1	2
平田 孝治	4	4	3	3	4
米倉 慶子	2	0	1	4	3
野口美乃里	3	2	1	2	1
牛丸 和人	0	0	0	0	4
田中 知恵	4	2	2	1	1
西岡 征子	2	3	3	2	3

西九州大学短期大学部

川邊 浩史	2	0	2	4	2
西田 明史	4	6	3	5	4
武富 和美	9	4	5	2	3
吉村 浩美	2	1	1	2	5
馬場由美子	3	1	0	1	3
占部 尊士	2	9	10	4	3
立川かおり	1	1	0	1	3
中島 加奈	4	3	0	1	0
金丸 智美	1	0	1	2	0
春原 淑雄	6	1	4	2	2
高元宗一郎	1	1	0	0	1
津上佳奈美	0	0	1	2	4
大村 綾	1	0	2	5	3
福元 健志	2	1	3	2	4
尾道香奈恵	3	6	8	0	2
松田佐智子	3	3	2	0	1
鶴 和也	1	0	0	0	3

教育研究活動の成果は、学務担当業務や実務など、表Ⅲ-A-2.1 に示す学術研究の成果に限られたものでない。多様化する社会において、今日の学際領域や複合領域の教育ニーズへの対応が求められるところである。本学では、毎年調査される人事評価について、ガバナンス改革の一環として、平成 30 年度より従来の「教育職員評価シート」、「事務職員評価シート」から、「教育職員用ヒアリングシート」及び「ティーチング・ポートフォリオ」並びに「事務職員用ヒアリングシート」及び「スタッフ・ポートフォリオ」に改め、教育研究活動や学務をより総合的に判断するものとした。専任教員の評価項目は次のとおりである（備付-80）。

「教育職員用ヒアリングシート」の項目

1. 教育業績（科目担当、教材・方法の開発、FD 活動、改善事項など、8 項目）
2. 研究業績（論文、著書、その他、12 項目）
3. 社会貢献業績（公開講座、産学官連携事業等への参画、その他、8 項目）
4. 学務業績（委員会活動、SD 活動、その他、6 項目）

「ティーチング・ポートフォリオ」の項目

1. 教育の責任（担当科目の教育）について
2. 教育の理念について
3. 教育の方法について
4. その他の教育活動について
5. 教育活動の改善について

専任教員は、カリキュラム及び関連する専門分野において、整備されている個人研究室と学内外の多彩なフィールドを活用した個人または共同での研究活動を、授業以外の固有の時間を活用し各部署と連携して行っている。それら研究活動の状況と成果については、個々の所属学会等及び本学紀要に投稿することによって学外に広く公開している（備付-26）。科学研究費補助金、外部研究費等の獲得については、文部科学省の平成 26

## 西九州大学短期大学部

年度以降「私立大学等改革総合支援事業」、平成 29 年度以降「私立大学研究ブランディング事業」に採択されるほか、佐賀県（杵島郡江北町）平成 29・30 年度受託研究「江北町健康ポイント事業」、平成 26 年度～28 年度「未来経営戦略推進経費」の事業に採択されている。本学の外部資金獲得は多くないが、本学の特徴を活かした外部資金を獲得している（備付-74）。教員の研究活動に対しては、「西九州大学短期大学部研究推進専門委員会規程」（備付-規程集 7-11）のほか、「西九州大学及び西九州大学短期大学部人事基本方針」（備付-規程集 10-76）、「西九州大学短期大学部教員人事の方針」、「西九州大学短期大学部専任教員資格審査基準」などにに基づき、研究を推進するとともに、教員人事のなかで、教育研究の一層の向上を図るものとしている。研究活動に対しては、「西九州大学短期大学部における研究活動に係る行動規範」（備付-規程集 7-10）や「西九州大学短期大学部研究費不正使用防止規程」（備付-規程集 9-17）などに基づいて、法令や研究モラル等を遵守するように、研修会の開催（備付-76）や情報発信と確認などの定期的な取組みを行っている。倫理審査を必要とする教育研究活動においては、「西九州大学短期大学部倫理委員会規程」（備付-規程集 3-9）に基づいて、研究等に係る倫理的配慮等に関する審査申請をするものとしている（備付-81）。「教育職員の出張、研修、兼業等について」の内規（備付-規程集 3-13）に基づき、助教以上の専任教員に週 1 日の研究日が設けられており、また個々の研究活動の成果は、主に西九州大学短期大学部紀要のほか所属学会等で発表されている。教員の教育研究活動において、留学や海外派遣、国際会議等が必要となる際は、所定の海外出張手続の承認（備付-規程集 10-152）をもって海外での活動を可能としている（備付-規程集 10-116, 10-117）。

教員は、「西九州大学短期大学部ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」に基づき、毎月定例とする FD 委員会を開催し、定期的な研修会の企画及び実施、その他の授業改善に関する活動を実施している。平成 30 年度の学内 FD 研修会の開催・学外研修等の参加を表Ⅲ-A-2.2 の通り実施している（備付-77）。このうち、シラバスの作成と授業の ICT 活用については、定例化するものとしている。その他の FD 活動では、学生による授業評価アンケートの実施と、その調査結果に基づく教員の授業改善報告書の編集（備付-48）、科目別成績評価の分析、学期別実施する授業参観に基づく授業改善の促進（備付-82）、中退予防の分析（備付-83）、学習成果の査定基準に基づく把握などについて、主に教務委員会と各学科・コースとの連携を図りながら活動を実施している。FD/SD 研修の参加については、包括連携協定校の公開研修に参加するなどして FD に係る情報収集に当たっている。

表Ⅲ-A-2.2 平成 30 年度の学内 FD 研修会の開催・学外研修等の参加

月日	主なテーマ	参加
・学内研修会		
平成 30 年 5 月 24 日	「学修成果の可視化」の実質化に向けて	2 名
平成 30 年 7 月 26 日	「見えないものを見る—学修成果の可視化について改めて考える」	24 名（内 QSP 加盟校 9 名）
平成 30 年 9 月 5 日	西九州大学短期大学部 SD・FD 合同研修会 演題：教職協働の在り方について	43 名

西九州大学短期大学部

平成 30 年 9 月 21 日	「平成 31 年度科学研究費助成事業の公募等について」 「九州西部地域大学・短期大学連合産学官連携プラットフォームについて」 「個人業績調書の Web 入力について」	44 名
平成 30 年 11 月 28 日	「平成 31 年度シラバス作成について」(短大教員対象)	26 名
平成 30 年 12 月 6 日	「平成 31 年度 シラバス作成の留意点」 「授業における ICT 活用の推進」	5 名
平成 31 年 2 月 27 日	「授業における ICT 活用の推進について」(短大教員対象)	21 名
・学外研修会等		
平成 30 年 4 月 28 日	「職業統合学習 (WIL) とコンピテンシー」(日本インターンシップ学会九州支部)	1 名
平成 30 年 5 月 13 日	「日本コラーゲ療法学会九州地区研修会」(かごしま県民交流センター)	1 名
平成 30 年 5 月 29 日	「教職協働による教育改善の重要性」(九州西部地域大学・短期大学連合産学官連携プラットフォーム)	1 名
平成 30 年 8 月 6 日	「公開シンポジウム あの悲しみを繰り返さない」(佐賀女子短期大学)	1 名
平成 30 年 8 月 6 日 ～8 月 7 日	「第 34 回教師研修大会 長崎大会」(平成 30 年度全日本私立幼稚園連合会九州地区会)	1 名
平成 30 年 8 月 23 日	「第 2 回佐賀県コミュニティ・スクール研究大会」(佐賀県教育委員会)	1 名
平成 30 年 9 月 8 日 ～9 月 9 日	「子どもが創る音の世界」(全国大学音楽教育学会)	1 名
平成 30 年 9 月 11 日	「県立高等学校の今」「IR (Institutional Research) の役割と効果的な運用について」(九州地区私立短期大学協会)	1 名
平成 30 年 9 月 14 日 ～9 月 16 日	『「保育新時代における保育者養成」ー子どもと保育者、共に豊かな時を生きるためにー』(全国保育士養成セミナー)	1 名
平成 30 年 9 月 28 日	「介護福祉士に求められる役割について等」(介護福祉士養成施設協会九州ブロック)	5 名
平成 30 年 9 月 29 日	「16 年の活動から見た地域の大学間連携の戦略と可能性」(短期大学コンソーシアム九州)	4 名
平成 30 年 10 月 21 日	「マルトリートメントー不適切な養育ー」(NPO 法人きやんどるハート)	1 名
平成 30 年 11 月 22 日	「食品の機能性とその活用について」(公益財団法人 佐賀県地域産業支援センター)	2 名
平成 30 年 11 月 29 日 ～11 月 30 日	「介護福祉士教育の本質を探る～カリキュラムの見直しを踏まえて」(公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会)	2 名
平成 31 年 2 月 6 日	「ジビエの活用について」(中村調理製菓専門学校)	2 名
平成 31 年 2 月 11 日	「幼児保育学科留学に関する研修」(王立チェラロンコン大学)	1 名
平成 31 年 2 月 12 日	「幼児保育学科留学に関する研修」(王立チェラロンコン高校)	1 名
平成 31 年 2 月 16 日	「大学教育再生加速プログラム事業成果報告会」(長崎短期大学 AP シンポジウム)	3 名

西九州大学短期大学部

平成 31 年 2 月 22 日	「地域と連携したアクティブラーニングについて」(長崎短期大学 大学教育再生加速プログラム)	1 名
平成 31 年 2 月 27 日	「国産小麦を使ったパンについて」(中村調理製菓専門学校)	2 名
平成 31 年 3 月 10 日	「家族とは?～家庭への支援のあり方について考える～」(日本福祉心理学会)	1 名
平成 31 年 3 月 14 日 ～3 月 15 日	「大学体育の研究方法－研究の質的向上に向けて－」(全国大学体育連合九州支部・九州地区大学体育連合)	1 名
平成 31 年 3 月 17 日	第 39 回短期大学の将来構想に関する研究会「短期大学における学習成果のコンソーシアムスタンダードの構築に向けて」(短期大学コンソーシアム九州)	2 名

[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) 防災対策、情報セキュリティ対策を講じている。
- (7) SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
  - ① 事務職員(専門的職員等を含む)は、SD 活動を通じて職務を充実させ、教育研究活動等の支援を図っている。
- (8) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (9) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>

本学の事務組織は、学校法人永原学園の管理運営規則及び管理運営組織図に規定し、職務において業務遂行上の責任体制を明確にしている(備付-規程集 10-13)。専任事務職員は、職務を遂行するために必要な基礎的な能力を有しており、ヒアリングと人事評価シートの記録、大学経営の方針に基づき、適性を十分に発揮できるよう適切に配置されている(備付-84)。また学校法人は、法令を遵守し、教職員の労働者代表に事務職員を置き(備付-85, 備付-規程集 10-134)、意見を訊くことにより適切な労働環境を整備するよう努めている。各部署においては、本学及び併設大学の既卒者を置くことで、きめ細やかな学生対応を可能とするほか、地元企業との人脈を有する連携を図ることができるキャリアコンサルタントの資格を有する専任の就職支援担当者、一般企業の業務経験者、国際交流業務には海外業務経験者、図書課には「図書館司書」、そして保健室には「養護教諭」の資格保有者を配置しており、職務を適切に遂行するための専門的能力を有している。また IR 室には、人脈と学識・経験のある専任職員を室長とし、情報収集・処理に長けた専任職員を企画課に置き、学習成果を向上させるための情報提供に貢献している。

## 西九州大学短期大学部

本学では、事務関係業務に係る諸規程を定めている。規程には、「西九州大学・短期大学部事務局事務分掌規程」(備付-規程集 1-11)、「西九州大学・短期大学部スタッフ・ディベロップメント委員会規程」(備付-規程集 1-22)「西九州大学短期大学部新任教職員研修会実施要項」(備付-規程集 3-6)、「西九州大学短期大学部事務職員研修会実施要項」(備付-規程集 3-7) 等を整備している。

設置された事務部署には事務室を設け、業務に必要な情報機器及びネットワーク、そして必要な備品を各部署に整備している。

危機管理については、「学校法人永原学園公益通報等に関する規程」(備付-規程集 10-119) に基づく「西九州大学短期大学部コンプライアンス委員会規程」(備付-規程集 1-27) などの組織運営体制を構築し、「西九州大学・短期大学部危機管理基本マニュアル」(備付-規程集 1-15) に従い様々な危機の未然防止に努め、危機が生じた際の被害を最小限に食い止める対策を講じている。情報セキュリティ対策は、西九州大学グループ情報メディアセンターの「学校法人永原学園セキュリティポリシー」(備付-78) に基づいて、情報漏洩を未然に防止する対策、情報漏洩が生じた際の対策を講じるほか、適切な情報公開を行うよう努めている。

SD 活動においては、スタッフ・ディベロップメント委員会規程に基づいて適切に行っており、FD 委員会と連携を図り合同の学内研修会を開催している。このほか、学外の研修会・勉強会等への参加を勧奨することで、事務職員の職能開発に当たっている。また、平成 30 年度に試験運用を開始した人事評価においては、事務職員に教育研究等の支援に係る評価を採用することで、当該支援の遂行を図っている。

日常的な業務においては、毎週月曜日に事務局内ミーティングを行うなかで、業務の見直しなどの適切な運用と連携が図られている。平成 30 年度の学内研修会の開催・学外研修等の参加については、表Ⅲ-A-3.1 に示す通りである。

表Ⅲ-A-3.1 平成 30 年度の学内 SD 研修会の開催・学外研修等の参加

実施月日	研修内容	参加人数
平成30年8月22日 平成30年8月23日 平成30年8月27日 平成30年8月29日	西九州大学・西九州大学短期大学部 SD 研修会 〈被評価者説明会〉演題：「人事評価「新」システムについて-人事考課におけるルーブリック評価支援システムの導入について-」  ※4 日程のいずれかに参加	64 名 1 名 1 名 48 名
平成30年8月29日 平成30年8月30日	西九州大学・西九州大学短期大学部 SD 研修会 〈評価者説明会〉演題：「人事評価「新」システムについて-人事考課におけるルーブリック評価支援システムの導入について-」  ※2 日程のいずれかに参加	19 名
平成30年9月5日	西九州大学短期大学部 SD・FD 合同研修会 演題：教職協働の在り方について	43 名
平成30年9月18日	学校法人永原学園経営・財務等説明会 (SD) 内容：決算書類の読み方や財務分析など	52 名

西九州大学短期大学部

平成31年3月5日	西九州大学短期大学部 SD 研修会 演題：明日への投資 学校経営に関するご提案～職員の皆様へ～	24名
・学外研修会等		
平成31年2月19日	「人口減少日本でキラリ輝く大学」「地方大学のブランド戦略に今求められているもの」「大学の見える化と魅せる化」(COC+全国シンポジウム 高知大学主催)	1名
平成31年1月29日 平成31年1月29日	平成30年度インターンシップ専門人材セミナー～基礎編～	1名

事務職員による学習成果の獲得向上の支援は、表Ⅲ-A-3.2に示す通り、主に学生支援課が直接的な支援を行っている。主な支援内容は、就職内定に向けたキャリア・職業教育に係る2年間の支援計画に沿って実施している。このなかで学科・コースの学習プログラムと連携した支援も行っている。一方では、恒常的な支援としてハローワークの職業相談（備付-49）など、その他支援の充実を図っている。



表Ⅲ-A-3.2 平成30年度の学生支援計画

## 1. 進路支援の概要

時期	企画	内容	対象年次		学科・コース				備考	時期
			1	2	食	生	多	幼		
4月	進路に関する基礎的内容	学生便覧による基礎的な進路指導	○		○	○	○	○	共同	新入生オリエンテーション 4/5
	キャリア形成支援ツール キャリア・マップ	業者による自己分析・適性検査 記入(補助:学生支援課)	○		○	○	○	○	共同	地域4/27 幼保 4/25
	進路ガイダンス	就職活動の進め方、前年度の進 路実績、具体的な活動方法の指 導	○		○	○	○	○	共同	在学生オリエンテーション4 月6日
	自己紹介書き方講座	外部講師による自己紹介書き 方講座		○				○	共同	幼保4月25日
	進路希望調査	志望進路について調査		○	○	○		○	共同	2年4月オリエンテーション 4月6日
5月	進路希望面談	学生支援課職員による面談		○	○	○	○	○	事務	
	ビジネスマナー講座(面 接指導を含む)	非常勤講師(ハローワーク)に よるビジネスマナー講座(面接 指導を含む)	○	○	○	○	○		共同	5月18日
	編入学試験説明会	西九大入試担当職員および学生 支援課による説明(入試要項等 について)	○	○	○	○	○	○	事務	5月21日
	佐賀県私立認定こども 園・幼稚園登録試験の対 策講座	佐賀県私立認定こども園・幼稚 園連合会登録試験の対策講座		○				○	教員	5月中旬~7月中 旬
	自己紹介状	志望進路と性格などについて調 査	○		○	○	○	○	事務	5月クラスミー ティング
6月	キャリア・マップ フォローアップ講座	業者による自己分析 指導(外 部講師)	○		○	○	○		共同	地域6月9日
	佐賀県幼稚園登録試験の 説明会	佐賀県私立認定こども園・幼稚 園連合会登録試験について、幼 児保育学科教員より説明		○				○	教員	6月中旬
	保護者への進路指導内容 の報告	学生への進路指導の状況および 就職活動の流れについて保護者 に報告		○	○	○	○	○	共同	6月30日(あすな ろ会学級別懇談 会)
	卒業生による講話	卒業生からのメッセージ(地 域・保護者)	○	○	○	○	○		共同	6月30日(あすな ろ会学級別懇談 会)
7月	卒業生による講話	先輩保育者の体験談(幼保)	○	○				○	教員	7月11日
	履歴書書き方講座	履歴書の書き方指導(記入要 領・記入例の配布)		○				○	共同	幼保7月11日共 に学ぶあすなろ (キャリア)Ⅱ
	キャリア・マップ フォローアップ講座	業者による自己分析 指導(外 部講師)	○					○	共同	幼保7月26日
9月	進路希望調査	志望進路について調査	○				○	共同	9月下旬	
10月	就職対策講座(外部講 師)	職業人に求められること~職場 でのモチベーションを保つため の準備として~	○	○	○		○		共同	10月13日あすな ろ会学級別懇談 会
	保護者への進路の流れ説 明	学生の就職活動の流れについて 保護者に説明(資料を作成し各 学科で説明)	○	○	○	○	○	○	共同	10月13日あすな ろ会学級別懇談 会

西九州大学短期大学部

11月	進路希望調査	志望進路について調査（進路事前調査）	○		○	○	○	○	事務	11月クラスミーティング
	活動状況調査①	就職・進学活動状況調査		○	○	○	○	○	事務	11月クラスミーティング
12月	進路ガイダンス	前年度の進路実績、就職活動に向けての心構え、求人票の見方、試験の概要など	○		○	○	○	○	事務	12月中旬
1月	履歴書・自己紹介書書き方講座	外部講師による履歴書（自己紹介書）の書き方指導	○		○	○	○		共同	1月18日共に学ぶあすなろう(キャリア)Ⅰ
		履歴書の書き方指導（記入要領・記入例の配布）	○		○	○	○		共同	1月18日共に学ぶあすなろう(キャリア)Ⅰ
	活動状況調査②	就職・進学活動状況調査		○	○	○	○	○	共同	1月クラスミーティング
2月	進路ガイダンス	※指導・記入(外部講師)⇒後日評価返却	○		○				共同	生福 前年度末実施
	進路支援に関するアンケート	本学の進路支援に関するアンケート		○	○	○	○	○	事務	2月クラスミーティング
	最終進路確認	就職・進学状況の最終確認		○	○	○	○	○	事務	2年2月～3月

2. 恒常的な支援

時期	企画	内容	時期
通期	就職活動の実際	具体的な履歴書の書き方指導他	随時窓口・リクルートブースで対応
	就職関連サイトへの登録	一般職希望者に対する web 登録指導	随時窓口・リクルートブースで対応
	学内において、ヤングハローワーク SAGA	専門相談員（本学担当）による巡回職業相談（ハローワークの求人情報提供他）	月に1回程度
	履歴書等受験書類の作成指導	教員および学生支援課職員が学生の履歴書等の作成を個別に指導	随時窓口・リクルートブースで対応
	リクルートブース（就職資料室）における各種資料の閲覧	求人票・施設等のパンフレット・過去の受験報告書・進学資料・参考書・問題集・説明会等の案内資料などを学生支援課リクルートブースにて自由に閲覧。求人情報については、学生ポータルサイトで求人票を公開。リクルートブース内 PC（デスクトップ型 2 台、タブレット型 3 台）および自宅 PC、スマートフォンでも閲覧可能。図書・雑誌については、貸し出しも対応。	随時窓口・リクルートブースで対応
	学内外就職説明会の案内	学内企業説明会の開催、学外合同就職説明会の引率および案内	3月以降
	学生支援課だより	進路に関する事項（活動の促進・会社説明会の案内など）について記載し、クラスミーティングにて配布	クラスミーティング・ガイダンス等
	求人開拓	教職員による求人開拓、学生の希望先への求人のお願等	随時対応

※相談があれば、既卒者でも対応可能。

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

本学は、労働基準法を遵守し「西九州大学及び西九州大学短期大学部人事基本方針」及び「西九州大学短期大学部教員人事の方針」に基づき就業に関する諸規程を整備しており、人事・労務管理を適切に行っている。教職員の就業については、「学校法人永原学園教職員就業規則」（備付-規程集 10-135）、「西九州大学・短期大学部事務局事務分掌規程」、この他の規程を整備している。諸規程は法人本部で管理され、学内 LAN 上のグループウェアで全教職員の閲覧を可能としている。短期大学部教職員人事は、就業に係る諸規程に従い、経営方針・戦略、人物・資格・業績や業務実績等に基づいて常任理事会及び理事会（備付-86）で最終決定を行っており、適正な人事管理が行われている。事務局次長・課長補佐、学科長は、教職員の業務や労働時間などの量的・質的業務分担を、日頃の業務の中で適切に管理している。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

業務内容は多種多様化しており、縦割り組織の体制に沿った業務の完遂が難しくなっている。組織の教職協働体制の構築を進めるほか、教職員の職能開発、外部人材の活用などを含め、効率的な職務の遂行が求められる。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

事務局は、併設大学と一本化されている。西九州大学佐賀キャンパスでは、事務局次長と課長補佐が事務局の人事・労務管理にあたることで、業務の効率化を図っている。

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

<根拠資料>

備付資料

66.図書館資料、87.キャンパス全体図面、88.平成30年度施設使用許可一覧、89.防災計画、90.防災避難訓練実施計画、91.太陽光発電の記録

備付資料-規程集

1-15. 西九州大学・短期大学部危機管理基本マニュアル、8-1. 西九州大学・西九州大学短期大学部附属図書館規則、8-2. 西九州大学・西九州大学短期大学部附属図書館利用規程、8-3. 西九州大学・西九州大学短期大学部附属図書館図書管理規程、8-18. 西九州大学短期大学部利益相反管理規程、10-69. 西九州大学・西九州大学短期大学部情報メディアセンター、10-181. 学校法人永原学園経理規程、10-183. 学校法人永原学園固定資産及び物品管理規程、10-187. 学校法人永原学園資金運用規程

[区分 基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等が適切である。
  - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
  - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

本学の校地、校舎、施設等は短期大学設置基準を満たしており、地域の利用を含めて十分に活用されている(備付-87, -88)。本学の校地面積は23,097㎡、校舎は1号館3階建(学生ホール・講義室・第1情報処理実習教室・研究室)、2号館2階建(食堂・2階多目的フロア・会議室)、3号館4階建(講義室・図書館・学生ラウンジ・子育て支援室・

保育演習室・表現スタジオ・PC演習室・ML教室・研究室ほか)、5号館5階建(事務局・保健室・講義室・実験室・実習室・ALSほか)、8号館(体育館・更衣室・トレーニングルーム・部室)、そして7号館(健康福祉・生涯学習センター)から構成され、運動場7,352㎡を置いている。校地には、2か所の駐車場があり、それぞれ障がい者専用駐車場を設けている。校舎には、入り口のスロープとエレベーターを設け、全棟が2階で接続することで障がい者にも利用しやすくしている。

食生活支援コースでは、栄養士養成施設として施行規則に定められた教育課程の編成と実施の方針に従った講義室、調理実習室、理化学実験室及び第1情報処理実習教室・PC演習室と図書館などが設置され、付帯設備(関係書籍類)と機器・備品類なども十分に整備されている。福祉生活支援コースでは、介護福祉士養成学校として施行規則に定められた講義室、介護実習室、調理実習室、被服実習室、その他必要とされる機器・備品類が整備されている。幼児保育学科では、幼稚園教諭二種免許状教職課程・保育士養成施設として保育実習室・子育て支援室、表現スタジオ、ML教室、美術工芸室等の設備並びに必要な器具・備品を充実させている。通信による教育を行う学科はない。

佐賀キャンパスの図書館は、面積556.6㎡、テーブル31台、座席109脚を有し、図書51,054冊(うち5点は電子書籍)、学術雑誌393タイトル、視聴覚資料2,839点を所蔵しており、各学科・コースの教育に必要な書籍を保有している。また館内に設置するグループ学習室では、少人数学習の場として活用されている。図書委員会は、図書・雑誌の購入選定や廃棄などの管理運営を行い、各学科・コースの教育課程において必要とする参考図書、紙芝居教材等の関連資料のほか、就職関連の問題集や参考図書に至るまで幅広く整備している。資料の購入選定に関しては、教員からの要望はもちろん、学生からの要望にも応えることができるよう、資料購入に関するシステムを確立している(備付-66)(備付-規程集8-1,8-2,8-3)。また情報メディアセンターは、館内インターネットコーナーと併せ、第1情報処理実習教室及びPC演習室の学習資源を管理している(備付-規程集10-69)。

体育館の延面積は1,518㎡あり、体育等授業、その他の活動が十分に行えており、適切である。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品(消耗品、貯蔵品等)を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

資金運用においては、学園全体の「学校法人永原学園資金運用規程」(備付-規程集10-

187) を設け、「学校法人永原学園経理規程」(備付-規程集 10-181) 及び「学校法人永原学園固定資産及び物品管理規程」(備付-規程集 10-183) に基づき施設設備の維持管理、物品(消耗品、貯蔵品等)の維持管理を適切に行っている。

火災・地震対策、防犯対策については、「西九州大学・西九州大学短期大学部危機管理基本マニュアル」(備付-規程集 1-15) に従って適切に対応している。防火・防犯設備については、民間業者に委託し非常時に対応できる体制を整え、年1回は教職員、学生の防災避難訓練を実施している(備付-89, -90)。

学内ネットワークシステムとコンピュータ・端末機器類のセキュリティについては、西九州大学情報メディアセンターの運営委員会によって組織的に管理運営されている。具体的には、学外からの脅威については、ファイヤーウォールを設置し学外からの不正アクセス等防いでいる。また、学内にはウィルス対策ソフトをすべての端末に導入し、ユーザーからの脅威の侵入を防いでいる。また、随時セキュリティ上の注意喚起などを行い、ユーザーのセキュリティ意識の向上に取り組んでいる。

省エネルギー・省資源の推進については、環境推進委員会を設置し、日常的な活動に当たっている(備付-91)(備付-規程集 8-18)。各部署の管理者は、諸資源使用について日常的に状況監視と改善にあたり、省エネ活動に努めている。教授会等の会議資料は可能な限り電子化することでペーパーレス化し、キャンパス間の会議に Web 会議システムを導入することで、省エネルギー・省資源対策、地球環境保全に努めている。また、3号館に太陽光発電設備を設置しており、玄関口モニターに発電量を表示、エレベーター使用について階段使用の勧奨、近隣地域の定期的な清掃活動を学生・教職員が実施するなどして、省エネルギー・省資源対策や地球環境保全への意識向上を図っている。

#### <テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

佐賀キャンパスには、本学と西九州大学子ども学部が併設されており、施設設備を共用するなかで、とりわけ学内 LAN ユーザー数の増加に伴う業務の統合管理や要望の多様化などについて、より効率的な対処の検討が求められる。

#### <テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

防災対策では、とりわけ地震対策として、当初予定の校舎建て替え時期を早め、旧校舎群を解体し、平成 27 年度までに現在の 5 号館並びに食堂棟を設置している。

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

備付資料

77. 平成 30 年度西九州大学・西九州大学短期大学部 FD・SD 活動報告書、92. 西九州大学・西九州大学短期大学部ネットワークおよび PC 操作説明資料、93. 学術情報基盤実態調査

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

本学は、地域生活支援学科と幼児保育学科の 2 学科を設置しており、それぞれの教育課程編成・実施の方針に基づいて、学習成果を獲得させるために必要な技術的資源の整備・充実を図っている。食生活支援コースは、主に栄養士養成施設の施行規則に基づいて、必要となる調理実習室、理化学実験室などの施設設備、その他の備品・器具等を揃えている。福祉生活支援コースは、主に介護福祉士養成学校の施行規則に基づいて、必要となる介護実習室、入浴実習室、被服実習室などの施設設備、その他の備品・器具等を揃えている。幼児保育学科は、主に幼稚園教諭二種免許状教職課程・保育士養成施設の施行規則に基づいて、必要となる施設設備と機器、その他の備品を揃えている。特に、保育・幼児教育の専門知識・技術の習得を支援するための施設として、ML 教室、子育て支援室、保育演習室、表現スタジオ、美術工芸室などが整備されており、学習成果の獲得を技術的に支援している。また構内には、自由に学習できる空間としてラーニングコモンズを学生ホールに設置することでグループ学習などの利便性を高めている。いずれ

も定期的な自己点検を行い、施設・設備等の点検・維持と、必要な向上・充実を図っている。

学内 LAN に係る PC と ICT 関連機器類は、西九州大学グループ情報メディアセンターの情報管理運営の場で全体的な更新計画等を決め、適宜利用環境の充実を図っている。新任教職員には、年度初めにおいて学内ネットワークと各種 ICT 機器類の構成及び利用環境と使用ルールなどについての説明・講習会を開催し、技術サービスと利用支援を実施している(備付-92)。新入学生には、入学直後に開講される情報リテラシー授業の中で、学内 LAN の仕組みと構成及び利用環境と ICT 機器類の操作方法について、実習を実施している。更に ICT 機器使用上のモラルとセキュリティに対する意識を徹底して教育している。

学内及び学外に係わる ICT 資源と設備については、キャンパス毎に計画した保守及び運営管理方針に従って、適宜保持されている。また、各学科とコースの教育課程と専門的特性に沿って、的確で安全な ICT 利活用知識付与と技術的活用能力向上のために必要なハードウェア機器とソフトウェア類の更新などを、毎年度の学科予算計上のヒアリングのなかで、各教育課程に応じた技術配分を適切に行っている。

教職員については、コンピュータを原則 1 人 1 台整備している。また、教育課程編成・実施の方針に基づいて、第 1 情報処理実習教室に 50 台、PC 演習室に 65 台(備付-93)、学科や関連部署(学生支援課や図書館等)の要望に応じて別途専用のコンピュータを整備している。学内 LAN 管理用のハードウェア環境と各端末機器類の更新は、情報メディアセンターにおいて計画を検討した上で、授業と学生指導及び学校業務に対して、学外及び学内の管理サーバ群で保守管理されている。

学生の学習支援のために、学内 LAN を整備している。具体的には、教職員との情報共有のための「ファイル共有機能」、メッセージ送受信のための「電子メール送受信機能」、インターネット上の情報検索を行う「Web ページ閲覧機能」等、基本的なコンピュータネットワークの機能を整備している。これらのシステムは、統一された学内認証基盤システム上に構成されており、他キャンパスでも同様のサービスを受けることが出来るため学生の利便性向上にも寄与している。また、それらのシステムに接続するためのネットワークについては、有線ネットワークはもちろん、無線ネットワーク(Wi-Fi)を整備し、学生の多様な学習形態に対応できるように努めている。

教員は、各専門分野において必要な情報技術を用いて効果的な授業を行っている。またそのために FD 研修会も実施し、教員のスキル向上に努めている(備付-77)。教員は、第 1 情報処理実習教室・PC 演習室と学内 Wi-Fi 環境が強化されたアクティブラーニングスタジオ(ALS)を利用して、多様なマルチメディア装置を活用した個別あるいはグループでの授業を実施している。

授業を実施する第 1 情報処理実習教室を整備している。その実習教室には、授業を支援するための CAI(コンピュータ支援教育)システムを導入しており、学生の学習状況等を確認しながら授業を進めることが可能となっている。また、大学との併設整備として、CALL 機能を併せ持っている CAI システムを備えた PC 演習室も別に整備している。これらの実習室は授業で使用することを前提としているが、授業で使用していない時は学生が随時利用できる運用を行っており、学生の自学環境を整えている。前述の CAI システ



ムに採用された第1情報処理実習教室・PC演習室及び学内Wi-Fi環境が強化されたALSを整備しており、多様なマルチメディア装置と教材を活用した情報リテラシーと同関連授業及び外国語のマンツーマン授業を受講できるようにしている。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

授業でのICT活用が叫ばれるなか、情報処理教育のための実習室やWi-Fi環境を強化した教室を整備しているが、構内の全体的なWi-Fi環境の整備は途上の段階と言える。ラーニングコモンズ、アクティブラーニングスタジオ(ALS)、タブレット端末や電子黒板などの教育資源は、授業の性質に応じて利用されているが、これらの活用促進を図るためのFD活動の充実が求められる。

平成30年度に策定された「学校法人永原学園情報セキュリティポリシー」については、日頃の運用を司る情報メディアセンターの機能について、規程等を含め運用管理を改めて検討する必要がある。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

各学科・コースに設置されている講義室をはじめ、調理実習室、介護実習室、子育て支援室、ALS、体育館などの施設・設備は、エルダーカレッジの授業のほか、各種の公開イベント等で年間を通して活用されており、教育資源を地域に有効に還元している(表Ⅱ-A-4)。

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

<根拠資料>

提出資料

17. 活動区分資金収支計算書、18. 事業活動収支計算書の概要、19. 貸借対照表の概要、20. 財務状況調べ、21. 資金収支計算書、22. 資金収支内訳表、23. 活動区分資金収支計算書、24. 事業活動収支計算書、25. 事業活動収支内訳表、26. 貸借対照表、27. 学校法人永原学園 経営改革計画、28. 平成 30 年度 事業報告書

備付資料

5. 西九州大学グループ 100 年ビジョン、12. 第 4 次中期目標・中期計画、13. 平成 30 年度アクションプログラムの総括及び平成 31 年度アクションプログラム、25. ウェブサイト「財務の概要」、35. 平成 30 年度私立大学等経営強化集中支援事業、94. ウェブサイト「寄附金について」、96. 監査日程計画、97. 平成 30 年度西九州大学短期大学部に於ける公認会計士の監査意見及び対応について、98. 平成 30 年度 SWOT 分析、99. 学校法人永原学園財務関係説明資料、100. 学校法人永原学園経営状態の区分

備付資料-規程集

- 9-2. 学校法人永原学園経理規程、9-3. 学校法人永原学園経理規程施行要領、10-147. 学校法人永原学園教職員退職金規則、10-187. 学校法人永原学園資金運用規程

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
- ① 資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。
  - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
  - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
  - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
  - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
  - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
  - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
  - ⑧ 教育研究経費は経常収入の 20%程度を超えている。
  - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
  - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
  - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
  - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
  - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
- ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
  - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。

西九州大学短期大学部

- ③ 年度予算を適正に執行している。
- ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
- ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
- ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

[注意]

基準Ⅲ-D-1 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

学校法人全体の過去 3 年間（平成 28 年度～平成 30 年度）の資金収支において、表Ⅲ-D-1.1 の通り、翌年度繰越支払資金は平成 28 年度 2,304,453 千円、平成 29 年度 2,397,641 千円、平成 30 年度 2,671,994 千円で、いずれの年度においても前年度繰越支払資金との比較にて、プラスでの翌年度繰越となっている（提出-17, -21, -22, -23）。

表Ⅲ-D-1.1 資金収支計算書の推移（学園全体）

（単位：千円）

科目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
前年度繰越支払資金	2,240,783	2,304,453	2,397,641
翌年度繰越支払資金	2,304,453	2,397,641	2,671,994
差 額	63,670	93,188	274,353

また法人全体の事業活動収支 基本金組入前当年度収支差額においても、表Ⅲ-D-1.2 の通り、平成 28 年度 197,041 千円、平成 29 年度 1,544,119 千円、平成 30 年度 84,097 千円の収入超過であり、過去 3 年間においても収入超過状態となっている（提出-18, -25）。

西九州大学短期大学部

表Ⅲ-D-1.2 事業活動収支計算書の推移（学園全体）

（単位：千円）

科 目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
教育活動収入計	3,247,077	3,369,806	3,488,211
教育活動支出計	3,107,922	3,329,354	3,412,373
教育活動収支差額	139,155	40,452	75,837
教育活動外収支差額	10,214	13,016	4,639
経常収支差額	149,369	53,468	80,477
特別収支差額	47,671	1,490,651	3,619
基本金組入前当年度収支差額	197,041	1,544,119	84,097

（参考）

事業活動収入計	3,331,637	4,877,188	3,501,646
事業活動支出計	3,134,595	3,333,068	3,417,548

事業活動収支については、西九州大学短期大学部の事業活動収支計算書による基本金組入前当年度収支差額において、平成 28 年度は 40,297 千円の支出超過（主な要因：前年度の佐賀キャンパス 5 号館竣工並びに納入備品等に係る減価償却費の増）、平成 29 年度は 38,012 千円の収入超過（主な要因：経費削減）、平成 30 年度は 47,091 千円の収入超過（主な要因：補助金収入の増、経費削減）となっている。

この中でも平成 29 年度事業活動収支は、平成 28 年度及び平成 30 年度と比較して大幅な収入超過となった。主な要因としては、①平成 30 年度に佐賀市に隣接した小城市の地に、西九州大学看護学部を新キャンパスにて開設設置したことにより、国土交通省（平成 28 年度都市局所管都市機能立地支援事業補助金 143,900 千円）、佐賀県（佐賀県西九州大学新学部施設整備補助金 443,160 千円）、小城市（大学誘致及び施設整備促進補助金 757,350 千円）からの補助金を受けたこと。（平成 28 年度～平成 29 年度までに学園側にて支払済となっていた看護学部に係る土地購入費、校舎建設費、設置備品購入費等の支出に対して、当初から文部科学省への設置申請認可後（平成 29 年度）の補助金交付が条件とされていた。：特別収支 事業活動収入 その他の特別収入にて経理処理）、②有価証券の早期償還の実現したことの 2 点が挙げられる。

貸借対照表の状況としては、表Ⅲ-D-1.3 の通りである。負債の部において、平成 30 年度は平成 28 年度と比較して 5,676 千円増加しているが、主な要因としては西九州大学看護学部設置における教職員増員に伴う退職給与引当金の増によるものである。借入金は一切なく、学園経営は自己資金のみで行っており財政的には安定している。

西九州大学短期大学部

表Ⅲ-D-1.3 貸借対照表の推移

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
固定資産	11,399,830	12,769,573	12,589,199
有形固定資産	9,255,869	11,065,271	10,631,032
特定資産	2,060,000	1,680,000	1,934,000
その他の固定資産	83,961	24,302	24,167
流動資産	2,601,765	2,881,797	3,046,289
資産の部合計	14,001,596	15,651,370	15,635,489
固定負債	743,848	764,769	770,460
退職給与引当金	743,848	764,769	770,460
流動負債	297,991	382,725	277,055
負債の部合計	1,041,840	1,147,494	1,047,515
基本金	15,699,622	17,220,838	17,335,261
繰越収支差額	△2,739,867	△2,716,963	△2,747,287
純資産の部合計	12,959,755	14,503,875	14,587,973
負債及び純資産の部合計	14,001,596	15,651,370	15,635,489

また資産の部においては、固定資産、流動資産の合計で1,633,893千円増加となっている。主な要因としては、前述の西九州大学看護学部の設置である（提出-19）。

西九州大学短期大学部の財政については、基本金組入前当年度収支差額において、平成28年度は40,297千円の支出超過となったものの、平成29年度は38,012千円、平成30年度は47,091千円の収入超過となっている。一方、法人全体では、平成28年度においても197,041千円の収入超過であり、短大部40,297千円の支出超過分を学園全体で吸収する形となっている。西九州大学短期大学部としての基本金組入前当年度収支差額は、改善されていることに加え、学校法人全体として、平成28年度197,041千円、平成29年度1,544,119千円、平成30年度84,097千円の収入超過でもあることから、西九州大学短期大学部及び学校法人の財政は、健全性を維持できている状況にある。

退職給与引当特定資産は「学校法人永原学園教職員退職金規則」（備付-規程集 10-147）に基づいた退職金支給に備えるため、期末要支給額と私立大学退職金財団からの退職資金交付相当額を毎年度個別に見積った上で算出、平成30年度までに退職給与引当特定資産として740,000千円の積立を行っている（提出-26）。

資産運用については、「学校法人永原学園資金運用規程」（備付-規程集 10-187）を整備し、元本の確実性が高い日本国債を中心とした有価証券の運用を行っている。なお前回、平成24年度認証評価時の提出資料「資金運用の観点」にて記載した平成18年度に購入した仕組債については、平成23年度において資金運用規程に沿って、評価減（消費収支計算書 資産処分差額 有価証券評価差額）の計上処理を行っていた。その後、平成29年8月に配当金累計額が購入額の20%以上に達し、元本が100%償還される早期償還条項付仕組債でもあったことから2億円の元本償還、配当金累計額40,450千円を受領するとともに、従前

## 西九州大学短期大学部

の評価減処理の戻入処理として120,520千円の有価証券売却差額を事業活動収支計算書 特別収支事業活動収入の部へ計上した（提出-24）。

また西九州大学短期大学部の教育研究経費は、平成28年度39.4%、平成29年度34.0%、平成30年度30.6%と3年間連続して30%を超えている。なお学園全体の財務比率および教育研究費比率の経年比較については、表Ⅲ-D-1.4と表Ⅲ-D-1.5のとおりである。

表Ⅲ-D-1.4 主な財務比率比較（学園全体）

比率名	平成28年度	平成29年度	平成30年度	評 価	※九州平均
事業活動収支差額比率	5.9%	31.7%	2.4%	△	2.6%
基本金組入後収支比率	81.2%	99.9%	94.5%	▼	109.0%
学生生徒等納付金比率	71.9%	70.4%	70.9%	—	53.8%
人件費比率	57.2%	61.8%	59.6%	▼	54.4%
教育研究費比率	31.4%	30.0%	32.6%	△	36.6%
管理経費比率	6.7%	6.7%	5.6%	▼	7.4%
積立率	67.1%	64.4%	66.8%	△	70.5%
流動比率	873.1%	753.0%	1099.5%	△	251.9%
負債比率	8.0%	7.9%	7.2%	▼	16.6%
純資産構成比率	92.6%	92.7%	93.3%	△	85.8%
経常収支差額比率	4.6%	1.6%	2.3%	△	1.1%
教育活動資金収支差額比率	20.4%	12.5%	18.3%	△	9.2%

※出典：日本私立学校振興・共済事業団 私学経営情報センター 私学情報室発行の「平成30年度版 今日の私学財政」大学・短期大学編 平成29年度財務比率表（ブロック別）—大学法人（九州）—：平成29年度大学法人（九州ブロック48法人）平均値

表Ⅲ-D-1.5 教育研究費比率の推移（部門別）

（単位：千円）

部 門	科 目	平成28年度	平成29年度	平成30年度
西九州大学	教育研究経費	736,144	746,291	884,599
	経常収入	2,300,388	2,355,616	2,458,829
	教育研究経費比率	32.0%	31.6%	35.9%
西九州大学短期大学部	教育研究経費	196,331	179,078	169,257
	経常収入	497,713	526,176	552,535
	教育研究経費比率	39.4%	34.0%	30.6%

西九州大学短期大学部が立地する佐賀キャンパスでは、教育研究用施設設備及び事務組織や図書室は、併設の西九州大学子ども学部と一体的に整備されており、事務組織の人的資源及び学習資源の一部も共用となっている関係上、この部分を大学組織と明瞭に区分し、比較することは困難ではあるが、平成28年度～平成30年度においては西九州大学、西九州大学短期大学部ともに教育研究費比率は30%を上回る数値で推移している（提出-20）。

公認会計士による会計監査は年3回、公認会計士6名が佐賀キャンパスにて全部門を対

## 西九州大学短期大学部

象に実施。監査最終日に行われる講評の場にて、学長をはじめ全部門の関係者が出席する中で監査結果の伝達を受けている。指摘事項等があれば、それぞれ各部門に持ち帰り、速やかに改善に向けた取り組みを行っている（備付-96, -97）。

寄附金募集については、主に学園ホームページにて法人、企業、個人寄附を対象に税額控除等の情報を含めた掲載を行っている。平成 28 年 11 月学校法人永原学園創立 70 周年記念事業の際に一定の寄附金を確保できたものの、その後は低調に推移している。このため収入の多角化の一つとして、寄附金獲得の拡大拡充に向けた検討を行っているところである。なお学校債については過去、また現在においても検討を行っていない（備付-94）。

西九州大学短期大学部の入学定員充足率については、表Ⅲ-D-1.6 の通り、近年の社会情勢と受験生における大学選択の傾向と動向等により、平成 28 年度に 73.6%と落ち込んだことを踏まえ、平成 29 年度に学科改組を行い、その後は 86.3%、87.9%と改善している。

表Ⅲ-D-1.6 入学定員充足率の推移

（単位：名）

部 門	事 項	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	摘 要
西九州大学	入学定員	471	471	561	H30 看護学部開設
	入学者数	430	457	538	収容定員 90 名増
	入学定員充足率	91.3%	97.0%	95.9%	
西九州大学短期大学部	入学定員	220	190	190	H29 専攻科廃止
	入学者数	162	164	167	収容定員 30 名減
	入学定員充足率	73.6%	86.3%	87.9%	

また収容定員充足率は、表Ⅲ-D-1.7 の通り、平成 28 年度 76.6%、平成 29 年度 84.2%、平成 30 年度 86.3%とこちらも改善傾向にある。収容定員充足率が 100%を切る状況が続く中で、学生には質の高い教育、また教員には十分な研究が行える環境を確保し、教育研究目的が達成できるよう中長期的な視点に立った予算制度を確立し、その下で新たな収入源の確保、また経費削減・抑制策に取り組むとともに、計画的な資金の管理・運用を行うことにより、財務体質の健全化に努めている。

表Ⅲ-D-1.7 収容定員充足率の推移

（単位：名）

部 門	事 項	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	摘 要
西九州大学	収容定員	1,852	1,885	1,975	H30 看護学部開設
	学生数	1,778	1,817	1,877	収容定員 90 名増
	収容定員充足率	96.0%	96.4%	95.0%	
西九州大学短期大学部	収容定員	410	380	380	H29 専攻科廃止
	学生数	314	320	328	収容定員 30 名減
	収容定員充足率	76.6%	84.2%	86.3%	

永原学園では、西九州大学短期大学部を含む各部門の中期目標・中期計画を集約し、平成 30 年 5 月に第 4 次中期目標・中期計画を策定したところであり（提出-27）、同計画に基

西九州大学短期大学部

づき、各部門において毎年度の事業計画と予算を立案し、それを3月の常任理事会、理事会の審議を経て決定している。毎年度の事業計画と予算は、3月に開催される常任理事会、理事会において決定しているが、議決が得られれば、速やかに理事長名の文書にて関係部門に通知を行い、計画的かつ適正な予算執行を指示している。年度予算については、3月末の常任理事会、理事会での審議を経て決定しているが、3月末の経常費補助金等の決定、また4月の入学者の決定を踏まえ、その他の収入支出の動向等を確認しながら、毎年12月を目途に補正予算を編成している。これにより実効性を担保しつつ、表Ⅲ-D-1.8に示す通り、計画的かつ適正な予算の執行に努めている（提出-28）。

表Ⅲ-D-1.8 事業活動収支計算書/予実管理表（学園全体）

（単位：千円）

	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	予 算	決 算	予 算	決 算	予 算	決 算
教育活動収入計	3,298,308	3,247,077	3,411,232	3,369,806	3,460,799	3,488,211
教育活動支出計	3,182,872	3,107,922	3,464,043	3,329,354	3,459,215	3,412,373
教育活動収支差額	115,435	139,155	△52,810	40,452	1,584	75,837
経常収支差額	121,550	149,369	△39,425	53,468	6,584	80,477
特別収支差額	13,077	47,671	1,460,242	1,490,651	3,107	3,619
基本金組入前当年度収支差額	114,627	197,041	1,400,997	1,544,119	△10,308	84,097
基本金組入額合計	△532,433	△527,623	△2,569,886	△1,541,350	△167,518	△114,450
当年度収支差額	△417,805	△330,582	△1,168,888	2,769	△177,826	△30,352
翌年度繰越収支差額	△2,827,104	△2,739,867	△3,908,755	△2,716,963	△2,894,789	△2,747,287

出納業務については、学校法人永原学園経理規定に則り、経理担当者が日々の現金有高帳と伝票集計票を作成し、経理事務責任者である事務局長または事務局次長に決裁を伺う事で、予算の確認や証拠書類の確認、収入と支出の日常的な出納業務を適切に実施している。また週次の支払（毎週水曜日）については経理事務責任者から経理責任者である学長を経て、理事長の決裁を得た上で行っている（備付-規程集 9-2, 9-3）。

資産及び資金の管理と運用については、学校法人永原学園経理規程並びに学校法人永原学園経理規程施行要領に則り、資産等の管理台帳の作成、資金出納簿等に係る会計処理等を行っており、引当特定資産等の金融機関との取引、有価証券の取得・売却等については、常任理事会、理事会の承認を受けた上で、事務処理を行っている。また次年度の5月に開催される決算理事会において決議に沿った証憑を提出し、報告している。月次試算表は、資金収支累計表の主な収入と支出の内訳を含めて前月分を毎月10日までに経理事務責任者である事務局長または事務局次長の決裁後、経理責任者である学長に報告し、学長から理事長に報告している。



## 西九州大学短期大学部

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立大学振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
  - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
  - ② 人事計画が適切である。
  - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
  - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

### <区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

平成 30 年度決算に於ける日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標に基づく経営状態の区分は、経常収支差額を計る部分において、法人全体で黒字幅が 10%未満に該当し、A3「正常状態」の判断となる。証憑となる平成 30 年度決算における経常収支差額比率は 2.3%である（表Ⅲ-D-1.4）。

西九州大学グループでは中長期的な行動指針として、2046 年に向けた「永原学園百年ビジョン」を平成 28 年度に策定しており、そのなかで短期大学の将来像を構想している（備付-5）。現在のところ、この行動指針を指標に、第 4 次中期目標・中期計画（平成 30 年度～34 年度（令和 4 年度））と毎年度のアクションプログラムを策定している（備付-12, -13）。また、平成 30 年度に採択された「経営強化集中支援事業」（平成 30 年度～32 年度（令和 2 年度））の年度計画並びに「私立大学等改革総合支援事業（タイプ別）」の採択要件（備付-35）、そして短期大学・各学科の SWOT 分析結果は、近年の社会情勢及び学園全体の経営実態と財政状況を踏まえたものとして、アクションプログラムの具体性・実効性を高めている。学生募集の対策においては、外部コンサルタントにより学生募集・入試広報活動を強化するとともに、特長となる学習コンテンツの導入を計画するようにした（備付-98）。また学納金計画については、消費税増税に伴う増額を計画するとともに、人事計画については、余剰の新規採用を抑制し、定年退職等による自然減となるよう計画している。施設設備の将来計画については、校舎の建て直し、トイレの改修工事等を行っており、当分の間は投資する計画はない。外部資金の獲得については、今後も競争的事業資金の継続的な申請を計画している。遊休資産の処分等の計画はない。

定員未充足の学科については、上述の学生募集の対策を講じるとともに、定員管理とそれに見合った経費の収支均衡が保てるよう人事を含めて安定化を図るよう計画している。

学内への財務情報等の公開に関しては、法人本部財務課より例年決算書の公表等をおこなっている（備付-25）。また永原学園運営協議会（H29 経常費補助金の実績報告と H30

西九州大学短期大学部

経常費補助金の獲得に向けた施策、及び予算削減への協力要請)、永原学園経営財務説明会(決算書の読み方と財務分析について)等の機会を捉え(備付-99)、全教職員へ告知を行い、周知と理解に努めている。なお告知の手法としては、同時一斉配信のメールサービス、学内イントラ等を広く活用して行っており、結果的には毎回多数の教職員が出席している。また、日本私立学校振興・共済事業団による定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分を利用した学園の経営状況の説明等も機会を捉えて行われており(備付-100)、これらを通じて教職員への経営情報の公開及び危機管理の情報共有はなされていると判断している。

＜テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題＞

永原学園では、①平成25年度～平成27年度の4ヶ年にて神埼・佐賀両キャンパスに所在していた耐震性能を満たしていない校舎群の取崩及び建替を順次計画通りに竣工させ運用を開始。②平成29年度には佐賀県小城市に新設置したキャンパス校舎及び設備整備(西九州大学看護学部の新設置)、また同時期での建設となった佐賀メディカルセンター内に設置した西九州大学グループ・健康支援センターも計画通りに竣工後に運用を開始した(表Ⅲ-D-3)。

表Ⅲ-D-3 永原学園 引当特定資産の積立及び取崩予定表

(単位:千円)

引当特定資産	目的	平成年度	23	24	25	26	27	28	29	30
		西暦年度	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
		確定/予定	確定	確定	確定	確定	確定	確定	確定	確定
		年度末	H24.3.31	H25.3.31	H26.3.31	H27.3.31	H28.3.31	H29.3.31	H30.3.31	H31.3.31
施設設備引当資産 (2号基本金引当資産)	小城キャンパス校舎新築・改築準備金	積立額					250,000	250,000	250,000	
		取崩額					0	0	△ 750,000	
		累積額					250,000	500,000	0	
	佐賀キャンパス5号館改築準備金	積立額		200,000	200,000	200,000				
		取崩額					△ 600,000			
		累積額		200,000	400,000	0				
大学1・2・3号館改築補強準備金	積立額	60,000	60,000	60,000						
	取崩額					△ 800,000				
	累積額	680,000	740,000	800,000	0					
3号基本金引当資産	永原学園教育研究基金	積立額								
		取崩額								
		累積額	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
退職給与引当資産	退職金支払準備金	積立額	50,000	50,000	50,000	50,000	0	0	0	0
		取崩額				△ 200,000				
		累積額	790,000	840,000	890,000	740,000	740,000	740,000	740,000	740,000
減価償却引当資産	固定資産更新準備金	積立額	100,102	100,000	100,000	300,000	230,000	100,000	100,000	200,000
		取崩額				△ 600,000				
		取崩額			△ 380,000	△ 780,000	△ 280,000			
		(取崩額)			△ 102					
		累積額	1,840,102	1,940,102	1,660,000	580,000	530,000	630,000	730,000	930,000
計	積立額	210,102	410,000	410,000	550,000	480,000	350,000	350,000	200,000	
	取崩額	0	0	△ 380,102	△ 2,980,000	△ 280,000	0	△ 750,000	0	
	累積額	3,410,102	3,820,102	3,850,000	1,420,000	1,620,000	1,970,000	1,570,000	1,770,000	
備 考	キャンパス整備校舎改築改修等			佐賀9(5)号館 神埼3号館 新築工事起工	神埼3号館、 佐賀5号館 新築工事竣工	神埼2号館解体・ グラウンド整備完了 /佐賀カフェレストラン ビナス竣工		小城キャンパス校舎新築・改築工事/県立病院好生館新築工事(H28年度より継続)	西九州大学看護学部開設/県立病院好生館跡地佐賀メディカルセンター活用開始	
	学部学科改組計画等							西九州大学短期大学部地域生活支援学科設置	西九州大学看護学部設置	

これらのキャンパス整備に係る資金支出については、年度限定で一時的なものであって

も学園の資金収支には多大な影響を強いることから、資金支出を均すことを目的に、①では平成 25 年度までに積立てを行った 800,000 千円、また平成 24 年度～平成 26 年度の 3 ヶ年に積立てた 600,000 千円の施設設備引当特定資産（第 2 号基本金引当資産）の合計 1,400,000 千円について、その後、平成 26 年度に一括にて全額を取り崩すことにより、校舎建設資金及び教育研究用機器備品等の支払資金に充てることとし実行した。

また同様に②においては平成 27 年度～平成 29 年度の 3 ヶ年間に 750,000 千円の積立を均等に行い、平成 29 年度の校舎建築資金及び教育研究用機器備品等の支払資金とした。

それに伴い、学園の引当特定資産は、平成 25 年度 3,850,000 千円を頂点に、平成 29 年度では 1,570,000 千円まで減少することとなった。

このような状況の中で、今後新たに発生する校舎等の補修・改修または改築工事、更には再建替え等に備えるためには、その財源となる減価償却引当特定資産について、今後も充実していく必要があると認識している。

#### <テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

平成 30 年度末現在、永原学園の特定資産は、退職給与引当特定資産 740,000 千円、減価償却引当特定資産 930,000 千円、第 3 号基本金引当特定資産 100,000 千円の合計で 1,770,000 千円となっている。永原学園としては、将来的な支出に備えるために、従来にも増して、減価償却引当特定資産の積立をスピードアップする必要があると捉えている。このために平成 30 年度からは、従来の引当額と比較して倍増の毎年 200,000 千円の積立を行っており、引き続き、収支改善を図りつつ、財務体質の強化を進め、減価償却引当特定資産の更なる充実を努めることを学園内での共通目標としている。

#### <基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

基準Ⅲ-A-2 自己点検・評価のための観点（3）に係る「向上・充実のための課題（領域別評価票における指摘への対応は任意）」として、次の点が指摘されていた。

「外部競争資金の導入が少ないことから、今後は科研費等の獲得に一層注力することが望まれる。」

成果としては、「私立大学研究ブランディング事業」〔平成 29 年～平成 31 年（令和元年）、「私立大学等改革総合支援事業」（プラットフォーム）〔平成 29 年～平成 30 年〕のほか、江北町の受託研究事業の採択に至っている。今後も積極的に個人又は全学的な競争資金の申請を行っていく予定である。

基準Ⅲ-A-3 自己点検・評価のための観点（7）、基準Ⅲ-B-2 自己点検・評価のための観点全般に係る「向上・充実のための課題（領域別評価票における指摘への対応は任意）」として、それぞれ次の点が指摘されていた。

「耐震基準を満たしていない校舎があり、計画的に補修及び建替えを実施する必要がある。」

校舎の耐震対策は、当初計画を前倒し、平成 26 年度 5 号館新校舎（講義室・研究室・

事務管理部門等)、平成 27 年度には食堂ホール建築を行なった。これらの建設に伴って、耐震基準を満たしていない旧校舎は取り壊されている。

「従来より大学と短期大学の書類の様式が異なっており、SD 研修会を通じて統一化を図っていく必要がある。また、SD 活動に関する規程が未整備なため早期の対応が望まれる。」

SD 活動のなかでは、大学と短期大学の書類の見直しと、規程の整備を図るものとした。その結果、業務の簡素化が図られるほか、短期大学にとって有効な様式は残されるなどの工夫がなされ、学生支援の観点からも充実が図られてきている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

第 4 次中期目標・中期計画並びに平成 30 年度に採択された「私立大学等経営強化集中支援事業」の目標・計画、「私立大学等改革総合支援事業」(プラットフォーム事業含む)と「ブランディング事業」の計画に則って、教育資源と財務資源の改善・充実を図っていく。

## 【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

<根拠資料>

提出資料

7. ウェブサイト [シラバス 2018 年度]、31. 学校法人永原学園寄附行為

備付資料

12. 第 4 次中期目標・中期計画、103. 理事会議事録、104. 常任理事会議事録、105. 運営協議会議事録、106. 外部評価委員会・事業推進協議会等出席一覧、111. 評議委員会議事録

備付資料-規程集

10-1. 学校法人永原学園寄付行為、10-10. 学校法人永原園理事会の運営に関する規則、10-11. 学校法人永原園常任理事会規則、10-12. 学校法人永原園運営協議会規則、10-13. 学校法人永原学園管理運営規則

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
  - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
  - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
  - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
  - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
  - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
  - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
  - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
  - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
  - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
  - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
  - ② 理事は、私立学校法の役員を選任の規定に基づき選任されている。
  - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

<区分 基準IV-A-1の現状>

理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を具現化するため、中期目標・中期計画を策定し、建学の精神に基づく学園運営において陣頭指揮を執っている(備付-12)。また、理事長は、本学の学長及び西九州大学の学長も兼務しており、学校運営に携わるだけでなく教育面においても熟知し、平成2年に本学園の職務に就いて以来、科目担当者として教育に直接携わる(提出-7)など、自ら率先して教育理念である「あすなろう」(翌檜(あすなろ)は木を指し、今は小さな幼木でも明日は大きな大木になろうという願いを込めた言葉)精神に基づく教育を行い、管理運営をはじめ教学に至るまで、強いリーダーシップを発揮している。

理事長は、学校法人永原学園寄附行為(以下、「寄附行為」という。)第5条により選任され、寄附行為第7条に基づき、この法人を代表し、その業務を総理している(提出-31)(備付-規程集 10-1)。

また、理事長は、寄附行為第34条の規定に基づき、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績(財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書)を評議員会に報告し、その意見を求めている(備付-103, -111)。

本学園には、寄附行為第16条に基づき、学校法人の最高意思決定機関である理事をもって組織する理事会が置かれ(備付-規程集 10-10)、理事会の招集は理事長が行い、その議長となり、法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。

理事会は、学校法人永原学園理事会の運営に関する規則(以下、「理事会の運営に関する規則」という。)に基づき、当該年度内の5月、8月、12月及び3月の年4回開催することを定例としており、臨時理事会は必要が生じたときに、あらかじめ通知された議題に限り開催することになっている。

理事会では、次の事項を審議し、決定している。

- ①法令及び寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項
- ②本学園及び設置する各学校の将来計画に関する事項
- ③寄附行為や学則等の制定、改正、廃止に関する事項
- ④資産の取得、管理及び処分に関する事項
- ⑤理事会の事前承認が必要となる役職者の任命に関する事項
- ⑥その他理事会で決定することが必要であると理事会が認める業務に関する事項

平成30年度は、予算及び決算、中長期計画の策定、役員の選任など、定例理事会を4回、臨時理事会を4回の計8回開催した。

また、理事会は、寄附行為第17条に基づき、評議員会に付議しなければならない事項、その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会で定めたものについては、理事会において指名した理事に委任するため、常任理事会を置いている。

常任理事会は、理事会の運営に関する規則第3条に基づく学校法人永原学園常任理事会規則(以下、「常任理事会規則」という。)(備付-規程集 10-11)に従って運営されており、次の事項を審議し、決定している

- ①理事会に委任された事項
- ②理事会又は評議員会に付議する必要のある事項
- ③専任教職員の採用、昇任などの人事の決定に関する事項
- ④基本財産及び運用財産中の積立金の保管に関する事項
- ⑤その他日常業務に関する事項

常任理事会は、常任理事会規則に基づき、原則として月1回開催することとし、理事長が招集し、議長を務めている。常任理事会では、教学及び運営に関する事項等を協議することにより、理事長への迅速な情報提供や提案を行い、理事会への報告を通して、法人の円滑な運営に資する役割を果たしている。

平成30年度は、予算及び決算、中長期計画の策定、専任教職員の採用など、定例常任理事会を12回、臨時常任理事会を1回の計13回開催した（備付-104）。

さらに常任理事会には、常任理事会規則第7条に基づき、管理運営に関する事項を協議・検討させるため、学校法人永原学園運営協議会（以下、「運営協議会」という。）を置いている（備付-規程集 10-12）。運営協議会は、学校法人永原学園運営協議会規則に基づき、原則年4回開催されており、その構成員は理事長をはじめ、学長、校長、園長、事務局長等、各部門の部局長クラスが構成員となっている。

運営協議会では、理事長が議長となり、次の事項を協議している。

- ①学園の将来構想、将来計画（中期計画及び年度計画を含む。）に関する事項
- ②各部門の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- ③予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- ④役職者の人事に関する事項、組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- ⑤その他学園の運営に関する重要事項

平成30年度は、学生募集状況、就職状況、財務状況、中長期計画の策定、働き方改革の対応などの情報が共有され、全部門へ理事長の意向が伝わる体制を整えている（備付-105）。

また、寄附行為第3条に規定する目的を達成するために、その管理運営の適正を期することを目的として、学校法人永原学園管理運営規則（以下、「管理運営規則」という。）を定め、組織の位置づけや役割、職務内容、任期や任命に関する事項等を明確に規定することにより、学校法人の管理組織体制を確立し、適切に管理している（備付-規程集 10-13）。

理事会は、第三者評価について必要な予算を計上し、認証評価に対する責任を持つとともに、短期大学の発展のために学園運営に必要な情報収集を積極的に行っており、九州西部地域大学・短期大学連合産学官連携プラットフォーム外部評価委員会・事業推進協議会や大学コンソーシアム佐賀などの会合に理事が積極的に参加し、他の短期大学の

状況など、外部環境の情報収集に努めている（備付-106）。

理事会は、本学の運営に関する法的な責任があることを認識し、学校教育法、私立学校法等各種法令に基づき、寄附行為、理事会の運営に関する規則、常任理事会規則、運営協議会規則及び管理運営規則を整備し、その責務を果たしている。

理事の選任は、私立学校法第 38 条（役員を選任）及び寄附行為第 6 条に基づき、学長、評議員のうちから評議員会において選任した者 4 人以内、学識経験者の中から理事会において選任した者 5 人以内で組織されており、建学の精神を理解し、法人の健全な経営について学識及び識見を有している者を選任している。

学校教育法第 9 条（校長、教員の欠格事由）の規定は、寄附行為第 15 条に準用している。

#### <テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの課題>

急激な 18 歳人口の減少をはじめ、日々変化する社会情勢の中、短期大学を取り巻く環境は年々厳しさを増している。これら諸問題に適時、的確に対応するためには、理事長の意向を速やかに伝達し実行に移していくことが肝要であり、常任理事会や運営協議会での協議や情報共有はもちろんのこと、教職員全員に浸透させる工夫が必要である。

#### <テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

理事長は、本学学長を兼務しているため、経営側と教学側の側面を兼ね備えており、双方の意向が機能的に結びつき、学園の経営あるいは教学面に反映されやすく、意思決定がスムーズである。また、本学園の経営判断を、西九州大学グループとしての運営に直接反映することができ、多様化した変化の速い社会ニーズに迅速に対応することができる。



[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

<根拠資料>

備付資料

107. 西九州大学短期大学部教授会議事録、108. 企画委員会議事録

備付資料-規程集

10-21. 西九州大学短期大学部教授会規則

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
  - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
  - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
  - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
  - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定めている。
  - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
  - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
  - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
  - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
  - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
  - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
  - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
  - ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
  - ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<区分 基準IV-B-1 の現状>

学長は、「西九州大学、西九州大学短期大学部学長の選考に関する規則」に基づき、学校法人永原学園及び西九州大学短期大学部の建学の精神及び教育方針を理解し、人格高潔にして、学識に優れ、併せて大学の機能と運営に豊かな識見を有する者として選考され、理事会の承認を得て選任されている。

また、学長は「学校法人永原学園管理運営規則」第25条の規定に基づき、本学の校務を掌り、所属の教職員を統督し、教育研究に関するすべての事項について権限を有し、

最終的な責任を負うことが規定されており、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して教学運営の最高責任者としての最終的な判断を行っている。

さらに、学長は「学校法人永原学園寄附行為（以下、「寄附行為」という。）第5条に基づき、本学園の理事長としても選任されており、「寄附行為」第7条により本法人を代表し、その業務を総理することにより、教学運営だけでなく学園全体の経営全般についても、その権限を有し、「寄附行為」第16条に基づき、理事会を招集し、その議長を担うなど強いリーダーシップを発揮している。

教授会は、「西九州大学短期大学部教授会規則」（備付-規程集 10-21）に基づき学長が議長となり、規則第3条に定める次の事項について審議し、意見を述べる場となり、審議機関として適切に運営している。教授会は、助教以上の専任教員及び必要な事務局職員から構成され、学長の権限と責任において次の審議事項の最終的な判断を行っている。

- ・学長の決定において意見を述べることができる事項
  - (1) 学生の入学（転入学・再入学を含む。）及び卒業に関する事項
  - (2) 学位の授与に関する事項
  - (3) 教育課程の編成及び履修方法に関する事項
  - (4) 教員の選考に係る資格審査に関する事項
  - (5) 学則又は短期大部諸規定のうち、教育研究に関する重要な規則の制定、改廃に関する事項
  - (6) 学生の表彰、懲戒に関する事項
  - (7) その他、学長が諮問した事項
- ・学長がつかさどる教育研究に関する事項
  - (1) 学生の休学、復学、転学科、派遣、留学及び除籍に関する事項
  - (2) 長期履修学生、科目等履修生、特別聴講学生、外国人留学生及び委託生に関する事項
  - (3) 学生の単位修得等に関する事項
  - (4) 学生の修学等に必要な助言・指導に関する事項

平成30年度教授会の開催は、表IV-B-1.1の通りである。

西九州大学短期大学部

表Ⅳ-B-1.1 平成 30 年度 教授会開催一覧

	日付	審議件数	報告件数	主な議題	出席者数
①	4月4日	15件	16件	西九州大学短期大学部平成 29 年度アクションプログラムの総括と平成 30 年度アクションプログラム(案)について	21名
②	5月2日	10件	10件	受託研究の受入れ(案)について	22名
③	6月6日	7件	11件	平成 30 年度私立大学研究ブランディング事業計画書(案)について	21名
④	7月4日	7件	7件	平成 31 年度認証評価受審(案)について(一般財団法人短期大学基準協会)	20名
⑤	8月1日	3件	11件	学籍異動(案)について	19名
⑥	9月5日	17件	17件	幼児保育学科教員の昇任に係る教員候補者資格審査(案)について	21名
⑦	10月3日	6件	6件	地域生活支援学科教員の新規採用に係る教員候補者資格審査委員会の設置(案)について	18名
⑧	11月7日	6件	22件	地域生活支援学科教員(外国語分野、福祉関連分野)の新規採用に係る教員候補者資格審査(案)について	19名
臨時	11月21日	3件	0件	平成 31 年度入学者選抜「指定校推薦・学校長推薦Ⅰ期・AOⅠ期・特別Ⅰ期・外国人留学生AO」試験の合否判定(案)について	20名
⑨	12月5日	4件	8件	地域生活支援学科教員の昇任に係る教員候補者資格審査委員会の設置(案)について	20名
臨時	12月19日	1件	5件	平成 31 年度入学者選抜「学校長推薦Ⅱ期・特別(社会人・外国人留学生)Ⅱ期」試験の合否判定(案)および「外国人留学生AOⅠ期」試験追加出願者の合否判定(案)について	18名
⑩	1月9日	5件	10件	地域生活支援学科教員の昇任に係る教員候補者資格審査(案)について	19名
⑪	2月6日	8件	8件	地域生活支援学科教員の昇任に係る教員候補者資格審査(案)について	18名
⑫	3月6日	10件	17件	平成 30 年度卒業判定(案)及び資格取得(案)について	21名

## 西九州大学短期大学部

教授会前に開かれる連絡会では、主要な役職者との間で教授会議題等について連絡調整がなされている。学長は、規則に基づき教授会で意見を述べる事項について、教授会の打ち合わせ会議、そして連絡会によって予め周知している。教授会議事録は、次回の教授会開催までの期間中、掲示板によって周知・確認がなされている。併設大学と合同で審議する事項や大学経営に直接係る事項は、要件に応じて当該委員会・常任理事会・理事会の規定に基づき予め審議が行われた後、教授会の議を経て機関決定が行われている。学習成果及び三つの方針は、毎年度のカリキュラム見直しの機会において、教務委員会を経て、教授会の審議の後、学長が最終的な判断を行っている（備付-107）。

学長または教授会の下に学務に係る委員会等を表IV-B-1.2のとおり、設置規程等に基づいて適切に運営している。このほか、本学園規程に基づく委員会、併設大学との合同委員会、大学間あるいは地方公共団体その他の包括的連携協定に基づく協議会ほか、COC＋（大学コンソーシアム佐賀含める）、短期大学コンソーシアム九州、九州西部地域大学・短期大学連合産学官連携プラットフォームの運営会議、その他外部ステークホルダーからの意見を参酌し、適切な教学経営の判断を行っており、リーダーシップを発揮している（備付-108）。

表IV-B-1.2 平成30年度 主な開催委員会一覧

委員会 (◎：学長を委員長とするもの)	規程等	平成30年度 開催数
◎企画委員会	西九州大学短期大学部企画委員会規程	10回
長崎短期大学 包括連携協定推進委員会	長崎短期大学と西九州大学短期大学部 包括連携協定書	6回
◎点検・評価運営委員会	西九州大学短期部点検・評価に関する規 程	10回
点検・評価専門委員会		10回
紀要委員会	西九州大学短期大学部紀要委員会規程	6回
FD委員会	西九州大学短期大学部ファカルティ・ ディベロップメント委員会規程	9回
FD専門委員会	西九州大学短期大学部ファカルティ・ ディベロップメント専門委員会内規	8回
知的財産管理委員会	西九州大学短期大学部知的財産管理委 員会規程	2回
環境推進委員会	西九州大学短期大学部環境推進委員会 規程	2回
倫理委員会	西九州大学短期大学部倫理委員会規程	2回
◎人権・同和委員会	西九州大学短期大学部人権・同和委員会 規程	1回
教務委員会	西九州大学短期大学部教務委員会規程	18回
教職課程委員会	西九州大学短期大学部教職課程委員会 規程	3回
◎入試広報委員会	西九州大学短期大学部入試・広報委員会 規程	9回
学生支援委員会	西九州大学短期大学部学生支援委員会 規程	10回
学生相談委員会	西九州大学短期大学部学生相談委員会	1回

西九州大学短期大学部

	規程	
◎永原奨学生選考委員会	西九州大学短期大学部永原学園奨学生選考委員会内規	1回
図書委員会	西九州大学短期大学部附属図書館図書委員会規程	5回
西九州大学短期大学部 国際交流委員会		1回
ボランティアセンター 運営委員会	西九州大学・西九州大学短期大学部ボランティアセンター規程	1回
西九州大学・西九州大学短期大学部 学生寮運営委員会	西九州大学・西九州大学短期大学部学生寮運営委員会規程	4回
西九州大学・西九州大学短期大学部 SD委員会	西九州大学・短期大学部スタッフディベロップメント委員会規程	3回
国際交流センター 運営委員会	西九州大学・西九州大学短期大学部国際交流センター規程	16回
情報メディアセンター 運営委員会	西九州大学・西九州大学短期大学部情報メディアセンター規程	1回
リカレント教育・研究推進本部 運営委員会	なし	1回
健康支援センターW. G		9回
健康福祉・生涯学習センター 運営委員会	西九州大学・西九州大学短期大学部健康福祉・生涯学習センター運営委員会規程	4回
産学官連携推進室		3回

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの課題>

学長は、滞りなく教学運営のリーダーシップを執っている。一方で、併設大学の学長でもある。併設大学は、神崎市・佐賀市・小城市の3キャンパスにまたがっており、時間的な制約も少なからずあることから、副学長や学長補佐の運用については、より効率的な運用と体制改善の検討が求められる。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの特記事項>

学長は、学校法人永原学園理事長であり、併設大学の学長でもある。学長は、西九州大学のグループ全体の教学経営の判断のなかで本学の職務の遂行に当たっていることから、併設大学との教学経営の連携が適切に図られており、教学運営が円滑に行われている。

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

<根拠資料>

提出資料

31. 学校法人永原学園寄附行為

備付資料

109. 監事の監査状況、110. 監事監査の報告書、103. 理事会議事録、111. 評議員会議事録、112. 西九州大学グループ広報永原学園 2018

備付資料-規程集

10-1. 学校法人永原学園寄附行為、10-126. 学校法人永原学園監事監査規程

[区分 基準IV-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準IV-C-1 の現状>

本学園では、寄附行為第8条及び第9条に基づき監事を2人選任（令和元年5月1日現在）しており、寄附行為第11条及び学校法人永原学園監事監査規程に基づき本学園の業務及び財務の状況について適宜監査している（提出-31）（備付-109, -110）（備付-規程集 10-1, 10-126）。

監事は、年4回開催される理事会、評議員会に出席し、必要に応じて学校法人の業務や財産について意見を述べるとともに年3回（中間決算2回、期末決算1回）の公認会計士による業務及び会計監査時に立ち合い、その内容を確認し、法人本部の財務課職員から直接説明・報告を受けることで、財務状況を把握している。また、監事は寄附行為第11条に基づき、本学園の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後の2月以内に理事会及び評議員会に報告している（備付-103, -111）。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準IV-C-2 の現状>

評議員会は、寄附行為第17条に基づき、17人以上23人以内で組織されており、理事

の定数（8人以上11人以内）の2倍を超える人数をもって適切に組織（理事人数9人、評議員人数20人、令和元年5月1日現在）している。評議員会は、原則として年4回開催され、私立学校法第42条に準拠した寄附行為第21条により、理事長は次の事項について諮問している。

- ① 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- ② 事業計画
- ③ 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- ④ 寄附行為の変更
- ⑤ 合併
- ⑥ 目的たる事業の成功の不能による解散
- ⑦ 収益事業に関する重要事項
- ⑧ 寄附金品の募集に関する事項
- ⑨ その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

平成30年度は、予算及び決算、中長期計画の策定、役員を選任など、定例評議員会を4回開催した。

[区分 基準IV-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法の規定に基づき、財務情報を公開している。

<区分 基準IV-C-3の現状>

教育情報については、学校教育法施行規則第172条の2の規定に基づき、本学ウェブサイトや刊行物等にて公表するほか、日本私立学校振興・共済事業団の運営による「大学ポートレート（私学版）」(<https://up-j.shigaku.go.jp/>)にも参加しており、様々な教育情報を公表している。

財務情報の公開については、私立学校法の一部を改正する法律（平成16年法律第42号）に基づき、法人本部に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監事による監査報告書を備え付け、閲覧請求があれば自由に閲覧できるようにしている。また、本学園ウェブサイト (<https://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/>)でも公表し、刊行物の広報永原学園にも掲載し（備付-112）、広く情報を公表している。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題>

監事による監査では、学長の業務執行状況や中長期計画の進捗状況についても監査がなされ、業務執行などの改善について指摘を受けている。こうした指摘事項への対応を迅速かつ的確に進めていくためにも学長のリーダーシップとフォロー体制の強化が必要

である。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項>

理事長が学長を兼務しているため、経営側の方針が教学側へ伝わりやすい。

<基準IV リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

改善を要する事項（向上・充実のための課題）はない。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

18歳人口減少の中、短期大学を取り巻く環境は、ますます厳しさを増している。短期大学だけでなく、学園が設置するすべての学校の教職員が学園全体の現状を認識し、何が重要で、今何をしなければならないのか、一人一人が考えながら行動する必要がある。建学の精神に基づき、策定された「第4次中期目標・中期計画（平成30年度～34年度(令和4年度)）」及び、これを補完する「経営改革計画（平成30年度～32年度（令和2年度)）」を理事長・学長のリーダーシップの下、遂行するとともに経営財務に関する研修会の充実を図り、教職員の意識改革を推進する。



## 提出資料一覧

提出資料	資料番号・資料名・該当ページ
基準Ⅰ：建学の精神と教育の効果	
A 建学の精神	
建学の精神・教育理念についての印刷物等	1. Campus Life Handbook 2018 [平成30年度] p. 2 2. 大学案内 2018 [平成30年度入学者用] p. 56 3. 平成30年度版学修の手引き p. 2 4. ウェブサイト「短期大学部概要 建学の精神」 <a href="https://www.nisikyu-u.ac.jp/junior_college/about/">https://www.nisikyu-u.ac.jp/junior_college/about/</a>
B 教育の効果	
学則 ■ 学則のみを印刷したものの	5. 西九州大学短期大学部学則 [備付-諸規程集 1-1]
教育目的・目標についての印刷物等	1. Campus Life Handbook 2018 [平成30年度] pp. 2~4
学習成果を示した印刷物等	6. シラバス [平成30年度] 7. ウェブサイト [シラバス 2018年度] <a href="http://er.nisikyu-u.ac.jp/abu0300/course?sid=51&amp;ry=2018&amp;f=0">http://er.nisikyu-u.ac.jp/abu0300/course?sid=51&amp;ry=2018&amp;f=0</a>
C 内部質保証	
自己点検・評価を実施するための規程	3. 平成30年度版学修の手引き pp. 56~68 8. 西九州大学短期大学部点検・評価に関する規程 [備付-諸規程集 1-10]
基準Ⅱ：教育課程と学生支援	
A 教育課程	
卒業認定・学位授与の方針に関する印刷物等	1. Campus Life Handbook 2018 [平成30年度] pp. 5~10 3. 平成30年度版学修の手引き pp. 28~31, p. 55 9. ウェブサイト「短期大学部概要 3つのポリシー」 <a href="https://www.nisikyu-u.ac.jp/junior_college/about/policy.html">https://www.nisikyu-u.ac.jp/junior_college/about/policy.html</a>
教育課程編成・実施の方針に関する印刷物等	1. Campus Life Handbook 2018 [平成30年度] pp. 5~10 3. 平成30年度版学修の手引き pp. 28~31 9. ウェブサイト「短期大学部概要 3つのポリシー」 <a href="https://www.nisikyu-u.ac.jp/junior_college/about/policy.html">https://www.nisikyu-u.ac.jp/junior_college/about/policy.html</a>
入学者受入れの方針に関する印刷物等	1. Campus Life Handbook 2018 [平成30年度] pp. 5~10 3. 平成30年度版学修の手引き pp. 28~31 9. ウェブサイト「短期大学部概要 3つのポリシー」 <a href="https://www.nisikyu-u.ac.jp/junior_college/about/policy.html">https://www.nisikyu-u.ac.jp/junior_college/about/policy.html</a> 10. 学生募集要項 2018 第二表紙
シラバス ■ 平成30年度 ■ 紙媒体又は電子データで提出	6. シラバス [平成30年度] 7. ウェブサイト「シラバス 2018年度」 <a href="http://er.nisikyu-u.ac.jp/abu0300/course?sid=51&amp;ry=2018&amp;f=0">http://er.nisikyu-u.ac.jp/abu0300/course?sid=51&amp;ry=2018&amp;f=0</a>
学年暦 ■ 平成30年度	1. Campus Life Handbook 2018 [平成30年度] pp. 143~148

提出資料	資料番号・資料名・該当ページ
<b>B 学生支援</b>	
学生便覧等、学習支援のための配布物	1. Campus Life Handbook 2018 [平成 30 年度] 3. 平成 30 年度版学修の手引き 11. ウェブサイト「学生ポータルサイト」 <a href="https://asunaro.nisikyu-u.ac.jp/portal/">https://asunaro.nisikyu-u.ac.jp/portal/</a>
短期大学案内 ■ 平成 30 年度入学者用及び平成 31 年度入学者用の 2 年分	1. Campus Life Handbook 2018 [平成 30 年度] 2. 大学案内 2018 [平成 30 年度入学者用] 12. Campus Life Handbook 2019 [平成 31 年度] 13. 大学案内 2019 [平成 31 年度入学者用]
募集要項・入学願書 ■ 平成 30 年度入学者用及び平成 31 年度入学者用の 2 年分	10. 学生募集要項 2018 14. 学生募集要項 2019 15. 入学願書 [平成 31 年度入学者用] 16. 入学願書 [平成 30 年度入学者用]
基準Ⅲ：教育資源と財的資源	
<b>D 財的資源</b>	
「計算書類等の概要(過去 3 年間)」 「活動区分資金収支計算書(学校法人全体)」[書式 1]、 「事業活動収支計算書の概要」[書式 2]、「貸借対照表の概要(学校法人全体)」[書式 3]、「財務状況調べ」[書式 4]	17. 活動区分資金収支計算書(学校法人全体)[書式 1] 18. 事業活動収支計算書の概要[書式 2] 19. 貸借対照表の概要(学校法人全体)[書式 3] 20. 財務状況調べ[書式 4]
資金収支計算書・資金収支内訳表 ■ 過去 3 年間(平成 28 年度～平成 30 年度)計算書類(決算書)の該当部分	21. 資金収支計算書 [平成 28 年度～平成 30 年度] 22. 資金収支内訳表 [平成 28 年度～平成 30 年度]
活動区分資金収支計算書 ■ 過去 3 年間(平成 28 年度～平成 30 年度)計算書類(決算書)の該当部分	23. 活動区分資金収支計算書 [平成 28 年度～平成 30 年度]
事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表 ■ 過去 3 年間(平成 28 年度～平成 30 年度)計算書類(決算書)の該当部分	24. 事業活動収支計算書 [平成 28 年度～平成 30 年度] 25. 事業活動収支内訳表 [平成 28 年度～平成 30 年度]
貸借対照表 ■ 過去 3 年間(平成 28 年度～平成 30 年度)計算	26. 貸借対照表 [平成 28 年度～平成 30 年度]

西九州大学短期大学部

提出資料	資料番号・資料名・該当ページ
書類（決算書）の該当部分	
中・長期の財務計画	27. 学校法人永原学園 経営改革計画
事業報告書 ■ 過去1年間（平成30年度）	28. 平成30年度 事業報告書
事業計画書／予算書 ■ 認証評価を受ける年度（平成31年度）	29. 2019年度 事業計画書 30. 2019年度 予算書
基準Ⅳ：リーダーシップとガバナンス	
A 理事長のリーダーシップ	
寄附行為	31. 学校法人永原学園寄附行為 [備付-諸規程集 10-1]

## 備付資料一覧

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
基準Ⅰ：建学の精神と教育の効果	
A 建学の精神	
創立記念、周年誌等	1. 学校法人永原学園 創立 70 周年記念誌 2. 創立五十周年記念誌
地域・社会の各種団体との協定書等	3. 各種協定一覧 4. 受託研究一覧 5. 西九州大学グループ 100 年ビジョン 6. 私立大学研究ブランディング事業
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	7. 平成 30 年度産業技術学院委託訓練生の受入れ 8. 平成 30 年度あすなろ会資料 9. 新任教職員研修会 10. 入学式 式次第 11. 平成 30 年度教授会資料 12. 第 4 次中期目標・中期計画 13. 平成 30 年度アクションプログラムの総括及び平成 31 年度アクションプログラム 14. 教職員人事評価の調書 15. 平成 30 年度意見聴取一覧 16. 健康福祉・生涯学習センター 17. 出張講義ガイド 2018 年度版 18. 職業理解ガイダンス資料 19. 兼業一覧 20. 社会人向け講座等各種案内 21. 各種イベント案内 22. 西九州大学グループ健康支援センター
B 教育の効果	
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	11. 平成 30 年度教授会資料 15. 平成 30 年度意見聴取一覧 [平成 30 年度] 23. ウェブサイト「地域大学の理念」 <a href="https://www.nisiky-u.ac.jp/information/detail/i/432/faculty/101/">https://www.nisiky-u.ac.jp/information/detail/i/432/faculty/101/</a> 24. 教育に関する基本方針 25. ウェブサイト「教育に関する基本方針」・「平成 30 年度学修成果の評価指標」 <a href="https://www.nisiky-u.ac.jp/nagahara/info/">https://www.nisiky-u.ac.jp/nagahara/info/</a> 26. 紀要集 27. 教務委員会
C 内部質保証	
過去 3 年間（平成 28 年度～平成 30 年度）に行った自己点検・評価に係る報告書等	12. 第 4 次中期目標・中期計画 13. 平成 30 年度アクションプログラムの総括及び平成 31 年度アクションプログラム 28. 平成 28 年度アクションプログラムの総括及び平成 29 年度アクションプログラム 29. 平成 29 年度アクションプログラムの総括及び平成 30 年度アク

	<p>ションプログラム</p> <p>30. 第3次中期目標・中期計画</p>
高等学校等からの意見聴取に関する記録等	15. 平成30年度意見聴取一覧
認証評価以外の外部評価についての印刷物等	31. 平成27年度自己点検・評価報告書 32. 相互評価報告書
教育の質保証を図るアセスメントの手法及び向上・充実のためのPDCAサイクルに関する資料	11. 平成30年度教授会資料 24. 教育に関する基本方針 27. 教務委員会
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	3. 各種協定一覧 6. 私立大学研究ブランディング事業 33. ウェブサイト「自己点検・評価」 <a href="https://www.nisikyu-u.ac.jp/junior_college/information/detail/i/543/faculty/101/forward/1">https://www.nisikyu-u.ac.jp/junior_college/information/detail/i/543/faculty/101/forward/1</a> 34. 学位証明補足資料 35. 平成30年度私立大学等経営強化集中支援事業
基準Ⅱ：教育課程と学生支援	
A 教育課程	
<p>単位認定状況表 [様式18]</p> <p>■ 認証評価を受ける前年度の平成30年度に卒業した学生が入学時から卒業までに履修した科目について</p>	11. 平成30年度教授会資料 36. 単位認定状況表 [様式18]
学習成果の獲得状況を表す量的・質的データに関する印刷物等	26. 紀要集 34. 学位証明補足資料
幅広く深い教養を培う教養教育の成果に関する資料	25. ウェブサイト「平成30年度学修成果の評価指標」 <a href="https://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/">https://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/</a> 37. カリキュラムチェックリスト
職業又は実際生活に必要な能力を育成する職業教育の成果に関する資料	25. ウェブサイト「平成30年度学修成果の評価指標」 <a href="https://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/">https://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/</a> 38. 実習評価報告書 39. 平成30年度版職業・キャリア教育に係る主な教育・実践活動一覧 40. 実習巡回報告書
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	15. 平成30年度意見聴取一覧 25. ウェブサイト「平成30年度学修成果の評価指標」 <a href="https://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/">https://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/</a> 27. 教務委員会 41. シラバス作成要領・シラバスチェック担当者名簿 42. 平成30年度学科目担当表 43. Campus Life Handbook 2019 pp. 53～57, pp. 78～80 44. 教職課程の再課程認定 45. 指定保育士養成施設学則変更承認申請

	<p>46. 「あすなろう」科目群シラバス</p> <p>47. 大学コンソーシアム佐賀 単位互換科目</p> <p>48. 学生による授業改善のための授業評価アンケート結果に関する報告書 [平成 30 年度版]</p> <p>49. 平成 30 年度進路支援・就職対策講座の概要一覧</p> <p>50. 卒後支援一覧</p> <p>51. 調査一覧</p> <p>52. ウェブサイト「アドミッション・ポリシー」  <a href="https://www.nisikyu-u.ac.jp/junior_college/about/policy.html">https://www.nisikyu-u.ac.jp/junior_college/about/policy.html</a></p> <p>53. 入試広報委員会</p> <p>54. ウェブサイト「教員ポータルサイト」  <a href="https://asunaro.nisikyu-u.ac.jp/private/management/account/logon">https://asunaro.nisikyu-u.ac.jp/private/management/account/logon</a></p>
<b>B 学生支援</b>	
学生支援の満足度についての調査結果	<p>11. 平成 30 年度教授会資料</p> <p>51. 調査一覧</p>
就職先からの卒業生に対する評価結果	<p>11. 平成 30 年度教授会資料</p> <p>51. 調査一覧</p>
卒業生アンケートの調査結果	<p>11. 平成 30 年度教授会資料</p> <p>51. 調査一覧</p>
入学志願者に対する入学までの情報提供のための印刷物等	<p>55. 各学科・コースの入学前教育案内</p>
入学手続者に対する入学までの学習支援のための印刷物等	<p>55. 各学科・コースの入学前教育案内</p> <p>56. 平成 30 年度入学関係書類</p>
学生の履修指導（ガイダンス、オリエンテーション）等に関する資料	<p>11. 教授会資料</p> <p>57. オリエンテーション・ガイダンス・クラスミーティング</p>
学生支援のための学生の個人情報記録する様式	<p>54. ウェブサイト「教員ポータルサイト」  <a href="https://asunaro.nisikyu-u.ac.jp/private/management/account/logon">https://asunaro.nisikyu-u.ac.jp/private/management/account/logon</a></p> <p>58. 個別指導</p> <p>59. 学生相談委員会</p> <p>60. 学生支援委員会</p>
進路一覧表等 <b>■ 過去 3 年間（平成 28 年度～平成 30 年度）</b>	<p>8. 平成 30 年度あすなろ会資料</p> <p>61. 学校基本調査</p>
GPA 等の成績分布	<p>48. 学生による授業改善のための授業評価アンケート結果に関する報告書 [平成 30 年度版]</p>
学生による授業評価票及びその評価結果	<p>48. 学生による授業改善のための授業評価アンケート結果に関する報告書 [平成 30 年度版]</p>
社会人受入れについての印刷物等	<p>7. 平成 30 年度産業技術学院委託訓練生の受入れ</p> <p>53. 入試広報委員会</p>
海外留学希望者に向けた印刷物等	<p>62. 国際交流関係</p>
留学生の受入れについて	<p>11. 平成 30 年度教授会資料</p>

の印刷物等	
[報告書作成マニュアル 指定以外の備付資料]	3. 各種協定一覧 26. 紀要集 41. シラバス作成要領・シラバスチェック担当者名簿 46. 「あすなろう」科目群シラバス 47. 大学コンソーシアム佐賀 単位互換科目 49. 平成 30 年度進路支援・就職対策講座の概要一覧 63. 2018 年度クラス担任及び副担一覧 64. 研究日および空き時間早見表 65. FD・SD 研修会一覧 66. 図書館資料 67. 佐賀北・佐賀南警察署との連絡会報告 68. 学友会
基準Ⅲ：教育資源と財的資源	
A 人的資源	
専任教員の個人調書 ■ 教員個人調書 [様式 19] (平成 31 年 5 月 1 日現在) ■ 教育研究業績書 [様式 20] (過去 5 年間 (平成 26 年度～平成 30 年度))	69. 教員個人調書 [様式 19] 70. 教育研究業績書 [様式 20]
非常勤教員一覧表 [様式 21]	71. 非常勤教員一覧表 [様式 21]
教員の研究活動について公開している印刷物等 ■ 過去 3 年間 (平成 28 年度～平成 30 年度)	25. ウェブサイト「教育情報の公開」 <a href="https://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/">https://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/</a> 70. 教育研究業績書 [様式 20]
専任教員の年齢構成表 ■ 認証評価を受ける年度 (平成 31 年 5 月 1 日現在)	72. 専任教員の年齢構成表
専任教員の研究活動状況表 [様式 22] ■ 過去 5 年間 (平成 26 年度～平成 30 年度)	73. 専任教員の研究活動状況表 [様式 22]
外部研究資金の獲得状況一覧表 [様式 23] ■ 過去 3 年間 (平成 28 年度～平成 30 年度)	74. 外部研究資金の獲得状況一覧表 [様式 23]
研究紀要・論文集 ■ 過去 3 年間 (平成 28 年度～平成 30 年度)	26. 紀要集
教員以外の専任職員の一覧表 (氏名、職名)	75. 教員以外の専任職員の一覧表

西九州大学短期大学部

<p>■ 認証評価を受ける年度（平成 31 年 5 月 1 日現在）</p>	
<p>FD 活動の記録</p> <p>■ 過去 3 年間（平成 28 年度～平成 30 年度）</p>	<p>76. FD・SD 研修会一覧</p> <p>77. 平成 30 年度西九州大学・西九州大学短期大学部 FD・SD 活動報告書</p>
<p>SD 活動の記録</p> <p>■ 過去 3 年間（平成 28 年度～平成 30 年度）</p>	<p>76. FD・SD 研修会一覧</p> <p>77. 平成 30 年度西九州大学・西九州大学短期大学部 FD・SD 活動報告書</p>
<p>[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]</p>	<p>11. 平成 30 年度教授会資料</p> <p>27. 教務委員会</p> <p>48. 学生による授業改善のための授業評価アンケート結果に関する報告書 [平成 30 年度版]</p> <p>49. 平成 30 年度進路支援・就職対策講座の概要一覧</p> <p>78. 学校法人永原学園情報セキュリティポリシー</p> <p>79. 常任理事会</p> <p>80. 人事評価「新」システム</p> <p>81. 倫理審査実績 [平成 30 年度]</p> <p>82. 平成 30 年度西九州大学短期大学部（授業公開）授業参観報告書</p> <p>83. 西九州大学短期大学部中退予防分析結果報告</p> <p>84. 平成 31 年度職員名簿</p> <p>85. 労働者代表選任書</p> <p>86. 理事会</p>
<p><b>B 物的資源</b></p>	
<p>校地、校舎に関する図面</p> <p>■ 全体図、校舎等の位置を示す配置図、用途（室名）を示した各階の図面、校地間の距離、校地間の交通手段等</p>	<p>87. キャンパス全体図面</p>
<p>図書館、学習資源センターの概要</p> <p>■ 平面図等（冊子等も可）</p>	<p>66. 図書館資料</p>
<p>[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]</p>	<p>88. 平成 30 年度施設使用許可一覧</p> <p>89. 防災計画</p> <p>90. 防災避難訓練実施計画</p> <p>91. 太陽光発電の記録</p>
<p><b>C 技術的資源</b></p>	
<p>学内 LAN の敷設状況</p>	<p>92. 西九州大学・西九州大学短期大学部ネットワークおよび PC 操作説明資料</p>
<p>マルチメディア教室、コンピュータ教室等の配置図</p>	<p>87. キャンパス全体図面</p> <p>92. 西九州大学・西九州大学短期大学部ネットワークおよび PC 操作説明資料</p>
<p>[報告書作成マニュアル]</p>	<p>77. 平成 30 年度西九州大学・西九州大学短期大学部 FD・SD 活動報</p>



西九州大学短期大学部

指定以外の備付資料]	<p>告書</p> <p>92. 西九州大学・西九州大学短期大学部ネットワークおよびPC 操作説明資料</p> <p>93. 学術情報基盤実態調査</p>
<b>D 財的資源</b>	
寄付金・学校債の募集についての印刷物等	<p>94. ウェブサイト「寄附金について」 <a href="https://www.nisiky-u.ac.jp/nagahara/donation">https://www.nisiky-u.ac.jp/nagahara/donation</a></p>
<p>財産目録及び計算書類</p> <p>■ 過去 3 年間（平成 28 年度～平成 30 年度）</p>	95. 財産目録及び計算書
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	<p>5. 西九州大学グループ 100 年ビジョン、12. 第 4 次中期目標・中期計画、13. 平成 30 年度アクションプログラムの総括及び平成 31 年度アクションプログラム、25. ウェブサイト「財務の概要」 <a href="https://www.nisiky-u.ac.jp/nagahara/info/">https://www.nisiky-u.ac.jp/nagahara/info/</a>、35. 平成 30 年度私立大学等経営強化集中支援事業、96. 監査日程計画、97. 平成 30 年度西九州大学短期大学部に於ける公認会計士の監査意見及び対応について、98. 平成 30 年度 SWOT 分析、99. 学校法人永原学園財務関係説明資料、100. 学校法人永原学園経営状態の区分</p>
<b>基準IV：リーダーシップとガバナンス</b>	
<b>A 理事長のリーダーシップ</b>	
<p>理事長の履歴書</p> <p>■ 認証評価を受ける年度（平成 31 年 5 月 1 日現在）</p>	101. 理事長の履歴書（令和元年 5 月 1 日現在）
<p>学校法人実態調査表（写し）</p> <p>■ 過去 3 年間（平成 28 年度～平成 30 年度）</p>	102. 学校法人実態調査票（平成 28 年度～平成 30 年度）
<p>理事会議事録</p> <p>■ 過去 3 年間（平成 28 年度～平成 30 年度）</p>	103. 理事会議事録（平成 28 年度～平成 30 年度）
諸規程集	※下記に別途記述
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	12. 第 4 次中期目標・中期計画、104. 常任理事会議事録、105. 運営協議会議事録、106. 外部評価委員会・事業推進協議会等出席一覧
<b>B 学長のリーダーシップ</b>	
<p>学長の個人調書</p> <p>■ 教員個人調書 [様式 19]（平成 31 年 5 月 1 日現在）</p> <p>■ 専任教員として授業を担当している場合、「専任教員の個人調書」と同じく、過去 5 年間（平成 26 年度～平成 30 年度）の教育</p>	<p>69. 教員個人調書 [様式 19]</p> <p>70. 教育研究業績書 [様式 20]</p>

西九州大学短期大学部

研究業績書 [様式 20]	
教授会議事録 ■ 過去 3 年間 (平成 28 年度～平成 30 年度)	107. 西九州大学短期大学部教授会議事録 (平成 28 年度～平成 30 年度)
委員会等の議事録 ■ 過去 1 年間 (平成 30 年度)	108. 企画委員会議事録
<b>C ガバナンス</b>	
監事の監査状況 ■ 過去 3 年間 (平成 28 年度～平成 30 年度)	109. 監事の監査状況 (平成 28 年度～平成 30 年度) 110. 監事監査の報告書
評議員会議事録 ■ 過去 3 年間 (平成 28 年度～平成 30 年度)	111. 評議員会議事録 (平成 28 年度～平成 30 年度)
[報告書作成マニュアル 指定以外の備付資料]	112. 西九州大学グループ広報永原学園 2018



学校法人永原学園  
西九州大学短期大学部  
機関別評価結果

令和2年3月17日  
一般財団法人短期大学基準協会

## 西九州大学短期大学部の概要

設置者	学校法人 永原学園
理事長	福元 裕二
学 長	福元 裕二
A L O	平田 孝治
開設年月日	昭和 38 年 4 月 1 日
所在地	佐賀県佐賀市神園三丁目 18-15

<令和元年 5 月 1 日現在>

### 設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
地域生活支援学科		100
幼児保育学科		90
	合計	190

### 専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

### 通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

## 機関別評価結果

西九州大学短期大学部は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和2年3月17日付で適格と認める。

## 機関別評価結果の事由

### 1. 総評

平成30年6月14日付で当該短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、当該短期大学は、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

創設者によって起草された「高度の知識を授け、人間性の高揚を図り、専門知識と応用技術をもって社会に貢献し、世界文化の向上と人類福祉に寄与する人物を養成する」という建学の精神は、教育理念である日々の努力精進を謳う「あすなろう」精神と結び付けられ、学内外に示され、教職員・学生に共有されている。また、創設当初から地域住民との交流の場を設け、地域の生涯学習の拠点としての役割を担っている。

短期大学及び各学科の教育目的は学則に示されている。学習成果は、到達度を評価できる具体的な学修到達目標として定められている。三つの方針は、毎年見直しを行っており、公表されている。アカデミックアセスメント・ポリシー、エバリュエーション・ポリシーも設定され、教育の質保証に対する教学マネジメント体制の充実が図られている。

自己点検・評価のための規程及び組織が整備され、毎年アクションプログラムの実施状況評価が全学的に行われている。定期的に認証評価の基準に基づく自己点検・評価の報告書が作成されている。

卒業認定・学位授与の方針は、建学の精神及び学習成果の双方向からの整合性を図って策定されている。教育課程編成・実施の方針は卒業認定・学位授与の方針と一体的に策定され、各学科・コースはそれらを踏まえて共通教育科目群及び専門科目群によって教育課程を編成している。入学者受入れの方針は、学生募集要項等に明確に示されている。

学習成果の獲得に向けた学習支援は多様に取り組みされており、学習支援は入学前教育から始まり、継続的にクラス担任やチューターによって行われている。また、全教員が学習成果の獲得状況を把握して個別指導を行っており、成績不振者への指導を規程に位置付けて実施している。学生の学習成果の獲得状況は電子化された評価支援システムによって把握でき、データ処理も容易である。このデータを分析・解釈することで教育の効果の顕在化、教育の改善が可能となっている。生活支援は五つのサポート体制を構築して取り組まれている。

教員組織は、短期大学設置基準を充足しており、専任教員は適切に配置され、教育・研究に取り組み、研究等の業績は毎年ウェブサイト公表されている。事務組織は、業務遂

行上の責任体制を明確にし、各部署には学生の学習成果の獲得の向上に必要な経験と専門的能力を有するスタッフを配置している。FD 及び SD 活動に関する規程は整備され、共同で研修会が開催されており、教職員評価システムが試行されている。

校地、校舎の面積は短期大学設置基準を充足しており、専門職業人の養成施設として必要な施設・設備を備えている。施設・設備、物品の維持管理は適切に行われ、火災・地震対策、防犯対策、コンピュータシステムのセキュリティ対策等も適切に行われている。地震対策として、旧校舎と食堂棟を建て替えている。学生の学習支援のために学内 LAN を整備して敷地内どこでも無線ネットワーク (Wi-Fi) の利用を可能としている。

財務状況は、学校法人全体で過去 3 年間、短期大学部門で過去 2 年間、経常収支が収入超過である。

理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を具現化するため、中期目標・中期計画を策定し、学校法人の運営において陣頭指揮を執っている。理事長は学長を兼務しているため、経営面と教学面の両面においてリーダーシップが発揮できており、スムーズに意思決定できる管理運営体制が確立している。理事会は適切に運営され、認証評価に対する責任も果たしている。学長は、教学について最終的な責任を負っている。加えて、科目担当者として教育理念である「あすなろう」精神に基づく教育の実現に向けてリーダーシップを発揮している。教授会は学長が議長となり、「西九州大学短期大学部教授会規則」に定める事項について審議し、学長の権限と責任において審議事項の最終的な判断を行っており、教学運営体制は確立している。

監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適切に監査し、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。評議員会は、寄附行為に基づいて適切に組織され、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営されている。教育情報及び財務情報をウェブサイト等で公表・公開している。

## 2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、当該短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

### (1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は当該短期大学の以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

#### 基準 I 建学の精神と教育の効果

[テーマ A 建学の精神]

- 創設者によって起草された建学の精神と教育理念である「あすなろう」精神が、三つの方針に貫かれており、必修の教養科目「あすなろう」系科目が開講され、理事長・学長自らがこれらについて語る機会を積極的に設けている。建学の精神、教育理念は、当

該短期大学の教職員及び学生に浸透している。

- 「昼間は大学生、夜は地域住民を教育する」という創設者の思いを継承し、建学以来、地域社会に生涯学習の機会を多様に提供し続けている。「健康福祉・生涯学習センター」による「エルダーカレッジ」は、多くの卒業生を輩出し、さらに各学科も授業と結び付け、自治体とつながりながら多様な地域貢献活動に取り組んでいる。

#### [テーマ B 教育の効果]

- 学習成果は学修到達目標としてその到達度を測定できるように定められている。これを踏まえて「三つの方針」が定められ、教育課程が編成され、教育の効果が評価される。そのために、アカデミックアセスメント・ポリシーとエバリュエーション・ポリシーも策定されている。

### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

#### [テーマ A 教育課程]

- 教育課程は、学科・コース別に各科目と学修到達目標を関係付けるカリキュラム・チェックリスト（カリキュラム・マップ）のほか、科目系統図、科目ナンバリングによって体系化され可視化できるようになっている。
- 電子システム化された評価支援システムで学習成果（学修到達目標）の査定を行っている。GPAによる成績評価だけではなく、学習成果の4要素ごとの学修到達度及びルーブリック評価による学生の自己評価を総合的に実施でき、学生も教職員も評価結果を把握・確認できるので、学生自身による学習課題の発見や教員による教育の改善に活用することができる。

#### [テーマ B 学生支援]

- 五つのサポート体制（オフィスアワー、チューター制度、健康相談、学生相談、ハラスメント相談）を構築するとともに、学生の履修や資格取得に関しては、全体指導で理解できない学生への個別指導を丁寧に行い、成績不振者に対する指導を規程に定めて履修指導の強化を教職協働で図っている。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

#### [テーマ A 人的資源]

- 教職員の新しい人事評価システムとして「教育職員用ヒアリングシート」、「ティーチング・ポートフォリオ」、「事務職員用ヒアリングシート」、「スタッフ・ポートフォリオ」を導入し、学生同様に①態度・志向性、②知識・理解、③技能・表現、④実効性の四つの項目でルーブリックを作成している。自ら点検・評価できる客観的指標を取り入れたものである。

#### [テーマ B 物的資源]

- 校舎や食堂棟を建て替え、採光を取り入れた明るい環境のもと、子育て支援室、保育演習室、表現スタジオ等、十分な広さと機器・備品を備えた新たな校舎・教室等があり、



教育環境が充実している。

- 環境推進委員会を設置し、教授会等の会議資料のペーパーレス化、キャンパス間の会議への Web 会議システムの導入、太陽光発電設備の設置、学生・教職員による近隣地域の定期的な清掃活動等によって省エネルギー・省資源対策、地球環境保全に取り組んでいる。

## (2) 向上・充実のための課題

本協会は以下に示す事項について、当該短期大学が改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ B 学生支援]

- シラバスにおいて、15 週目の授業において定期試験を実施している科目があるので、改善が望まれる。

## (3) 早急に改善を要すると判断される事項

以下に示す事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

なし

### 3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

#### 各基準の評価

##### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

創設者によって起草された「高度の知識を授け、人間性の高揚を図り、専門知識と応用技術をもって社会に貢献し、世界文化の向上と人類福祉に寄与する人物を養成する」という建学の精神は、教育理念である日々の努力精進を謳う「あすなろう」精神と結び付けられて学内外に示され、教職員・学生に共有されている。

創設当初より地域住民との交流の場を設け、地域の生涯学習の拠点となっている。学校法人全体として「地域大学宣言」を行い、リカレント教育・研究推進本部を設けて、リカレント教育・産学官民連携事業の推進に取り組んでいる。

学則には短期大学及び各学科の教育目的が示されている。学習成果は、建学の精神及び教育目標の具体的な到達目標として機関レベルと各学科・コースの教育課程レベルで設けられ、それぞれの学修到達目標を定めている。

三つの方針は、毎年の見直しの上、公表されている。アカデミックアセスメント・ポリシー、エバリュエーション・ポリシーも設定され、教育の質保証に対する教学マネジメント体制の充実が図られている。学科・コースの卒業認定・学位授与の方針は、科目系統図の中で分野別科目群との直接的な関係付けがなされており、三つの方針を踏まえた教育活動が行われている。

自己点検・評価のための規程及び組織が整備され、毎年アクションプログラムの実施状況評価が全学的に行われ、4年ごとに認証評価の基準に基づく自己点検・評価の報告書が作成されるが、全教職員による自己点検・評価の日常化、定期的な結果の公表等の取組みが望まれる。学習成果（学修到達目標）を評価する仕組みが構築されているが、この仕組みはまだ途上の段階であり、今後の精緻化と徹底が期待される。

##### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

卒業認定・学位授与の方針は、建学の精神及び学習成果の双方向からの整合性を図って策定され、「Campus Life Handbook」、ウェブサイト等に示されている。各学科・コースの卒業認定・学位授与の方針は学習成果（学修到達目標）に対応しており、学則に卒業の要件・成績評価の基準・主要な資格取得の要件を明確に示している。

各学科・コースの教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針と一体的に

策定されている。シラバスには必要な項目を明示しているが、15週目の授業において定期試験を実施している科目があるので、改善が望まれる。各学科・コースは、短期大学設置基準にのっとり、共通教育科目群及び専門科目群によって教育課程を編成している。その中で、職業教育が実施されているが、その効果測定やそれに基づく改善の取組みは実習以外の科目についても取り組まれない。

各学科・コースの入学受入れの方針は、卒業認定・学位授与の方針を達成するために、受入れの際に教育上必要とされる内容を示している。学生募集要項、ウェブサイト等に、入学に必要な経費、授業料とともに明確に示されている。また、包括連携協定を結ぶ高等学校等から意見を聴取する場を設け、毎年定期的な点検を実施し、改善に取り組んでいる。

学習成果は、学修到達目標及びその評価指標であるルーブリックとして策定されている。学習成果の獲得状況は、各科目の成績評価に基づく能力要素別の学修到達度と、学習成果の評価指標（ルーブリック）による自己評価の二つの評価軸によって測定されている。学生の卒業後評価は、各学科とも学生支援課と協力して3年ごとに「卒業生の勤務状況に関するアンケート」を実施し、また、実習巡回先等で意見聴取し、各種委員会で共有され、授業や教育課程の改善、学習成果の点検に活用している。

学習成果の獲得に向けて、学習支援は入学前教育から始まり、継続的にクラス担任やチューターによって行われている。また、全教員が学習成果の獲得状況を把握して個別指導を行っており、成績不振者への指導を規程に基づいて実施している。学生の学習成果の獲得状況は電子化された評価支援システムによってデータ処理が容易になり、そのデータを分析・解釈することで教育の効果の顕在化、教育の改善が可能となっている。今後、学生への理解を促進させ、評価支援システムを活用した学習支援の充実がさらに期待される。学生支援環境として修学支援・キャリア・学修の三つのポートフォリオが整備されているが、十分有効活用されていない。

生活支援は、オフィスアワー、チューター制度、健康相談、学生相談、ハラスメント相談の五つのサポート体制を構築し、多様に行われている。留学生には、借り上げアパートの準備、国家試験対策等の勉強会等の学習・生活支援が実施されているが、更なる留学生支援体制の整備が期待される。

進路支援は、進路ガイダンスや個人面談、リクルートブース（就職資料室）の整備等が行われている。各学科・コースは基礎学力アップ対策、資格・検定等の試験対策講座等を実施している。進学支援は、併設大学の教員による進学説明会が実施され、他大学への編入学に関する情報はリクルートブースに備えられている。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は短期大学設置基準を充足している。教員は資格・業績と経験に基づいて適切に配置している。専任教員は学科の教育課程編成・実施の方針に基づく教育・研究に取り組む、研究業績等は毎年ウェブサイト公表されている。事務組織は、業務遂行上の責任体制を明確にし、各部署には学生の学習成果の獲得の向上に必要な経験と専門的能力を有する職員を配置している。SD活動については、規程に基づき適切に行われ、FD委員会と連携を図り合同の学内研修会も開催している。人事・労務管理は諸規程に基づいて適切に

行われ、教職員評価システムが試行されている。

校地・校舎の面積は短期大学設置基準を満たしており、専門職業人養成施設として必要な施設・設備を備えている。施設・設備、物品の維持管理は適切に行われ、火災・地震対策、防犯対策、コンピュータシステムのセキュリティ対策等も適切に行われている。教職員・学生による防災避難訓練を実施している。地震対策として、旧校舎と食堂棟が建て替えられ、教育環境は充実している。学内の無線ネットワークも整備されている。なお、学習成果の評価支援システム等、教職員や学生のネットワークの活用が必須なので、情報機器の操作等、技術的支援体制の拡充が期待される。

財務状況は、学校法人全体で過去3年間、短期大学部門で過去2年間、経常収支が収入超過である。

#### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を具現化するため、中期目標・中期計画を策定し、学校法人の運営において陣頭指揮を執っている。理事長は学長を兼務しているため、経営面と教学面の両面においてリーダーシップが発揮できており、双方の意向を機能的に結び付けて、意思決定もスムーズにできる管理運営体制を確立している。理事会は適切に運営され、認証評価に対する責任も果たしている。

学長は規程に基づき、教学について最終的な責任を負っている。加えて、科目担当者として教育理念である「あすなろう」精神に基づく教育の実現に向けてリーダーシップを発揮している。また、教授会は学長が議長となり、「西九州大学短期大学部教授会規則」に定める事項について審議し、学長の権限と責任において審議事項の最終的な判断を行っており、教学運営体制は確立している。

監事は、寄附行為に基づき選任されている。監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適切に監査し、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に提出している。教学面の監査についても可能な範囲で取り組む努力をしている。

評議員会は、寄附行為に基づいて適切に組織されており、複数回開催され、評議員会は理事長を含め役員との諮問機関として適切に運営されている。

教育情報については、学校教育法施行規則の規定に基づいてウェブサイトや刊行物等に公表している。また、私立学校法の規定に基づいて財務情報をウェブサイト等で公開している。

## おわりに

認証評価におきましては、令和元年（2019年）10月9.10日の二日間に渡り、一般財団法人短期大学基準協会から評価員4名の先生方の訪問調査をいただき、令和2年（2020年）3月に「適格」と認定されました。評価員の先生方からは、「自己点検・評価報告書」をご精読いただき、細やかなご指導と今後の改善に繋がるご助言を賜りました。心より感謝申し上げます。

第3期目となる今回の認証評価においては、学習成果に係る教育の質保証が主な要件でありました。本学では、平成25年度よりこの課題に取り組み、「適格」の認定をいただきましたが、今後改善すべき課題やご示唆も少なからずいただきました。今後、地域に資する短期大学としていっそう期待されるよう、自己点検・評価を積極的に進め、PDCAサイクルの充実を目指していきます。

令和2年3月

西九州大学短期大学部  
ALO 平田 孝治